

博 士 学 位 論 文

内 容 の 要 旨
及 び
審 査 の 結 果 の 要 旨

第 24 号

日本女子大学

は し が き

この冊子は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的として、平成 24（2012）年度に本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏名	学位論文題目	頁
甲第 157 号	博士(教育学)	山澤和子	女性における意識変容の学習の研究	(1)
甲第 158 号	博士(教育学)	加藤美由紀	現代中等教育における生物の保全概念の変遷	(7)
甲第 159 号	博士(文学)	清水まさ子	学術論文における構成要素の出現のしかた —留学生に対する日本語アカデミック・ライティング教育のために—	(12)
甲第 160 号	博士(文学)	中村麻衣子	From Charles Stewart Parnell to Roger Casement:Yeats's Creation of Irish Hero Myth	(23)
甲第 161 号	博士(学術)	祓川摩有	リン代謝に関する研究—食事性因子によるアルカリホスファターゼへの影響—	(31)
甲第 162 号	博士(学術)	須藤良子	「紅型研究」の再構築 —琉球紅型のイメージと実像—	(35)
甲第 163 号	博士(学術)	山崎陽菜	子どもの生活行動からみた学童保育所の施設計画に関する研究	(39)
甲第 164 号	博士(学術)	太田茜	19世紀末から20世紀初頭アメリカにおける衣生活	(43)
甲第 165 号	博士(教育学)	秋保恵子	奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育	(47)
甲第 166 号	博士(理学)	鈴木恵雅	味覚嫌悪学習の消去記憶保持機構の形成過程に対するテストステロンの作用	(55)
乙第 57 号	博士(学術)	山村明子	19世紀後半から20世紀初頭のイギリス女性服飾におけるスポーツからの影響	(59)
乙第 58 号	博士(教育学)	北詰裕子	J.A. コメニウスの世界観と言語観に関する教育思想史研究—17世紀における事物・言葉・書物—	(63)

昨年度公表済の同冊子第 23 号において、原稿が一部未掲載であったため今回改めて、平成 23 (2011) 年度論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨全文を掲載する運びとなった。

甲第 150 号	博士(文学)	大島香織	原爆報道の確立—被爆地の平和運動	(71)
----------	--------	------	------------------	------

氏名	山澤和子
学位の種類	博士(教育学)
学位記の番号	甲第157号
学位授与年月日	2012(平成24)年9月20日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	女性における意識変容の学習の研究
論文審査委員	主査教授 田中雅文 副査教授 澤本和子 教授 真橋美智子 お茶の水女子大学教授 三輪建二 東洋英和女学院大学教授 藤村久美子

論文の内容の要旨

序章

日本国憲法に男女平等が謳われているものの、男女平等社会の実現には長い期間を要している。戦後から半世紀を経た1999年になってようやく男女平等社会を目指すための、男女共同参画社会基本法が施行された。しかし、なお性別役割分業観は払拭されず、男女共同参画社会の実現には時間を要している。男女ともに性別役割分業観の縛りから解放されることが重要であり、そのためにはジェンダー学習の機会の拡充を進めていかなければならない。なかでも女性を対象とする社会教育の講座において、それぞれの学習者が抱いている価値観を捉えなおし、ジェンダーに敏感な意識の醸成を促すこと、すなわち意識変容の学習を促すことは重要である。なぜならば、人々の意識変容が男女平等社会実現への重要な役割を果たすと考えるからである。

それでは、女性における意識変容の学習はどのような歴史的な系譜のもとに推移し、実際どのようなプロセスで実現するのだろうか。前者については、社会教育研究において女性問題に関する多くの先行研究はあるものの、女性における意識変容の学習に関する通史研究はみあたらない。後者については、個別の関心にもとづく先行研究は散見されるものの、意識変容のプロセスを十分に解明しているとはいえない。

以上の背景をふまえ、本研究では二つの目的を設定した。第1は、女性における意識変容の学習の歴史を分析すること(研究目的1)、第2は、気づきと長期スパンのライフストーリーに焦点をあてて、女性の学習者における意識変容のプロセスの分析を行うことである(研究目的2)。なお、本論では学習者の感覚や体感、経験によって生じる新たな発見を気づきと定義した。それに加えて各人が従前から抱いている前提を再確認することも気づきに含むこととした。

研究目的 1 については、戦後から男女共同参画社会基本法の施行頃までの期間に焦点をあて、女性問題と女性政策の実態をふまえ、この期間を 4 期にわけて、女性における意識変容の学習の歴史を分析した(第一部)。研究目的 2 については、女性学習者を対象として、学習の中で発生する気づきに焦点を当て、ライフストーリー法を用いて女性の学習における意識変容の分析を行った(第二部)。具体的には、次の三つの分析を行った。第 1 に、意識変容の分析におけるライフストーリー法の有効性を検討した(研究目的 2-1)。第 2 に、気づきの類型化と意識変容のプロセスのタイプを分析した(研究目的 2-2)。第 3 に、意識変容の学習のプロセスを分析し、「気づきからみた意識変容の学習のプロセス」モデルを構築した(研究目的 2-3)。

以下に示す第一部は研究目的 1、第二部は研究目的 2 にもとづいて行った分析の要旨である。

第一部 意識変容を促す女性の学習の歴史(研究目的 1)

第 1 章では、戦後の女性政策を国内外のそれぞれについて示し、女性問題と女性政策の概要を浮き彫りにした。第 1 節では第二波フェミニズムによる国際的な女性政策の動向、第 2 節では国内の女性政策の動向を概観した。それをもとに第 3 節では、戦後から現在まで、一貫して日本の女性問題に性別役割分業観が大きく関わってきたこと、このような性別役割分業観が、特に主婦の意識と生活に対して大きな影響を与えてきたことを確認した。

第 2 章では、主婦に焦点を当て、戦後から 2000 年頃までにおける「女性における意識変容の学習」の歴史を、4 期にわけて考察した。その結果、第 1 期から第 4 期に進むに連れて、意識変容の学習は意識レベルの変容から行動レベルの変容へと進展してきたことが明らかになった。しかし、一方で、意識変容を促すための学習機会に関する各事例から確認されたことは、女性達が性別役割分業観という抑圧から簡単に解放されるものではない、ということである。第 4 期においても女性問題講座が開講されていることからわかるように、第 1 期から第 3 期まで続いた抑圧が、決してなくなったわけではないのである。この抑圧から女性達が解放されるためには、今後も意識変容の学習が重要であると考えられる。

第二部 ライフストーリーからみえる女性の学習と意識変容(研究目的 2)

第 1 章では、第二部で行う分析の枠組みと調査概要を示した。調査の対象は 2000 年の A 市ジェンダー講座の受講生 12 名である。講座修了後 6 年間のライフストーリー調査を行った。

第 2 章では、調査から浮き彫りになった 12 名のライフストーリーを記述した。

第 3 章(研究目的 2-1)では、ライフストーリー法を総合的に用いることが意識変容の分析に有効であることが、明らかになった。具体的には、以下の 3 点である。第 1 に、ライフストーリーを把握するための 3 種類の調査方法—すなわち①個人インタビュー、②記述〔学習者がライフストーリーを書く〕、③グループインタビュー—のそれぞれにおいて気づきが確認された。第 2 に、とりわけ①②③の順序で行うことが、学習者に気づきを促すために有効であることが確認された。第 3 に、このような 3 種類の方法を用いることによって、単一あるいは二種類の方法に限定する場合よりも変容過程の実態をより正確に把握できることがわかった。

第 4 章(研究目的 2-2)では、気づきに焦点を当て、気づきの類型化と意識変容のプロセスの分析を試みた。気づきの類型化に関しては、論理的には 32 の類型が存在するのに対し、実際には 22 の類型が見出された。気づきは対象と段階という二つの次元から分類される。対象からみた類型は、「自己に関する気づき」、「他者に関する気づき」、「社会に関する気づき」に分類される。段階では、「発見の気づき」と「確認

の気づき」があり、それぞれ「意識レベル」と「行動のレベル」、「プラス評価」と「マイナス評価」の気づきにさらに細分化されることが明らかになった。

「発見の気づき」とは、意識化された前提を覆す気づきである。「確認の気づき」とは前提を再肯定し根づかせる気づきである。「意識レベルの気づき」とは、意識は変わったが行動にまでは直接結びつかない気づきである。「行動レベルの気づき」とは意識レベルにとどまらず、行動レベルの変容にまで結びつく気づきのことである。「プラス評価の気づき」とは、自己や他者・社会との関係について肯定的に評価する気づきであり、「マイナス評価の気づき」とは、自己や他者・社会との関係について否定的に評価する気づきである。気づきの中で三分の二は「プラス評価の気づき」であった。

さらに意識変容を詳細に分析した結果、第1に、無意識の中にある前提を表出させる働きを持つ「顕在化の気づき」の存在が浮き彫りになった。「顕在化の気づき」は前提をより明確化する役割を果たす。第2に、女性達が社会や人間関係から受ける抑圧に対する気づきがあることも明らかになった。気づきの半数以上が「抑圧に対する気づき」であった。これは、戦後の改革期から現在まで、女性達がなお抑圧を受け続けていることを示唆しており、今後も抑圧からの解放の学習が必要であることを示すものである。

以上をふまえて意識変容のプロセスを分析し、次の知見を得た。第1に、9タイプの意識変容のプロセスが抽出できた。第2に、「確認の気づき」が生じると意識変容が促進されやすいことがうかがえた。第3に、気づきが生じた結果として「意識変容が促進されるプロセス」と、以前に気づきが生じて意識変容が促進されたものの、その後気づきが生じず意識変容のプロセスがとどまっているという「停滞する意識変容のプロセス」が存在することが確認できた。

第5章（研究目的2-3）では、第4章で抽出した「発見の気づき」、「確認の気づき」、「顕在の気づき」という3種類の気づきに焦点化した分析を通して、クラントンが提唱する〈意識変容の学習のプロセス〉のモデルをもとに新しいモデルの構築を試みた。クラントンの〈意識変容の学習のプロセス〉モデルは、①「発見の気づき」の場合のみ意識変容が生じること、②行動変容まで進展する場合のみ意識変容としていくこと、③混乱が生じるようなジレンマの中で批判的にふり返る場合に意識変容が生じること、を提示している。

本研究で作成した「気づきからみた意識変容の学習のプロセス」モデルは次の3点においてクラントンのモデルとの相違点をもっている。第1に、「発見の気づき」のみならず、「確認の気づき」が作用する（意識化された前提を再肯定し、根づかせる）プロセスと「顕在化の気づき」が作用する（意識化されていない前提を顕在化させる）プロセスを見出した。第2に、行動に及ばず意識レベルのみで変容する意識変容も存在することを明らかにした。第3に、女性のジェンダー学習者たちに関しては、「混乱が生じるようなジレンマ」の中の「批判的ふり返り」による場合のみならず、「日常生活」の中での「批判的ふり返り」や「批判的ふり返り」によらない場合においても意識変容が生じることである。

以上のように、長期スパンのライフストーリー法を用い、気づきに焦点を当てた事例分析を行うことによって、女性における意識変容の学習のプロセスが明らかになることを見出すことができた。

終章：結論・政策含意・今後の課題

第一部の分析により、女性のジェンダー学習の機会が、意識レベルにおける変容を促すものから、次第に行動レベルの変容を促すものへと進展してきたことが確認された。第二部では、気づきの類型化を行い、

「確認の気づき」や「顕在化の気づき」が意識変容にとって重要な要因となることを明らかにした。それにもとづき「気づきからみた意識変容のプロセス」モデルを構築した。今後も女性の意識変容の学習が必要であり、ジェンダー学習機会の普及が望まれる。そのためには、講座や社会活動において、「確認の気づき」や「顕在化の気づき」を促すプログラム作成や、「気づき」を促す学習支援者の力量形成が必要であるとする。今後の課題としては、さらなる通史研究の充実や事例収集と分析が必要である。その上、気づきに焦点をあてたプログラム開発、学習支援者の力量形成、ライフストーリー、ふり返りなどの方法論の検討が求められる。

論文審査の結果の要旨

論文の概要

成人教育の分野において、意識変容の学習 (transformative learning) に関する研究の歴史は、それほど長いものではない。とりわけ日本では、1990年代後半以降になってから、ようやく翻訳論文や実証研究論文が多数生み出されるようになった。それでもなお、女性における意識変容の学習については、個別の研究関心にもとづく先行研究が散見されるものの、意識変容のプロセスを十分に解明しているとはいえない。一方、戦後の学級・講座の歴史において、女性に対して意識変容の学習を促すような機会が少なくなかったといわれるものの、そのような観点に立った通史研究はいまだ行われていない。

本研究は、以上の背景をふまえ、次の二つの目的のもとに行われたものである。第1に、女性における意識変容の学習の歴史を分析することである(研究目的1)。第2に、気づきと長期スパンのライフストーリーに焦点をあてて、女性の学習者における意識変容のプロセスの分析を行うことである(研究目的2)。なお、本研究では、気づきとは「学習者の感覚、体感、経験によって生じる新たな発見、あるいは各人が従前から抱いている前提を再確認すること」と定義している。

上記のうち、研究目的2は、三つの分析課題から構成されている。第1に、意識変容の分析におけるライフストーリー法の有効性を検討した(研究目的2-1)。第2に、気づきの類型化と意識変容のプロセスのタイプを分析した(研究目的2-2)。第3に、意識変容の学習のプロセスを分析し、「気づきからみた意識変容の学習のプロセス」モデルを構築した(研究目的2-3)。

以下、それぞれの研究目的に基づく分析の結果を要約して記述する。

第一部では、研究目的1の分析結果を記述している。ここでは、戦後から男女共同参画社会基本法の施行頃までの期間に焦点をあて、女性問題と女性政策の実態をふまえ、この期間を4期にわけて、女性における意識変容の学習の歴史を分析した。その結果、第1期から第4期に進むに連れて、意識変容の学習は意識レベルの変容から行動レベルの変容を促すものへと進展してきたことが明らかになった。しかし一方で、女性達が性別役割分業観という抑圧から簡単に解放されるものではないことも浮き彫りとなり、この抑圧から女性達が解放されるためには、今後とも意識変容の学習が重要であることが示された。

第二部では、研究目的2の分析結果を記述している。分析は、次に述べる調査によって得たデータを用いて行った。調査対象は2000年に実施されたA市ジェンダー講座の受講生12名、調査時期は2006年5月～2007年2月である。調査方法は、①個人インタビュー、②記述[学習者がライフストーリーを書くこと]、

③グループインタビューであり、これらを通して各人のライフストーリーを把握した。ライフストーリーの対象期間は、講座修了後 6 年間であった。研究目的 2 を構成する三つの分析課題の結果は、以下のとおりである。

研究目的 2-1 に対しては、ライフストーリー法を総合的に用いることが意識変容の分析に有効であることが、明らかになった。つまり、ライフストーリーを把握するために用いた上記 3 種類の調査方法のそれぞれにおいて気づきが確認された。しかも、単一あるいは 2 種類の調査に限定する場合よりも 3 種類をセットで用いることにより、そして①②③の順序で行うことにより、変容過程の実態を正確に把握できることがわかった。

研究目的 2-2 に対しては、以下の諸点が明らかになった。

まず、気づきの類型化に関しては、次のとおりである。気づきには、意識化された前提を再肯定し根づかせる「確認の気づき」と、そうした前提を覆す「発見の気づき」という二つの段階があり、それぞれ「意識レベルの気づき」（意識は変わったが行動にまでは直接結びつかない）と「行動レベルの気づき」（意識レベルを越えて行動レベルの変容にまで結びつく）に分かれる。一方、対象別にみると「自己に関する気づき」、「他者に関する気づき」、「社会に関する気づき」がある。対象と段階の組み合わせによって、気づきには多様な類型が含まれることが確認された。さらに、無意識の中にある前提を表出させる働きを持つ「顕在化の気づき」の存在も明らかになった。

以上をふまえて意識変容のプロセスを検討した結果、9 タイプの意識変容のプロセスが抽出できた。これらの分析から、「確認の気づき」が生じると意識変容が促進されやすいこと、意識変容のプロセスには「促進」と「停滞」があることが浮き彫りとなった。「促進」とは、気づきが生じた結果として意識変容が促進されることである。「停滞」とは、以前に気づきが生じて意識変容が生じたものの、その後気づきが生じず意識変容が滞っていることを意味する。

最後に、研究目的 2-3 に対しては、上記で得た気づきの類型を用いて、新しいモデルを構築することができた。それは、カナダの成人教育学者 P. クラントンが提示している〈意識変容の学習のプロセス〉モデルを修正したものである。クラントンの〈意識変容の学習のプロセス〉モデルは、①「発見の気づき」の場合のみ意識変容が生じること、②行動レベルの変容まで進展する場合のみを意識変容としていること、③混乱が生じるようなジレンマの中で批判的にふり返る場合に意識変容が生じること、を前提としている。本研究の分析結果は、次の 3 点においてクラントンの前提を修正するものであった。第 1 に、「発見の気づき」のみならず、「確認の気づき」によって前提を再肯定して根づかせるプロセス、「顕在化の気づき」によって意識化されていなかった前提を顕在化させるプロセスが存在する。第 2 に、行動に及ばず意識レベルのみで変容する意識変容も存在する。第 3 に、「混乱が生じるようなジレンマ」の中の「批判的ふり返り」による場合のみならず、「日常生活」の中での「批判的ふり返り」や「批判的ふり返り」によらない場合においても意識変容が生じる。以上の 3 点をふまえて、本研究ではクラントンのモデルを修正して「気づきからみた意識変容のプロセス」モデルを構築することができた。

以上に述べたすべての分析結果から、本研究の結論をまとめると次のとおりである。第一部の分析（研究目的 1）により、女性における意識変容の学習は、意識レベルにおける変容を促すものから、次第に行動レベルの変容を促すものへと進展してきたことが確認された。第二部の分析（研究目的 2）により、気づき

に焦点を当てて長期スパンのライフストーリー法を適用することによって、女性における意識変容の学習のプロセスを明らかにすることができ、「確認の気づき」や「顕在化の気づき」が意識変容にとって重要な要因となることを明らかにした。それにもとづき、P. クラントンのモデルを修正した「気づきからみた意識変容のプロセス」モデルを構築することができた。

審査委員会の見解

審査委員会では、本論文はこれまでの成人教育研究を超える先駆的な研究であると高く評価された。先行研究にないところに優れた点として、以下の意見が出された。

- (1) 意識変容の学習に関するこれまでの研究は、学習支援者の側に立ったものが多い。それに対し、本研究は学習者の側に立ち、しかも丁寧な事例分析の結果を積み上げてモデル構築につなげたもので、今後におけるこの分野の研究を先導するものである。
- (2) 個人インタビュー、記述、グループインタビューという三つの方法を用いてライフストーリーを分析したことは、これまでの研究にないものである。
- (3) 個々の学習者がこれらの調査過程のなかでも意識変容を経験したことを発見したのは特筆すべきものであり、この成果は意識変容を促すための手法の開発につながる。とくに、確認の気づきを通して前提を定着させ、自己評価の高い意識の構築を促していくような学習支援の方法論の開発が期待できる。
- (4) 今回の分析結果は、ある程度普遍性をもつものと評価できる。つまり、この結果を学校教育やその他の教育分野で、子どもから大人までさまざまな学習者の気づきや態度変容を促す教育に応用できる貴重な成果である。

以上のような本論文の優れた点を踏まえて、今後さらに発展させてほしい点として、以下のことが指摘された。

- (1) 第一部については、女性の意識変容の学習に関する先駆的な通史研究として評価できるものの、全体的な傾向を把握するには資料が限られており、今後はさらに充実した資料分析に期待したい。
- (2) 第二部については、今回は限られた事例の分析によってモデルを構築したもので、今後はさらにモデルの精緻化を進めてもらいたい。具体的には次のとおりである。第1に、今回は専業主婦をケースにとった分析であり、職業女性や社会的な不利益層の女性など、状況の違う女性の調査も必要である。第2に、意識変容には価値観や世界観に根本的な変化をもたらすものから、日常レベルの小さな変容までいろいろあるため、意識変容という概念の細分化を試みる必要がある。第3に、上記のことを踏まえ、多様な事例分析を重ねることによって、意識変容の多相性を十分に整理していく必要がある。
- (3) 今回の結果によると、今後さらに女性の意識変容が必要であり、そのための方法論の開発が求められるということになる。しかし、それだけであれば女性の努力を促すという課題のみが強調される。女性自身の努力の一方で、女性を取り巻く環境要因の改革が重要であり、政策的含意として制度改革の提案や男性の意識変容の課題などに踏み込めるともっとよかった。

結論

以上の評価をふまえて、審査委員会は全員一致で、本論文が博士（教育学）を授与するに十分値するものと認められるとの結論に達した。

氏名	加藤 美由紀
学位の種類	博士（教育学）
学位記の番号	甲第 158 号
学位授与年月日	2012（平成 24）年 9 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	現代中等教育における生物の保全概念の変遷
論文審査委員	主査 教授 田部 俊 充 副査 教授 森田 伸 子 教授 田中 雅 文 日本女子大学名誉教授 金子 堯 子 明治大学教授 倉本 宣

論文の内容の要旨

本研究は、環境問題の一つである生物多様性保全という問題の解決に向けて、中等教育における生物の保全教育を構築することを目的としている。この背景には、科学技術の発展した現代において、人間の責任の範囲を対人間に限定せず、生物を含む自然にまで拡大するという考え方が生じるほど、人間の行為の影響が時間的にも空間的にも増大したという現状がある。もとより、生物の種は長い時間の進化の過程の中で多様に分化し、それぞれの種は相互作用によって生態系を形成してきたと考え、人間と生物との関係を考える上での「保全」という概念については、進化の時間軸と生態系の空間軸を損なわないように共存するという概念を整理した。

この生物多様性保全という語は、1986 年の生物多様性フォーラムにおいて登場し、1990 年代以降にその考え方が浸透してきた。生物多様性保全という語が登場する以前は、1970 年代までの天然記念物や景観などの自然保護、1980 年代 1990 年代の里山などの身のまわりの自然を保全する参加型の保全活動などがあり、時代の流れとともに保護や保全の対象が変化してきた。これらの自然や生物の保護・保全に対する教育は、保護・保全の形態が変化するに伴って、自然保護を目的とした教育から生物多様性保全を目的とした教育へと移行していった。また、自然保護教育に関して指摘されていた理科や社会科等の連携については、トランスサイエンスとしての生物多様性保全教育が提案されている。

このような現状をふまえ、第 1 章で理科と社会の学習指導要領の記述による分析からトランスサイエンスとしての保全教育における理科の位置づけを確認し、第 2 章で 1940 年代から 1970 年代までの自然保護教育に続いて 1990 年代以降の生物多様性保全教育へと変遷していく流れを確認し、第 3 章で自然保護教育と生物多様性保全教育の違いを明確に示した上で、第 4 章で保全教育の実際との対応を解明した。第 5 章結論において、中学校と高等学校の連携を意識した生物の保全教育のカリキュラムを検討した。

第1章では、理科と社会科の、昭和22年学習指導要領試案から平成20年中学校学習指導要領と平成21年高等学校学習指導要領における自然や生物の取扱いを分析し、トランスサイエンスの中での理科の位置づけを確認した。トランスサイエンスとしての生物多様性保全の問題について、社会科でその姿勢を育成し、理科で技術的な問題分析、自然や生物多様性を減じている原因に対する対処方法を考案していくという形のクロスカリキュラムが考えられる。中学校高等学校理科の学習指導要領の記述から、利用できる生物の保護から生命尊重、自然の保護、自然環境保全へと変遷が見られ、さらに高等学校生物では生物多様性保全へと変遷が見られた。中学校社会科地理的分野と高等学校地理歴史科地理では、資源の利用・愛護の観点から、自然と人間の関係の変容について意識させる観点が見られ、自然と人間との関係を認識する姿勢が示された。また、中学校社会科公民的分野と高等学校公民科現代社会および倫理では人権尊重が各学習指導要領改訂を通して貫かれている基本概念であるが、高等学校公民科倫理では両性の本質的平等や生命の畏敬へと対象が拡大していく方向性が見られ、行為の影響力を及ぼす範囲が人間以外の生命に拡大する可能性があることが示された。このような教科内容の中で、理科では、進化の流れの中で種が分化してきた時間概念と、分化した種どうしの相互作用によって築き上げられた生態系の空間概念を構築することが大切である。ある種の生物の中に流れる時間と空間の概念を構築することで、自然と人間との関係を認識し、人間の行為の影響力の及ぼす範囲に配慮することが可能となるからである。理科では、生物多様性を減じてきた要因に対する現状分析を行い、その要因を取り除くことで生物多様性保全が行われることを明確に学習する必要性について示唆を行った。

第2章では、自然保護に関する法律との教科書記述との対応を分析することにより、理科のカリキュラムの中での、生物の保護・保全についての現状と対処方法の理解の範囲を明らかにした。その結果、1970年代の自然保護教育から1990年代以降の生物多様性保全教育へと変遷しつつある現状が示された。1970年代の自然保護は、生物の種を保全し、生物の種どうしの相互作用からなる生態系を保全するものである。自然保護教育は、種どうしの相互作用や環境との関係の中での生物を、その場から切り離さずに保全するという教育であり、生態系の概念を重視していた。それに対して、生物多様性保全は、種の多様性と生態系の多様性に加えて、遺伝子の多様性を重視している。遺伝子の多様性が保たれることで、種の多様性が保たれ、生態系の多様性も保たれるからである。そのため、生物多様性保全教育は、遺伝子の多様性と種の多様性と生態系の多様性の概念と3つの多様性が保たれるための対策を学習するものであるといえる。第2章では、生物多様性の危機の構造についての教科書記述の分析も行い、生息地の分断や環境の質の変化、外来種問題に対する中学校と高等学校の教育内容の違いを指摘した。

第3章では、多様性という語の分析により、自然保護教育と生物多様性保全教育の違いを明らかにした。1930年代の多様性は、生物界の多様性であり、分類の章で説明されていた。1970年代の多様性は多様性・共通性であり、共通の性質をもつ生物が多様性に分化してきたという内容であり、分類と進化の章に関連して記述されていた。1980年代になると高等学校生物の教科書の中には、遺伝子の多様性と生態系の安定について記述されている教科書もみられ、教科書によっていろいろな角度から多様性について記述されていた。1990年代後半から2000年代にかけて生物多様性保全という項目が生物の集団の章に設けられた。これは、1970年代の公害問題や1990年代の内分泌攪乱物質などの環境問題と同じ位置づけの項目である。多様性という語の変遷が示すものは、1970年代までの多様性は分類の分野のものであり、生物が長い進化の過程で分化してきた多様な種を学習するというものである。1980年代は移行期と考えることができるが、1990年代以降の多様性は、分類と進化の分野と生物の

集団の分野に記述されている。分類と進化の分野の多様性は、遺伝子の多様性や種の多様性であるのに対して、生物の集団の章の多様性は生物多様性であり、種の多様性と生態系の多様性の概念が中心となっている。そして、これらの3つの多様性の概念をもとに学習する生物多様性保全については、生物の集団の章に記述されている。遺伝子の多様性と種の多様性、生態系の多様性の概念が別々の章で説明されているため、生徒はそれらが生物多様性の3つの概念であることに気がつきにくいことを指摘し、それぞれの多様性の概念が生物多様性の3つの要素として関連していることを教師が意識して説明することの必要性の示唆を行った。

第4章では、保全リテラシーガイドラインの生物多様性の概念と対策の項目と中学校高等学校教科書との対応について確認した。生物多様性の概念と対策の項目の分析は、それぞれ3つの生物多様性を学習する項目と、保全方法という対策が、中学校と高等学校の教科書に具体的に記載されているかということの照応を確認している。保全リテラシーガイドラインの対策の項目のうち、生物多様性を減少させる要因に関連して、絶滅危惧種の保護の項目の内容が高等学校教科書で説明される必要がある。また、生物多様性を減少させる要因を取り除く保全方法に関連した内容は、生態的保護地域システム、生態系復元、捕獲量の管理、外来種の管理の項目が該当する。生態系復元、捕獲量の管理、外来種の管理に関して記述されている教科書が多くみられ、現状の維持あるいは更に多くの教科書でそれらの保全方法について記述されることが望まれる。生態的保護地域システムに関連した内容は、生息地の分断を防ぐことで遺伝子の多様性や種の多様性が保たれるということである。この内容を取り上げている教科書は少ないが、遺伝子の多様性保全や種の多様性保全に関して必要な事項であるため、今後多くの教科書で取り上げられる必要があるという課題を示した。

第5章では、各章の総括を行った上で、中等生物教育における保全教育の展望を考察した。分類と進化の章で記述されている生物多様性は進化の概念を基礎としており、長い時間の中で分化してきた種という概念が、生物多様性を保全するためには必要である。そして、この進化の時間概念に加えて、分化してきた種どうしが相互作用によって生態系を築き上げてきたという空間概念も必要となると考えられる。すでに、1970年代の自然保護教育の時代から、自然から切り離れた生物を対象とする採集主義への批判がなされ、生態系の中での生物を認識するという教育がなされており、そこでは、それまでの1個体を対象とした形態や生理現象だけではなく、生物どうしの相互関係の中で築き上げられた空間概念が学習されてきたからである。この空間概念と、分類と進化の章で学習する時間概念を軸として、生物多様性保全教育はなされるべきであり、生物に内在する進化の時間軸と生態系の空間軸を最大限損なわないように、人間の行為によって生物が絶滅する可能性を予見し、生物が絶滅する要因を理解しその要因を取り除くために努力することで、人間と生物との関係を考えていく生物多様性保全教育の教育内容についての展望を考察した。

論文審査の結果の要旨

I 論文の概要

本博士論文は、生物多様性保全という問題の解決に向けて、中等生物教育における保全教育を構築することを目的としている。第1章で理科と社会科の学習指導要領の記述による分析からトランスサイエンスとしての保全教育における理科の位置づけを確認し、第2章で1940年代から1970年代までの自然保護教育に続いて、1990年代以降の生物多様性保全教育へと変遷していく流れを確認し、第3章で自然保護教育

と生物多様性保全教育の違いを明確に示した上で、第4章で保全教育の実際とその対応を解明した。本研究においては、第2章では中学校理科100冊、高等学校生物95冊、第3章では中学校理科168冊、高等学校生物103冊、第4章では中学校理科8冊（上下巻各4冊）、高等学校生物32冊（IⅡ各16冊）の教科書の記述を綿密に分析し、その結果以下の点を指摘している。

第1章では、トランスサイエンスとしての生物の保全教育における理科の方向性を示した。関連する教科として社会科地理的分野で自然と人間との関係を認識し、公的分野倫理で行為の影響力を及ぼす範囲が人間以外の生命に拡大する可能性があることを示している。こうした状況の中で中学理科第2分野及び高等学校生物では、自然や生物多様性保全を減じてきた要因に関して自然に対する洞察力を涵養し技術的な問題分析がなされてきたことを解明している。

第2章では、戦後の理科のカリキュラムの中で、自然や生物の保全についての現状理解と対処方法の理解がどのようになされてきたかを探るために、昭和22年中学校学習指導要領試案から平成10年中学校学習指導要領に準拠した中学校理科教科書と、昭和23年高等学校学習指導要項試案から平成11年高等学校学習指導要領に準拠した高等学校生物教科書に見られる生物の保護・保全について明らかにした。

第3章では、生物多様性保全の問題の解明には、種の多様性、生態系の多様性、遺伝子の多様性の3つの生物多様性についての概念を学習することが必要となるが、多様性という語をキーワードとして、中学校高等学校の教科書にどのように記述されているのかを明らかにした。多様性という語の変遷を辿ることによって、多様性共通性で扱われる多様性と生物多様性で扱われる多様性の違いに着目し、教科書の章構成との対応によって、異なる章に分断された生物多様性の概念を顕在化させた。

第4章では、アメリカ保全生物学学会の保全リテラシーガイドラインの概念と対策に関する項目と中学校高等学校教科書との対応を分析することで、種概念や遺伝的多様性は、中学校で学習せず、高等学校でも一部の理系進学者が選択するのみであることを明らかにした。このことから、生物多様性を理解するための「種」という基本的な概念や種が分化する過程について多くの生徒が学習していない、ということを指摘した。

最後に第5章では、各章の総括を行った上で、分類と進化の章で記述されている生物多様性は進化の概念を基礎としている点、長い時間の中で分化してきた種という概念が生物多様性を保全するためには必要であるという点、進化の時間概念に加えて分化してきた種どうしが相互作用によって生態系を築き上げてきたという空間概念が必要となる点を指摘した。

II 審査結果

審査委員会は本論文が教科教育学、とりわけ生物教育学の先行研究を超える貢献をなす優れた研究である、との評価で一致した。まず積極的に評価すべき点として、下記のような見解が表明された。

(1) 教科教育学は、単なる教科指導の枠組みにとらわれず、学校教育における各教科の教育の目的・内容・方法等の研究を高度化するために、教育学及び関連する専門諸科学の連携により体系的に組織される。本論文のテーマである生物多様性をめぐっては、生物学における生態学、集団遺伝学や、保全生物学をはじめとする専門諸科学における論議とともに理科教育学はもとより社会科教育学や教育哲学をはじめとする教育学における論議を適切に整合し、生物多様性保全教育の学校教育での位置づけと方向性を示した。

(2) 従来の研究においては、教育学及び関連する専門諸科学がそれぞれ別個に論じられてきたことによ

って、分断されて存在していた生物学の生物多様性の概念を、中学校高等学校の教科書の中で分析・整理し、教科書の中に保全生物学の世界が存在していたことを系統立てて明らかにすることによって、生物教育学における生物多様性保全教育として適切な方向性を示した。

(3) 科学教育は、狭義には理科教育における学習指導要領に指定された内容をいかに指導するか、ということに限定されがちである。広義には人文・社会科学の教育を含めることもあり、生物多様性保全のようなトランスサイエンスの領域の問題に関しては、広義の科学教育という視点が必要である。これからの科学教育は自然科学のみならず人文・社会科学も含め、学習指導要領の内容や教授すべき内容、教材教具の開発などに及ぶ可能性を秘めている。現段階では、各分野の担うべき内容が整理されていない現状に対して、具体的な関連内容を整理分析することで、各分野の方向性を示した。特に、自然保護や生物多様性保全の問題は、多くの複合的な要因が含まれており、学校教育で扱う場合には教科横断的な視点が不可欠である。教科横断的な内容は、1人の教員が全科目を教える小学校では「総合的な学習の時間」で扱い、実践事例が多数ある。これに対して、教科横断的な内容に1つの可能性を示し、複数教科の教員が携わる中学校高等学校での理科の位置づけと方向性を明確にした。

(4) 従来の生物教育史においては、本研究の主題である生物多様性教育に関連して、明治時代から1970年代の自然保護教育、学習指導要領の変遷による分析などが論じられてきた。本研究では、学習指導要領と教科書の記述調査によって、自然保護教育から生物多様性保全教育への変遷を辿ることで、従来の自然保護教育と生物多様性保全教育との相違点を浮き彫りにし、生物多様性保全教育を行う上での重要な視点を提供した。

(5) 従来の体験主義に陥りがちだった「環境教育」に対して、しっかりとした科学的基礎をもった体系的な教育を、むしろ中等教育、(さらには高等教育の教養課程)にまで構築する方向性を示した。

以上はいずれも、膨大な教科書資料等を丹念に読み込むことで資料的な裏付けがなされており、従来の生物教育学の先行研究を超える新たな知見として評価された。審査員からはまた、以下の点が指摘された。

(1) 日本型の生物多様性保全教育として考えられる里山の生物多様性保全教育について、中学校高等学校で行うべき内容を整理し、今後の可能性を検討する必要がある。

(2) 教科書での教育により教授される知識概念体系の習得方法が提示されてはいるが、児童・生徒の体験と知識の関連について具体的にどのように教育していくか、今後実践的に発展させる必要がある。

以上の評価を踏まえて、審査委員会は全員一致で、本論文が博士(教育学)を授与するのに十分値するものと認められる、との結論に達した。

氏名	清水 まさ子
学位の種類	博士（文学）
学位記の番号	甲第 159 号
学位授与年月日	2013（平成 25）年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	学術論文における構成要素の出現のしかた －留学生に対する日本語アカデミック・ライティング教育のために－
論文審査委員	主査 教授 江 田 すみれ 副査 教授 坂 本 清 恵 教授 清 水 康 行 教授 藤 井 洋 子 東京海洋大学大学院准教授 大 島 弥 生

論 文 の 内 容 の 要 旨

1. はじめに

本研究は、先行研究を引用する際の引用文、自分の見解を述べる際に用いる判断表現文、論の方向づけを示すメタ言語表現文といった各構成要素が、実際に学術論文中でどのように用いられているのか、そしてそれらの出現傾向は、論文の分野やタイプの違いによってどのように変わるのかについて論じたものである。本研究は 3 部構成となっている。第 1 部は「本論の枠組みについて」、第 2 部は各構成要素の出現傾向について記す「構成要素の出現のしかた」、そして第 3 部は「本研究のまとめと今後の課題」である。以下、順に概要を述べる。

2. 「第 1 部 本論の枠組みについて」

第 1 部は、第 1 章から第 4 章までを擁し、本研究における調査の枠組みを論じている。本論部分に入る前に、アカデミック・ライティング教育（以下、AW 教育）の必要性や AW 教育で問題とされていること、そこから本研究における目的、用語の定義、そして調査概要を述べている。以下、章ごとの概要を示す。

まず第 1 章では、本研究の背景としてアカデミック・ジャパニーズ教育（以下、AJ 教育）の中で AW 教育はどこに位置しているのか、そして現在 AW 教育の中で問題となっていることは何かについて論じ、本研究の目的を述べた。本章の内容を具体的に述べると、「書く」ことは大学院生にとって必須のスキルであると考えられるが、大学院留学生が増加している現況において、AW 教育はますます重要な教育になっていることを指摘した。そして AW 教育は昨今、留学生のみならず日本語母語話者の大学生にも必要なものとなっていると指摘した。しかし留学生が日本語母語話者と異なる点として、学術論文を書く際の文法・表現面での問題点を挙げた。本研究ではその文法・表現面での問題点の中でも、引用文、判断表現文、メ

タ言語表現文について取り上げることとし、また論文の分野やタイプによる違いも絡めてこれらの構成要素を調査していくことの重要性を説明した。

第2章では、本研究において用いられるいくつかの重要な言葉（構成要素、引用文、判断表現文、メタ言語表現文）それぞれの定義を行った。

続いて第3章では、学術論文における表現のバリエーションとは何かを考察した。まず現在、学術論文を対象にした文型や表現研究においては、分野ごとに文型や表現を調査しているものがあることを述べた。しかし、分野という観点からのみで果たして学術論文をタイプわけしてもいいのか、一つの分野の中でも異なる研究手法や構造を持つ論文はあるので、それらも考えて調査する必要があるのではないかと提案した。そして本研究では、学術論文におけるバリエーションを考える際に、今まで調査の対象となってきた分野という観点のほか、二通他（2009）で挙げられた「論証型論文・複合型論文・検証型論文」といった「論文のタイプ」という観点からも、調査しようと考えた。

第4章は、本研究における調査方法や調査対象資料といった調査概要について述べた。本研究の調査方法としては、まず各構成要素がどのように学術論文に出ているのかを考察し、その後論文の分野やタイプを絡めて、構成要素の出現傾向について調査するという手順を踏むことを確認した。本研究の調査対象資料についてだが、今回は『学会名鑑』（2004）を用いて、「人文科学部門」に分けられている分野からそれぞれ会員数が最も多い学会を選びだし、その学会が刊行している学術雑誌を選んだ。また2007年4月時点で最新の論文から選んだ。5分野各10編、計50編を調査対象とした。

3. 「第2部 構成要素の出現のしかた」

第2部の第5章～第7章では個々の構成要素についてその用いられ方を調査し、第8章では今まで調査してきた構成要素と論文の分野やタイプを絡めて論述した。

第2部の最初の章は引用文についてである。学術論文において引用文はどのように用いられているのか、という問いのもとに1) 引用文は実際どのように表現されているのか、2) 引用文末のテンス・アスペクトはどのように使い分けられているのか、3) 引用文が用いられる目的とはどのようなものか、という3つの問いをたてた。1)の問いについては、まずいくつかの先行研究をもとに、次のような引用文のモデルを作成し、どのような引用表現が多いのか調査した。

	著者フォーカス引用文	事柄フォーカス引用文	間接度
と+直接引用	例) 田中(2001)は「 」と述べている	例) 「 」と述べられている(田中2001)	↑
と以外+直接引用	例) 田中(2001)は「 」のように述べている	例) 「 」ように述べられている(田中2001)	
と+間接引用	例) 田中(2001)は〇〇〇と述べている	例) 〇〇〇と述べられている(田中2001)	↓
と以外+間接引用	例) 田中は(2001)は〇〇〇ことを述べている	例) 〇〇〇ことが述べられている(田中2001)	

図1. 本調査での引用節の形式のモデル

その結果、直接引用文よりは間接引用文、著者フォーカス引用文よりは事柄フォーカス引用文が多いことがわかった。また、フォーカスについての軸、間接度についての軸といった2つの軸を重ね合わせて結果を見たところ、両フォーカス引用文において「と以外+間接引用」引用文が多かった。このことから、学術論文における引用文は事柄フォーカス引用文で、かつ間接度が高い引用文が多く選ばれているという結

果になった。また2)の引用動詞を持つ引用文において文末のテンス・アスペクトを見た結果、テイル形文末引用文は当該の論との間に論理性を生み出したい際に用いられ、タ形文末引用文は、一つの出来事として時系列的に論を進める際に用いられていることがわかった。さらにテイル形文末の引用文については、次のような使いわけの説明を提案した。

<テイル形文末引用文>

①「と」以外の助詞+間接引用文(事柄フォーカス引用文) :

例) ○○○という刀が出土した。この刀については古代の王政との関係が論じられている(田中2001)。

用いられる状況: 前文に出てきた事柄について引用文で説明を行いたいとき。

②「と」+間接引用文(著者フォーカス引用文)

例) ○○○という刀が出土した。これについては～と考えられる。田中(2001)も～と述べている。

用いられる状況: 前文と引用文の間に論理性がある。また引用文末の動詞は「述べる」や「論じる」のように、発語行為そのものに近い動詞をとる。

③「と」以外+間接引用文(著者フォーカス引用文)

例) ○○○という刀が出土した。これについては～と考えられる。田中(2001)も～ことを挙げている。

用いられる状況: 前文と引用文の間に論理性がある。また引用文末の動詞は「挙げる」や「指摘する」など、発語行為そのものに近い動詞以外の動詞もとれる。

第5章の最後は、問いの3つ目の引用文が用いられる目的について考察した。これは「～ハ～テイル」引用文を対象に、この引用文がどのような目的で用いられているのかについて述べたものである。上の2)の研究でも「用いられる状況」として、いくつか引用文の目的は挙げられているが、それら以外にもどのような目的があるか探った。ここでは、まず先行研究をもとに引用の目的を7つに分類した。

① 自分の主張を支持する意見として出す。自分の主張を強化する。

② 先行研究の不十分さを表すために出す。先行研究の不十分さを指摘することによって、その不十分な点を補完する内容を続けたり、また不十分な点を踏まえた上で主張を行う。

③ 自分が述べていること具体例を出す。

④ 自分が示した具体例を一般化するもの(解説するもの)として出す。

a 調査結果や事例の一般化を行うために、調査結果と類似した例として引用文を提示する。

b 調査結果や事例の一般化を行うために、調査結果や事例に対して解説を行う

⑤ これまで述べてきた視点とは別の視点を提供しているものとして出す

⑥ 論点を分析する観点を出すために提示する。

⑦ 自分が述べていること具体例として出しながら、同時にいろいろな視点を提供する。述べたい事柄を具体的に、かつ多面的に紹介する。

その結果、特に抜きんでて多く用いられている目的はなく、6%～18%の間で①～⑦が用いられていることが分かった。このことから、引用文を用いる目的を留学生に説明する際には、上記①～⑦の目的を万遍なく述べたほうがいいのではないかと考えた。

第6章は判断表現文について考察した章である。まず先行研究で既に取り上げられている「考えられる」「言える」「だろう」について、それらが実際にどのように用いられているのか、判断表現文の機能につい

て、3名のコーダーによるコーディングを実施した。その結果、次のようなことが言えた。

1) 「考えられる」「言える」は「データを解釈する機能」が最も多い。

ただし「言える」は「考えられる」よりも、「考察・結論をまとめる機能」や「意見や提案を述べる機能」が多い。

2) 「だろう」で最も多いのは「意見や提案を述べる機能」である。

さらに対照的な機能である「考えられる」と「だろう」の用いられ方を詳しく見たところ、「考えられる」は総合的な判断ではなく個々の結果の【解釈】として使われ、かつその場合は、結果の説明とセットで使われる場合が多いのではないかという考察を得た。一方「だろう」における「意見や提案を述べる機能」であるが、この機能をもつ「だろう」文は、前文の内容に意義を与えたり、前文以前の文を支持したりと、論に対する副次的な効果を同時に併せ持っているのではないかと述べた。

また第6章では、学術論文ではあまり用いられないと言われてきたノダ文についても、調査した。その結果ノダ文は次のような時によく用いられていることがわかった。

1) ノダ文は段落最終部に位置することが多い。

2) ノダ文とその前後文では、助詞「ハ」に率いられる名詞句は交替することが多い

3) 段落最終部に出現するノダ文は、段落をまとめる機能を持っている。

4) 論証型論文に出現することが多い。

1) については、既に霜崎(1981)においても述べられていたことだが、霜崎の調査はノダ文の用例数が少なく一般化してもいいか疑問であった。今回の調査で、実際にノダ文は段落末に来ることが多いと言えた。また2) 3) についてだが、3) は今村(1996)で既に述べられていたことである。しかし、本研究によってこの3) は2) の結果からも同様に言えることがわかった。また4) についてだが、今まで論文の書き方参考書では主に検証型論文における判断表現が紹介されていたが、本研究によって論文のタイプごとに判断表現は異なり、あまり用いてはいけないとされてきた「のだ」であっても、論文のタイプによっては、用いられる必要があるのではないかと言えた。

最後に判断表現文として問題提起疑問文についても触れ、学術論文における問題提起疑問文で提示された問題が、どのように解答されているのかについて考察した。その結果、問題提起→答え、と解答がすぐに出てくる問題提起疑問文の中には、「問題提起→答え(話題開始のきっかけ)→話題/問題提起(話題開始のきっかけ)→話題」とそれまでの述べられてきた議論に関係させつつ、新たな視点から議論を始める働きをする問題提起疑問文があった。また、直後に答えがない問題提起疑問文は、節の冒頭段落においてその節全体への問題提起を行っていた。

以上のように第6章では、何種類かの判断表現文について述べてきた。

続く第7章では、メタ言語表現文について、どのように用いられているのかについて論じた。最初にメタ言語表現文が今までは話し言葉において研究されてきたことを述べ、学術論文においてもそれらを効果的に用いるために調査が必要であることを述べた。そして、先行研究をもとに本研究において用いるメタ言語表現文の機能を下のように定めた。

1 : そこで扱おうとしている話題内容に明示的に言及しているもの

2 : 項目を列挙しているもの

(2a: 項目の列挙の前の導入文の判定基準、2b: 列挙される項目の判定基準)

- | | |
|------------------------|--------------|
| 3: 論文作業自体への機能を明示しているもの | 4: 文自体の機能明示 |
| 5: 後文への導入文 | 6: 表や図に関する注釈 |
| 7: 読み手への配慮 | 8: 定義 |
| 9: 複合 | 10: 不明 |

次に序論、本論、結論といった論文のセクションそれぞれにおいて、上記の機能別にメタ言語表現文を分類していったところ、序論と結論では「1. 話題内容に明示的に言及しているもの」が最も多かった。この機能を表す文の文末には、序論ではル系が、結論ではタ系が多く用いられていた。一方、本論では序論、結論よりも「3. 論文作業自体への機能を明示しているもの」や「2b. 列挙された項目」などのメタ言語表現文が多かった。この中で最も多かった「3. 論文作業自体への機能を明示しているもの」の機能を表す文の文末を調べたところ、ル系やタ系だけではなくウ/ヨウ系やタイ系など、文末のバリエーションが豊富だった。このように学術論文におけるメタ言語表現文は、論文のセクションによって、出現する機能や形にかなり差が出ていることがわかった。

第8章は、これまで述べてきた構成要素が、論文の分野やタイプなどに影響され、どのような出現傾向になっているのか、そして同一タイプの論文内で分野が異なる場合、これらの出現傾向は同一なのか、異なるのかについて考察した。その結果、論文のタイプごとにも分野ごとにも論文の構成要素の出現傾向は異なることがわかった。また同一タイプの論文内でも、異なる分野の場合、それらの出現傾向は異なった。さらに、論文の分野間、論文のタイプ間、同一タイプの論文内で異なる分野間、という3つの観点から構成要素の出現のしかたを見たところ、「分野間、論文タイプ間、同一論文タイプ内における異分野間の調査を通して、その出現に頻度差がないもの」や「分野間では出現傾向に有意差はあるが、論文タイプ間での出現傾向には有意差はなく、なおかつ同一タイプの論文内における異分野間でも有意差がないもの」というように、論文のタイプや分野と関連づけた構成要素の出現のしかたを5種類にわけることができた。

4. 「第3部 本研究のまとめと今後の課題」

第3部は「第9章 本研究のまとめ」と「第10章 今後の課題」の2章構成である。まず第9章では、これまでの第1章から第8章までの論を振り返った。そして本研究における課題であった、1) 各構成要素が、実際に学術論文中でどのように用いられているのか、2) 構成要素の出現傾向は、論文の分野やタイプの違いによってどのように変わるのか、という課題に対して答えが出たことを確認した。そして、これらの研究結果の意義を述べた。続く第10章では、今後の課題について論じた。これら本研究の意義と今後の課題については、次の節において詳述する。

5. 本研究の意義と今後の課題

まず本研究の意義について述べる。一つ目は引用文についてだが、今まで引用文は論文の書き方参考書を見ると、その表現がいくつかまとめて書かれていることはあっても、実際にどのような目的でどのような表現で書けばいいのか、その具体的な記述が示されていなかった。しかし今回、実際の学術論文において引用文の用いられる目的を調査したことで、その目的の一部を示せた。また、引用文の表現形式の量的な調査によって、実際に学術論文で用いられている引用文はどのような形が多いのかがわかった。これは引用文を教える際に、どの形式に重点を置けばいいのか、AW教育を行う教師の手助けになるであろう。

さらに、今まで学術論文における引用文では、その文末形式については問題視されつつも今まではあまり調査されてこなかった。しかし本研究によって、その文末形式と引用節との形式の関係性を示すことができ、どのような場合にどのような形式/文末を用いればいいのかが整理できた。以上述べてきた意義以外にも、「引用の剽窃」問題を考える上で本研究の成果は役立つと考えられる。なぜなら、今までのようにただ引用の表現を羅列した説明だけでは、引用文をどう用いていいのかわからず、それゆえ剽窃に走らせる場合もあったと考えられる。しかし今回、引用を用いる目的や具体的に引用方法を示せたことで、引用文は自分の論でどう役立たせていいのかわかり、その重要性を理解させやすくなるのではと考えた。

次に判断表現文であるが、本研究によって判断表現文のそれぞれが持つ機能、そしてどのような状況（論文のタイプや位置など）でそれらの表現が出現するのか記述することができた。今までは、浜田他（1997）やアカデミック・ジャパニーズ研究会（2002）の記述のように、判断表現文は「調査・実験の結果に対して自分の判断をくだすもの」だという前提のもとで紹介されていた。このような判断表現の捉え方の前提となる考え方は、IMRAD という論文の構成が基になっていると考えられる。IMRAD とは、序論(Introduction)、方法(Method)、結果(Results)、および(and) 討論(Discussion) の略であり、現在世界中の科学ジャーナルで採用されている構成方法である。先に述べた論文の書き方参考書では、このような「調査・実験を行い、それに対して討論する」というタイプの論文における判断表現について言及していると考えられる。しかし、既に述べたように論文のタイプは IMRAD が全てではない。論証型や複合型など、いくつかのタイプがある。本研究では、今まで IMRAD 形式を基にして書かれていた判断表現文の説明から抜け出し、その他の論文タイプでも用いられている判断表現文に注目し（「だろう」や「のだ」など）、それらの機能や実際の用いられ方を記述できたことに意義がある。

次にメタ言語表現文についてである。これらは話し言葉において調査されてきたことであるが、本章の調査によって、今まであまり考察されてこなかった学術論文におけるメタ言語表現文について調査が行われ、それらが実際に学術論文において「どのような機能が」「どのような場所で」「どのような表現とともに用いられているか」について記述できた。このように学術論文におけるメタ言語表現文を機能ごとに分類し、整理したことによって、学習者は論を構成する際に、これらの表現を意識し、効果的に各自の論文に用いられるのではないかと考えられる。

最後に8章における論文の分野タイプと構成要素の出現について、その研究の意義を述べる。今まで、学術論文における表現のバリエーションは「分野」という観点から、それと論文の表現を関係づけて出現傾向を見るものはあったが、最近新しい分類として「論文のタイプ」というものが現れた。しかしこの観点から構成要素の出現傾向をみたものはなく、本研究ではその「論文のタイプ」の違いと構成要素の出現傾向を関係づけた新しい試みとして意義がある。「論文のタイプ」という観点をを用いることで、それまで分野間の比較だけでは見えてこなかった論文のタイプ間で共通して用いられる表現が見つかった。また分野間と論文タイプ間という2つのフィルターを通すことで、より表現を整理して学習者に提示できる可能性も示唆できた。

以上、各章ごとに研究の意義を述べてきた。これらに共通していることは、ただ各表現の文法的な記述をするのではなく、実際に論文やレポートを書く留学生にとって参考となる「その表現がどのように用いられているのか」について記述できたことである。

だが、まだ研究課題も残る。まず、本研究は構成要素それぞれにおいて、それらがどのように用いられているのか、どのような表現形式であるのかについて調査してきた。今回、調査してきたのは「引用文」「判断表現文」「メタ言語表現文」といった構成要素であるが、本研究で取り上げた以外にも、大島（2009）で述べられているように「事実」や「推量・判断」といった構成要素がある。次回はこれらの用いられ方に関しても考えていきたい。さらに今回は論文の分野と論文のタイプそれぞれにおいて構成要素の出現傾向について調べた。その結果、論文のタイプによっても、分野によっても、出現傾向はそれぞれにおいて異なることがわかった。しかしこの他にも、論文の構成要素の出現に影響を与える観点はあるのではないだろうか。本研究では「論文の分野」や「論文のタイプ」といった観点から出現傾向を見たが、そうではなく、まず論文の出現傾向が似ているもの同士をグルーピングし、それらの論文同士に共通しているバリエーションは何か、その要因を特定したい。最後に、これらの成果のまとめとなることであるが、構成要素をほぼ特定し、論文の出現傾向をまとめるのに有効な要因も特定できたならば、これらの調査結果を活かして、実際のAW教育における具体的なシラバスや活動案を考案したい。

本研究は以上述べてきたように、課題もまだ多く残されているが、総じて見ると、AW教育において各構成要素がどのように用いられているのか新しい視点が提供できたと言える。

<引用文献>

アカデミック・ジャパニーズ・研究会（2002）『大学・大学院留学生の日本語④論文作成編』アルク

今村和宏(1996)「論述文における「のだ」文のさじ加減：上級日本語学習者に文の調子を伝える試み」『言語文化』33、51-78

大島弥生（2009）「社会科学系の事例・史料にもとづく研究論文における論証の談話分析」『専門日本語教育研究』11、15-22

霜崎實（1981）『ノデアル考』—テキストにおける結束性の考察—『SOPHIA LINGUISTICS』7、115-124

二通信子・大島弥生・佐藤勢紀子・因京子・山本富美子（2009）『留学生と日本人学生のためのレポート・論文表現ハンドブック』東京大学出版会

日本学術協力財団（2004）『学会名鑑』日本学術協力財団

浜田麻理・平尾得子・由井紀久子（1997）『大学生・留学生のための日本語論文ワークブック』くろしお出版

論文審査の結果の要旨

本審査会は、清水まさ子氏より提出された学位博士号請求論文「学術論文における構成要素の出現のしかた—留学生に対する日本語アカデミック・ライティング教育のために—」について検討し、次のような結論を得たので報告する。

論文の概要

本論文の構成は以下のようである。

目次（節の内容一部省略）

第1部 本論の調査の枠組み

第1章 本論の研究目的

- 1.1 日本語教育とアカデミック・ライティング教育—取り巻く現状と課題—
- 1.2 本論の研究目的と意義
- 1.3 本章のまとめ
- 第2章 諸概念の規定
 - 2.1 構成要素
 - 2.2 引用文
 - 2.3 判断表現文
 - 2.4 メタ言語表現
- 第3章 本論がとる立場
 - 3.1 言語活動におけるバリエーションとは
 - 3.2 言語におけるバリエーションを決める要因
 - 3.3 学術論文におけるバリエーション
 - 3.4 本稿で調査対象にする論文のバリエーションとは
- 第4章 本論における調査
 - 4.1 調査対象
 - 4.2 調査方法
- 第2部 構成要素の出現のしかた
 - 第5章 引用文の表現方法
 - 5.1 学術論文における引用文に関する先行研究
 - 5.2 先行研究についての疑問点と本章の目的
 - 5.3 引用文の表現方法に関する調査概要
 - 5.4 本章で得られた新たな知見と意義
 - 第6章 判断表現文の表現方法
 - 6.1 はじめに
 - 6.2 「～と考えられる」「～と言える」「～だろう」に関する調査
 - 6.3 ノダに関する調査
 - 6.4 問題提起疑問文に関する調査
 - 6.5 本章で得られた新たな知見と意義
 - 第7章 メタ言語表現文の表現方法
 - 7.1 学術論文におけるメタ言語表現文に関する先行研究
 - 7.2 先行研究についての疑問点と本章の目的
 - 7.3 調査概要
 - 7.4 結果および考察
 - 7.5 本章で得られた新たな知見
 - 第8章 異なる分野・論文のタイプにおける構成要素の出現傾向
 - 8.1 はじめに

8.2 先行研究と本章の目的

8.3 研究概要

8.4 結果

8.5 考察

8.6 本章で得られた新たな知見

第3部 本研究のまとめと今後の課題

第9章 本研究のまとめ

9.1 本研究のまとめ

9.2 本研究の意義

第10章 今後の課題

本研究は、学部・大学院で学ぶ留学生が論文を書くためには教育する側ではどのような知識を与えればよいかを追究した論文である。本論文では、構成要素という語を使うが、構成要素は本論文では「表現形式と談話における機能の双方によって決められた、学術論文において用いられている役割の異なる文」と定義されている。本論文では構成要素として引用表現・判断表現・メタ言語表現をとりあげ分析した。

本論文の目的は以下の2点である。

- 1 先行研究を引用する際の引用文、自分の見解を述べる際に用いる判断表現、論の方向づけを示すメタ言語表現について、実際に論文中でどのように用いられているかを示す。
- 2 論文の分野やタイプの違いは目的1で調査されたそれぞれの結果にどのように影響しているか示す。

上の目的は以下の意義がある。

[1]上にあげた構成要素の意味を記述するだけでなくどのように使われているかも示すことにより、学習者が適切な表現を選ぶことができるようにする。

[2]論文の分野やタイプによって異なる構成要素、同じように使われる構成要素を提示することにより、何を全体的に教えるべきか、どの表現は専門に応じて教えればいいかが分かり、論文の書き方を指導する教師はより合理的に教えることができるようになる。

本論文は『学会名鑑』(2004)の5つに分類された人文部門のそれぞれから最も会員数の多い学会を選び、その学会の発行する雑誌の論文各10篇、合計50篇の論文をコーパス化して必要なデータを集め、緻密に分析し考察してできたものである。

引用文については、1) どのような形式の引用文がよく用いられているか、2) 引用文末のテンス・アスペクトはどのように使い分けられているか、3) 引用文が用いられる目的とはどのようなものか、の3点の問題を取り上げた。

引用文の形式については、事柄フォーカス引用文でかつ引用の「と」を用いない間接度の高い形式がよく用いられていることが明らかになった。テンス・アスペクトと引用文の関係では、「ている」形引用文は論と引用文の間に論理的な関係を表現する意図で、「た」形引用文は、引用文を時系列的な事態として表現する目的で用いていると述べている。引用文を用いる目的を7つに分類し、どの目的も万遍なく用いられているとしている。引用の目的を明らかにしたことにより、論文の書き方指導をする際に、どのような場

合に引用を使うかが明確にできることとなった。

判断表現では 1) 「～と考えられる」「～と言える」「～だろう」、2) 「ノダ」、3) 問題提起疑問文を取り上げた。「～と考えられる」「～と言える」はデータを解釈する機能が強いのに対し、「～だろう」はいくつか機能があるが、最も多いのは「意見や提案を述べる機能」であった。「ノダ」については、段落最終部分に用いられることが多く、ノダ文とその前後の文では主題が交替することが多い。そこから、ノダ文は段落やそれ以前の段落をまとめる時に用いられ、その際は前文以前に出現したものを主題として段落をまとめる使い方がされることを明らかにした。問題提起疑問文は、疑問文に続いて答えが出される形は話題を導き出し、節の冒頭に現れ直後に答えがない問題提起疑問文はその段落全体に対する疑問を提示していることを示した。

メタ言語表現については、従来は話し言葉における研究が行われてきたが、本論文は論文中のメタ言語表現を取り上げたことが特色である。論文中でのメタ言語表現の用法を 10 に分類し、論文の、序論・本論・結論のどの部分にどのメタ言語表現がよく用いられるかを明らかにした。本研究によって、論文中のメタ言語表現について、「どのような機能が」「論文のどのような場所で」「どのような表現とともに」用いられるかが記述された。

本論文の特色は論文の分野（経済学・社会学など）だけでなく論文のタイプも考慮に入れたことであろう。筆者は論文を論証型・検証型・複合型と分類し、引用文・判断表現などのうちのある形式が一定の論文のタイプでよく使われることを明らかにした。

以上の結果を踏まえ、分野・論文のタイプと各表現との関係について、まとめの分析をおこなっている。分野・論文のタイプ・同一論文タイプ内の異分野間という 3 つのカテゴリーと各表現の出現傾向を検討した結果、考察の対象とした項目の出現傾向として 1) 分野間・論文のタイプ間・同一タイプの異分野間で有意差のない表現、2) 分野間の出現傾向には有意差が見られたが論文のタイプ間には有意差がないもの、3) 分野間・同一論文タイプ内の異分野間で有意差が見られたが論文のタイプでは有意差がないもの、4) 同一論文タイプ内の異分野間では有意差が見られたが論文のタイプ間・分野間では有意差が見られなかったもの、5) すべてにおいて有意差が見られたもの、の 5 つに分類できた。これらは教育との関係で、1) 頻度が低い差が見られず、重要度があまり高くない項目、2) 論文のタイプには関係なく用いられるため、各分野での使用法を教えることになる項目、3) 分野での出現傾向を教えることになる項目、4) 論文のタイプによって出現傾向が異なるため、タイプごとに教えることが考えられる項目、5) 分野ごとに教えても論文のタイプごとに教えても整理がつかない項目に分けられる。この分野、論文タイプでの表現の出現の違いは、留学生の専門分野によって上の研究結果のどの部分をより強調して教育に生かせばいいかについて示唆を与えるものであり、教育の実践につながる成果をあげたと言える。

以上、本論文は、引用文、判断表現、メタ言語表現について、実際に論文中でどのように用いられているかを明らかにし、論文の分野やタイプの違いがこれらの構成要素の使い方にもどのように影響しているか示しており、当初の目的を達成している。

審査結果

本論文について審査員から以下の意見が出された。

- ・一貫した目的と妥当な手法とともに精緻な分析が行われており、留学生や大学生・大学院生への教育に

役立つ成果が示され、研究・教育における意義が高いと思われる。とくに、指導書における用例の羅列を批判し、各表現の具体的な使い方・機能の提示、論文の分野やタイプによる違いの指摘までを目的とした点の貢献は大きい。

- 教育に応用できる新しい発見があり、従来の論文の書き方参考書の記述を大幅に超える成果が得られた。それらは従来の論文の書き方参考書であまり触れられてこなかった論証型論文にも焦点をあてたこと、「いかに使うか」を念頭に置き、文脈の中での使われ方を追究したことなどである。
- 論文の分野、論文のタイプという二つの基準によって論文の構成要素の使用状況を整理し、本論文で調査検討した構成要素が、論文の分野、タイプに関わらず同じように使われるもの、分野によって異なるもの、論文のタイプによって異なるものなど、それぞれの項目のふるまいが整理されており、これは指導する教師にとっては非常に有益な情報と言える。
- 公開審査での口頭発表は、筆者が緻密な分析をしたこと、内容をよく把握していることが伝わってくると同時に、論旨が明快に整理され非常に説得力があり、審査員一同高く評価した。また、論文内で考察までに留まっていたことを、口頭発表では踏み込んで内容をまとめ、図示するなど、論文提出後も努力しているあとが見られた。

疑問・批判としては以下の意見が出された。

- 「引用」はそのまま改変を加えないものを指し、「要約」とは別のものとして扱う立場がある。本論文でも引用という語を定義して使っているが、一般的な考え方との異同を明確にしておく必要があったのではないか。
 - 分析考察の対象とした構成要素は十分であったか。分析考察の構成要素の下位項目は適切であったか。学習者にとってより困難な項目をもっととりあげることを今後の課題として期待したい。
 - 構成要素と論文全体の構成をより関係させた論を組み立てることを次の目標にしてはどうか。
- 以上のようにいくつか疑問点は出されたが、清水まさ子氏の提出論文は基本的に博士(文学)の学位論文としての条件を満たしており、本委員会は本論文を学位授与に足るものとする一致した結論を得た。

氏名	中村麻衣子
学位の種類	博士(文学)
学位記の番号	甲第160号
学位授与年月日	2013(平成25)年3月20日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	From Charles Stewart Parnell to Roger Casement: Yeats's Creation of Irish Hero Myth
論文審査委員	主査教授 三神和子 副査教授 川端康雄 日本女子大学名誉教授 新見肇子 日本女子大学名誉教授 源五郎 東京大学大学院教授、日本イェイツ協会委員 中尾まさみ

論文の内容の要旨

本論文は、主としてアイルランドの詩人・劇作家ウィリアム・バトラー・イェイツ(William Butler Yeats, 1865-1939)の作品を分析しながら、19世紀末から20世紀にかけての独立運動期におけるアイルランド表象の変化、とりわけ新たに登場した英雄像について考察する。それによって、神秘主義的ロマン主義者であったイェイツが、20世紀に入ってから時事的、政治的な問題に関わる実在の人物を作品に取り込むことにより英雄化を図るといふ、すぐれて現実的な側面も持つ詩人でもあったことを明らかにする。それと同時に、イェイツを淵源とするロジャー・ケイスマントの英雄化に着目し、ケイスマントがアイルランド一国を越えて、アフリカや南米における人権擁護活動家として新たな英雄に変貌した過程を分析し、独立運動期における英雄創造の意味と役割を明らかにする。

19世紀から20世紀初頭にかけて、アイルランド問題が活字メディアで取り上げられる際には、実在する人物の姿よりも、アイルランドを象徴する女神ヒベルニアやエリン、もしくは類人猿の顔をした農民といった、現実のアイルランド人像とは言えない存在が並べられている。特に自らの顔を隠し嘆き悲しむヒベルニアと、イギリスを象徴するブリタニアが傍らに立ち、毅然とした様子でヒベルニアを守る姿は、アイルランドがあくまで保護されるべき存在であることを示唆している。こうした庇護される存在というイメージは長期にわたる植民地状態、さらに独立運動の挫折と重なり合う。このことはアイルランドを象徴する歴史的な人物がいなかったことの表れでもある。

そのような、アイルランドのいわば負の神話に徐々に具体的な実在の人物が登場し始めるのも19世紀末

から 20 世紀初頭、自治問題が顕在化し、独立運動が活気を帯びてくる時期である。その時代を生きたイエイツは後期の作品において、独自の神話体系を作り上げる一方、アイルランドの史実を詩に取り入れた。特に 1916 年に起こったダブリンにおける復活祭蜂起を契機として、詩集『マイケル・ロバーツと踊り子』(Michael Robartes and the Dancer, 1921)において、蜂起のリーダーたちを作品の主題として扱った。イエイツはこうした人物を反逆者としてではなく、生命を賭して独立を求め、ナショナリズムを喚起し、建国の礎を築いた英雄へと昇華させている。すなわち、彼は独自の思想体系を構築する一方、妖精や超自然的な存在とは異なる、具体的な顔を持った新たな歴史的英雄像を作り上げた。イエイツのこの英雄創造の歴史的な意味と効果について本格的な考察はまだ十分になされているとは言えない。

そこで本論は、復活祭蜂起を境としたイエイツの詩、劇作品の中でもアイルランド独立運動にかかわった人物たちを扱った作品を取り上げ、イエイツの英雄像の特質を検討し、アイルランドの英雄像形成に与えた影響を解明した。これによって明らかになるのは、イエイツにおける英雄とは、19 世紀のイギリスで顕彰された戦いの勝者としての英雄ではなく、アイルランド独立という理想のために命を捧げることを厭わない自己犠牲を特徴とする英雄であった。さらにイエイツは、彼らの公的な人物像に加え、個々の人物像、私的側面に焦点を当て、詩的言語によって彼らをアイルランドが共有すべき表象に変貌させている。

第一章では独立の機運が高まる 19 世紀末までの歴史的なアイルランド表象、英雄の変遷を概観し、特にチャールズ・スチュアート・パーネル(Charles Stewart Parnell, 1846-1891)の登場を『パンチ』(Punch)や『ファン』(Fun)等のイギリスやアイルランドにおける新聞、雑誌、およびアメリカにおけるアイルランド系新聞に拠りながら考察した。

第一にアイルランド表象の中で最も際立っているものは、ヒベルニア、エリンの姿である。彼女は多くの場面において涙を流し、打ちひしがれ、ブリタニアや政治家など、力あるものに常に守られる弱者的な存在として描かれている。それと並行して、アイルランド人は類人猿に譬えられ、ダイナマイトを手に暴れる野蛮な存在としても描かれている。1833 年の奴隷貿易廃止と前後して、新聞等の報道は黒人奴隷と類人猿を重ね合わせてきたが、そうした類比は、黒人奴隷だけでなく、アイルランド人に対してもなされていた。その一方でアイルランドの守護聖人である聖パトリックは、植民地における体制側の存在として描かれることが多かった。これはアイルランドの長い奴隷状態、貧困の解消にはあくまでイギリスの統治が必要であるというプロパガンダにそのイメージが利用されたと考えられる。こうした多様で異質なアイルランド表象の混在はアイルランドの統一的イメージの形成を妨げると同時に、新たな英雄イメージの創造を許容したのである。

アイルランドにおいて、そうした可能性の中に誕生した最初の英雄的存在はチャールズ・スチュアート・パーネルである。彼は 1880 年代後半アイルランド土地問題から自治問題に至るまで、発言力を強めていく中でイギリスやアイルランドの新聞において存在感を増していった。彼の姿はそれまでの、顔を見せないヒベルニアや類人猿に擬せられた野蛮なアイルランド人像とは異なり、正面を見据え、イギリス議会で活躍する存在、またブリタニアに代わってアイルランドを守る新たな英雄として描かれるようになった。

「無冠の帝王」と呼ばれたパーネルは、政治生命が危機に瀕するスキャンダルに二度見舞われた。一度目は殺人事件への関与を示唆するものだったが、彼が書いたとされる手紙が、実際は捏造されたものであることが明らかになり、かえってそれまで以上にその存在感と発言力を強めた。しかし二度目の不倫スキ

キャンダルは彼が党首を務めたアイルランド国民党を二分し、名誉を失墜させ、パーネルは指導力を取り戻すことなく 1891 年に亡くなった。

イエイツは、このスキャンダルをきっかけとしてパーネルに関心を寄せ、1925 年から彼に捧げる詩を書いている。パーネルを作品に取り上げた作家の中で、ジェームズ・ジョイス (James Joyce, 1882-1941) は『ダブリン市民』 (*Dubliners*, 1914) の中で、パーネルの偉業を称え、彼を崇高な志を持ちながら敗北した英雄として描いた。イエイツは彼の私的側面、スキャンダルとそれに伴う自己犠牲に注目し、私生活を含めてパーネルを全面的に評価し、共同体としてのアイルランドの統一を図ろうとする表象とした。ジョイスもイエイツも敗者としてのパーネルを英雄にしたが、さらに作品において登場人物たちがパーネルを回想し、彼ら自身の英雄としてパーネルを共有する姿を通じて、彼の存在が共同体の記憶の中に受け継がれるさまを描いている。不倫スキャンダルによって一度は分断された彼の評価がその死によって融和されたように、ジョイスやイエイツの描くパーネルは、負から正へと転換する英雄である。

第二章ではイエイツの作品中の英雄創造についてさらに詳しく考察する。彼は、早くからケルト民話や神話を収集していたが、実際にケルトの英雄を扱った作品はそう多くはない。初期から中期にかけての作品では、アイルランドは共有できる英雄が存在しない社会として描かれている。

イエイツもヒベルニアを無垢な存在として描くが、そのヒベルニアのために身を捧げること、つまり国に殉じる英雄になることの不可能性を強調している。それはイギリスの支配に対して政治、宗教的に一枚岩ではない当時のアイルランドの複雑さを示している。そこに大きな転換をもたらしたのが 1916 年に起きた復活祭蜂起である。イエイツは武装蜂起といった過激な政治的独立運動と距離を保っていたが、復活祭蜂起以降、その指導者たちを作品に取り上げるようになる。なかでも、「復活祭 1916 年」 ("Easter 1916") では、パーネルと同様、彼らの私人としての側面が強調され、それが神話的要素に転換されている。詩というフィクションを媒介として、復活祭蜂起の史実とその指導者たちが神話化、英雄化されている。

また、イエイツの英雄における顕著な特質は、華々しい戦闘の勝者としてではなく、自己犠牲による英雄化がなされているという点である。つまり、この蜂起の指導者たちは自らの命を賭して歴史を動かしたが、国内分断と内戦の泥沼化を惹起するという負の側面も残した。しかしそれによって国家としてのアイルランドが形成される契機、すなわち正の側面ももたらしたのである。イエイツは蜂起以後にアイルランドを見舞う更なる流血と分断といった経緯をさらに数編の詩の中で描き、最後の戯曲『クーファーリンの死』 (*The Death of Cuchulain*, 1939) において蜂起の指導者パトリック・ピアス (Patrick Pearse, 1879-1916) をケルト神話の英雄クーファーリンと重ね合わせている。この作品では、歴史の現場であるダブリン中央郵便局に蜂起を記念してクーファーリン像が置かれている事実と、古代の英雄クーファーリンの伝説を混交・同定することにより英雄像を完成させた。つまり歴史と虚構を並列することによって、英雄創造を行っている。

第三章はイエイツによって生み出された新しい英雄としてロジャー・ケイスマント (Roger Casement, 1864-1916) 像について考察する。アイルランド出身のケイスマントは大英帝国の官吏としてコンゴ問題に携わり、人権擁護者、人道主義者として活躍したが、退職後は、独立運動に身を投じ、復活祭蜂起のためにイギリスと敵対していたドイツの協力を仰ぎ、反逆罪で死刑を宣告された。過去の人道的活動の功績により減刑の嘆願なども出されたが、ケイスマントの私生活、特に同性愛が描かれているとされる日記が

秘密裏に回覧される中、ロンドンで処刑された。

ケイスメントの死後 20 年も経ってイエイツは、彼の日記がイギリス政府による捏造であるという疑惑を追及した新聞連載に触発されて、ケイスメントという名を再び掘り起こし、新聞紙上に彼についての詩を発表した。実際ケイスメントに言及した作品は 2 篇と少ないが、その後彼の名が取り沙汰されるときは必ずイエイツが彼に捧げたこのバラッドが引用されていることから、イエイツがケイスメント再生を牽引したことは明らかである。その一方でイエイツの詩によってケイスメントと彼の性的秘密が書かれているとされた日記が強く結び付けられたことも事実である。

ケイスメントの日記は常にその真贋が議論されてきたが、1965 年に彼の遺体がアイルランドへ戻され国葬された際にも日記の調査はされず、対イギリス批判の材料になっていた。アイルランドにおいて、主に独立主義者たちによってケイスメントはパーネルと同様、イギリスによる謀略の犠牲者として受け止められ、描かれ続けた。しかし犠牲者となる発端、つまり彼の名がイギリスによって貶められたのは、日記に記されているとされた性的異端者という私生活の噂によってであった。ケイスメントは同性愛の噂という負の側面が前景化されることで一度は脱英雄化された。しかし死後 20 年を経てイエイツの 2 篇の詩によって、日記の存在は明らかになりながらもその真実解明という点は捨象され、イギリスによる虚偽の謀略という点が強調された。そうしてケイスメントは反イギリス感情を高める言説に組み込まれ、1965 年の国葬まで、長い時間をかけてアイルランドのナショナリズムを掻き立てる英雄として再創造された。

犯罪でありタブーであるためにケイスメントのセクシュアリティは秘密にされていたが、2002 年に行われた筆跡鑑定によって赤裸々な同性愛が語られている日記は彼自身の手になるものであることが判明した。しかしすでに時代は、彼の能吏、人権活動家、人道主義者そして同性愛者であるケイスメントのすべてを受け入れた。負と正の側面の単純な対立を乗り越えたと言える。彼は、1993 年まで同性愛が犯罪化されていたアイルランドの法から解放され、人道主義的活動、脱植民地化への公的な活動、また文学への影響を含めてアイルランドの新たな英雄となった。彼の名誉の失墜と復活を通して、正と負の共存する、新たなアイルランドの英雄像が実現したのである。

結論として、19 世紀から 20 世紀のアイルランドはメディアにおける表象のように、顔のない不幸な庇護される存在から、徐々にイエイツが描いたような自己犠牲を伴う英雄を生み出すネイションへと変化してきた。そこに描かれる英雄は土着性、地域性を担うケルト神話の中に組み込まれ、建国の英雄として記憶に刻まれる。一方、日記の存在によって英雄化と脱英雄化を強いられてきたケイスメントは、イエイツに再発見されることによりネイションの記憶に刻印された復活祭蜂起を媒介に、これまでアイルランドが常に囚われてきた対・反イギリスという枠組みを超え、弱くて強いという二面性をもつ英雄となり、現代ではグローバルな、新たな英雄として再評価されている。そのようなケイスメントは復活祭蜂起という建国の記憶を背負いながら、20 世紀初頭のイギリスとアイルランドが直面していた政治的、宗教的な問題を再検討させる存在となっている。

1916 年の復活祭蜂起はアイルランドのネイション形成にとって大きな転換をもたらすものだったと言える。またイエイツにとっても、独立という目的のために自己犠牲を厭わず、蜂起に身を捧げた英雄を創造する契機ともなった。パーネルについては既存の無冠の帝王という公的な人物像に彼の私的側面を加えることによって、また復活祭蜂起の指導者たちにはアイルランド古来の英雄像を重ね合わせることでよ

て、ナショナリズムを喚起する英雄創造を成し遂げている。さらにイエイツはケイスメントという存在を再発見し、イギリスによる支配の犠牲者であるのみならず、同性愛者であったためにアイルランドの法の犠牲者として、ある種の弱さを孕んだ英雄像を創り上げ、その後のケイスメント再評価に大きく貢献している。そうした不完全な英雄の創造過程は、20世紀なかばまで断絶と混迷を経てきたアイルランドのネイション形成と重ねて見ることも可能であろう。

イエイツ自身の政治信条については、従来の研究においても曖昧な点が多く指摘されているが、本研究においては、イエイツが歴史的な事件をそれに関わる人物の公的、私的な側面を描くことで英雄化するという点において、神話、オカルトへの強い関心と同時に、現実的視点を持つ詩人だったことを解明した。この英雄創造という観点によって、従来イエイツ研究で切り離して論じられる傾向があった神話と歴史という主題を相互照射的に検討することが可能になったと言える。今後『幻想録』(*A Vision*, 1926)をはじめとする秘教的思想体系との関係について検証が必要と考えられるが、イエイツの英雄像はアイルランドのアイデンティティ形成、植民地問題、あるいはセクシュアリティとイエイツの関わりといった更なる問題を提起している。

論文審査の結果の要旨

論文の内容の要旨

本論文は、ウィリアム・バトラー・イエイツ (1865–1939) の詩や劇を分析しながら、19世紀後半から20世紀前半にかけてのアイルランド表象の変化と新たに登場した英雄像を考察する。この時期、チャールズ・スチュアート・パーネル (1846–1891) を嚆矢として、実在の人物がアイルランド表象として表れ始めるが、こうした動きの中で、イエイツは、後期の作品において、脱植民地化を目指す、政治や独立運動に関わった実在の人物を英雄化している。特に復活祭蜂起の指導者やロジャー・ケイスメント (1864–1916) の英雄化は、イエイツが神秘主義やロマン主義的特質のほか、神話と歴史の融合によってナショナリズム形成を図ろうとする現実主義的な側面を持っていることを証するものである。

論文は、全文 253 ページ (本文 227 ページ、補遺 (図版) 12 ページ、注 3 ページ、引用文献 11 ページ) である。目次は以下のとおりである。

Chapter I The Changing of Irish Images in History

- 1 Irish History 1845–1916
- 2 The Irish as Helpless Creatures
- 3 The Advent of the Irish Hero: Parnell
- 4 Parnell's Image in Literature

Chapter II The Heroes in Yeats' s Work

- 1 A Romantic Ireland Without Heroes
- 2 The Birth of Yeats' s Political Heroes: “Easter 1916”
- 3 In the Aftermath of the Easter Rising:

From Confusion to the Triumph of Words

4 The Heroes of Hybridity: Cuchulain and Padraic Pearse

Chapter III Roger Casement — A New Irish Hero

1 An Ignored and Whispered Self: Roger Casement in 1916

2 Variations and Limitations of Casement's Image in Literature

3 The Origin of Casement's Image As a Hero: W. B. Yeats

4 The Versatile Faces of Casement: After a Forensic Examination

Conclusion

Appendix

Notes

Works Cited

序章では、初めに本論文の主題を提示し、次に一般的な英雄の定義の後、イエイツの英雄像の定義を試みている。さらに活字メディアにおけるアイルランド表象の変化を概観する。同時にこの時期、パーネルという実在の政治家が表象として登場し、イエイツが後期の作品において、このパーネル、復活祭蜂起の指導者、さらにケイスマントを英雄化していく過程を略述する。最後に各章の要旨をまとめている。

I章では、初めに本論文が扱う時代の背景を明らかにする。北アイルランドを含めてイギリスからの完全独立を最終目標とするナショナリストとイギリスとの密接な関係の継続を求めるユニオニストの対立を軸に、1916年の復活祭蜂起を中心に当時のアイルランドの政治・社会状況を解説する。

次に、イギリスやアイルランドの雑誌や新聞における19世紀末までのアイルランド表象の変遷を追っている。打ちひしがれた、保護されるべきヒベルニアやエリンといった女神、また植民地における宗主国側の存在としての聖パトリック、しばしば粗暴な類人猿に譬えられるアイルランド人の凶像を解説する。統一的イメージを欠いていたアイルランドに初めて、パーネルが、英雄的存在として登場する。彼の政治活動とスキャンダルに見舞われた私生活に関する大衆メディアの報道を追った後、イエイツやジェイムズ・ジョイスなどの作品に現れたパーネル像を考察する。イエイツが1930年代に、不倫スキャンダルによる失脚と死に関心をもって書いた詩を読み解き、共同体としてのアイルランド統一を図るための英雄にしていることを論じる。

第II章では、イエイツの詩や劇における英雄創造について詳しく検討している。イエイツの初期から中期の作品では、ケルト神話の英雄がわずかに扱われているが、ヒベルニアに身を捧げる、アイルランドが共有できる英雄は存在しない。これを大きく変えたのが1916年の復活祭蜂起であり、イエイツがこれ以降、蜂起の指導者たちを詩に取り上げ、特に「復活祭1916年」において、独立のための自己犠牲と市民としての私生活に注目してナショナリスト的英雄として神話化する過程を詳細に分析している。さらに蜂起鎮圧後の内戦期に書いた、アイルランドの分裂を押しとどめようとする作品も分析している。また最も初期の英雄創造を扱う『キャスリーン・ニ・フーリハン』と、蜂起の指導者とケルト神話の英雄を重ね合わせた『クーフーリンの死』という2篇の戯曲も考察している。

III章は、イエイツの詩を契機に生み出された新しい英雄像として、ケイスマントを取り上げている。大英帝国の官吏、人権擁護者であった経歴、反逆罪で処刑されるまでの裁判をめぐる状況を詳述する。イエイツは、彼の死後20年経ってから、同性愛の記述があるというケイスマントの日記はイギリス政府による

捏造であるという連載記事を読み、性的異端者という噂の犠牲者であるという告発に触発され、2篇のバラッドを書いた。これは反英感情を高め、ナショナリズム昂揚の言説形成の契機となる一方、謀略の犠牲者という殉教者的英雄像を確立することになった。2002年の筆跡鑑定により日記が彼の手によるものと判明したが、この時すでに、正と負の共存するケイスメントのすべてが受け入れられ、新しい英雄として再生した、と締めくくっている。

結論として、19世紀後半から20世紀前半のアイランドは、活字メディアにおける顔のない不幸な庇護される存在から、イエイツが描いたような自己犠牲を伴う英雄を生み出すネイションへと変化してきた。彼らは建国の英雄として大衆の記憶に刻まれる一方、ケイスメントのように、イエイツに再発見されることにより、弱点もかかえたグローバルな英雄に変貌した。イエイツの英雄創造は、20世紀初頭のイギリスとアイランドが直面していた様々な問題を反映している。

論文審査の要旨と結果

審査委員会で本論文の学術的に積極的に評価すべき点として以下の見解が表明された。

第一に、イエイツの詩や劇における英雄像構築を分析し、神話的人物ではなく現実の人間が英雄化されていく過程を明らかにし、19世紀後半から20世紀前半におけるアイランドの英雄像を明確に示したことである。すなわち、当時のイギリスに見られた国威発揚的な戦いの勝者ではなく、独立のために自己犠牲を厭わない敗者である。また傑出した偉人や賢人ではなく、アイランド独立という固い信念と同時に、私生活において個人的な弱みも持つ市井の人である。こうしたイエイツの英雄は、大衆が共感し、共同体の記憶に刻まれていく存在として共有される可能性を孕んでいる。本論文が、神話やオカルトなどと同時に、現実の政治への傾倒をイエイツの特徴として論じた意義は大きく、同時期に書いていたロマン主義的な作品の解釈にも重要な手がかりを与えるものである。

第二に、イエイツを中心に文学作品と新聞・雑誌などの大衆メディアを並列して考察し、当時のアイランドの表象・英雄創造の変遷を実証的に解明したことである。これは、本論文の主題である英雄創造が、ナショナリズム形成や大衆に共有されるべき性格をもつことと深く関わる点を考慮する時、有効な方法論である。I章において『パンチ』や『ファン』などの雑誌に掲載されたアイランド問題をめぐる風刺漫画の図像を資料とし、パネル登場前後のアイランド表象の変化を解説している。またIII章においても、英米、アイランドの新聞報道におけるケイスメントの裁判、処刑前後の世論の変化、さらに日記の真贋をめぐる錯綜する情報を的確に整理して、イエイツの作品を契機に新しい英雄として今日受容されている経緯を理解しやすくしている。このように、作品の分析・解釈という文学研究の枠内にとどまらず、文化研究的視点を取り入れたことで、当時の状況を多角的にとらえることに成功している。

第三に、同時代の出来事や人物を扱う文学テクストの解釈は様々な難題が伴うが、本論文は、史実と虚構の関係を作品に沿って具体的に検証していることである。特にイエイツの英雄創造の中核的作品である「復活祭1916年」の分析は、混乱期にある国内外の政治的、社会的背景を明らかにしつつ、イエイツの英雄創造における歴史と神話の融合の試み、歴史と個人の関わりを解明した優れた論考である。

第四に、III章が、ロジャー・ケイスメントに関する本格的な文学論、文化論になっていることである。伝記や日記の刊行、ドキュメンタリーなどにより、復活祭蜂起の指導者たちよりも再評価が進んでいるが、多面性をもったケイスメントを第一次大戦下のアイランドの脱植民地化運動のコンテクストに位置付け、

公的、私的な側面が錯綜する様々な問題、特にセクシュアリティが提起する問題を精緻に論じている。イエイツのバラッドによって英雄化されたケイスメントが 21 世紀まで生き続け、アイルランド一国を越えた英雄に変貌した過程を正面から取り上げた論考はまだ少なく、今後本論文は 20 世紀前半のアイルランド文学・文化研究にとって貴重な先行研究になるであろう。

以上、本論文の高く評価すべき主要な点をあげたが、審査委員会では、質問や批判も出された。論文全体について、次のような指摘があった。英雄創造の考察に集中しすぎて、演劇運動、階級、ジェンダーに関するイエイツの矛盾や複雑さに関する議論が不足している。自論の展開や補強のためにも批判的解釈や対立する意見をもっと参照すべきである。また、イエイツが、口承文学の伝統の上に立つバラッドやブロードサイドという形式を用いている意味をもっと検討すべきである。個別的問題としては次のような点についての考察が不十分であるとの意見が出された。序章では、英雄論の構築、I 章では、取り扱われている資料の当時の社会状況における位置づけ、III 章では、セクシュアリティの問題に対する検閲やその影響力、イエイツがアングロ・アイリッシュであったことと彼の政治的立場との関係、1930 年代になってからイエイツがパーネルやケイスメントの詩を書き始めた要因、さらにケイスメント自身の詩、日記、手紙などの引用、などである。2012 年 11 月 10 日に開催された公開審査会において、こうした点について質疑応答が行われた。論文執筆者は、自己の主張を明快に述べ、問題点や課題の解決に向けた弁明と反論を行った。

本論文は、上記のように解決すべき問題を有するものの、テーマの独創性、研究手法の妥当性、議論の実証性と一貫性において学術論文として博士（文学）の学位授与に十分値すると、審査員全員一致で判断した。

氏名	祓川 摩 有
学位の種類	博士 (学術)
学位記の番号	甲第 161 号
学位授与年月日	2013 (平成 25) 年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	リン代謝に関する研究—食事性因子によるアルカリホスファターゼへの影響—
論文審査委員	主査 教授 五 関 正 江 副査 教授 佐 藤 和 人 教授 本 間 健 日本医科大学教授 折 茂 英 生

論 文 の 内 容 の 要 旨

骨を構成するミネラル成分である「カルシウム」や「リン」は骨代謝と深く関わっている。食事からのリンの過剰摂取により、腸管でのカルシウム吸収率が低下することが指摘されており、ミネラル代謝における食事性因子の栄養学的視点からの研究が注目されている。カルシウムの研究は古くから進められているが、リンに関する研究は解明されていない点が多い。

骨代謝と関わりが深いリン代謝酵素として、アルカリホスファターゼ (ALP) がある。ALP は、アルカリ性 (pH8-10) に至適 pH を持つ亜鉛含有酵素で、リン酸エステルを無機リン酸とアルコールに加水分解する反応を触媒する。ヒトにおいては、少なくとも 4 種類のアイソザイムが存在しており、骨、肝臓、腎臓などに存在する組織非特異型 ALP (TNSALP)、小腸に存在する小腸型 ALP (IAP)、胎盤に存在する胎盤型 ALP、生殖細胞型 ALP に分類されている。いずれのアイソザイムにおいても、リン酸化合物を加水分解して無機リン酸を提供することで、リン酸代謝に関わっており、共通の生理的機能を有することが推察されている。TNSALP の欠損により引き起こされる低ホスファターゼ症の研究から、TNSALP は、骨組織において石灰化に深く関与していることが示されている。一方、IAP は、脂質摂取により活性が上昇するなど食事性因子との関連が明らかになっているが、その生理機能については不明な点が多い。よって、食事性因子が、ALP へ及ぼす作用について検討することは、未だ不明な点が多い ALP の機能解明だけでなく、食事性因子によるリン酸代謝への影響を明らかにすることにつながり、さらには骨代謝を初めとした生体内での役割についても、新たな証拠が得られることが期待される。そこで本研究では、食事性因子が ALP に及ぼす作用について検討することを目的とした。

本論文は、以下の 3 章から構成され、動物実験 (ラット、マウス)、さらにヒトを対象とした研究をまとめた。

第1章：ラットにおける食事性因子によるアルカリホスファターゼへの影響

ビタミン K は、緑色野菜に多く含まれているビタミン K₁ と、腸内細菌および納豆菌などの微生物によって合成される他、卵や肉などの動物性食品に多く含まれるビタミン K₂ が、天然に存在する。ビタミン K の主な生理作用は、血液凝固因子の活性化、骨形成の促進である。そこで、研究 1 では、ラットにおけるビタミン K₁ およびビタミン K₂ 経口投与による ALP 活性への影響について検討を行った。その結果、ビタミン K₁ およびビタミン K₂ により、どちらも小腸での ALP 活性上昇作用が認められた。

研究 2 では、骨を構成するミネラルであるリンと ALP 活性または骨代謝への影響について、ラットを用いて検討した。実験食開始 14 日後において、低リン食 (P:1.5 g/kg diet) 群が基準食 (P:3.0 g/kg diet) 群に比べ、大腿骨の骨塩量が低下した。さらに、リン摂取量の増加に伴い、血清 ALP 活性の減少傾向が認められた。

カルシウムは、日本人の食生活において不足しがちな栄養素である。そのため、いかに効率よく摂取するかが重要である。カルシウム給原として重要な牛乳・乳製品は、腸管でのカルシウムの吸収率が他の食品と比べ優れており、骨粗鬆症予防や治療の観点からも、積極的な摂取が望まれている。そこで、研究 3 では、ラットにおける牛乳・乳製品摂取による ALP または骨代謝への影響を検討した。その結果、カルシウム摂取量は同じであっても、牛乳・乳製品摂取は骨密度を増加させて、ALP 活性へ影響を及ぼすことが示された。

第2章：マウスにおける食事性因子によるアルカリホスファターゼへの影響

研究 1 において、ビタミン K 経口投与により、ラット小腸 ALP 活性が有意に上昇したことを報告した。そこで、研究 4 では、ビタミン K₁ およびビタミン K₂ の小腸 ALP 遺伝子発現への効果を、マウスを用いて検討を行った。その結果、ビタミン K₁ およびビタミン K₂ 経口摂取により、小腸 ALP 遺伝子の mRNA の発現が誘導され、ビタミン K が小腸 ALP 遺伝子の mRNA 発現調節に関与していることが示された。

さらに、研究 5 では、脂質経口投与による ALP 活性への影響を検討したところ、十二指腸において、ALP 活性上昇作用が認められた。

第3章：ヒトにおける食事性因子と骨型アルカリホスファターゼとの関連

骨組織における TNSALP (骨型 ALP) は、骨の石灰化に関与していることが明らかになっているが、食事性因子との関連は明らかになっていない部分が多い。研究 6 では、若年成人を対象に、骨型 ALP と食事性因子との関連を検討した。その結果、血清骨型 ALP と血清リンまたはリン摂取量の間、有意な負の相関関係が認められた。

以上の結果から、様々な食事性因子 (ビタミン K、リン、牛乳・乳製品、脂質) による血清や組織中の ALP 活性への影響を明らかにして、ALP の機能解明のための有益なデータを得ることができた。

論文審査の結果の要旨

骨を構成するミネラル成分である「カルシウム」や「リン」は骨代謝と深く関わっている。食事からのリンの過剰摂取により、腸管でのカルシウム吸収率が低下することが指摘されており、ミネラル代謝における食事性因子の栄養学的視点からの研究が注目されている。

アルカリホスファターゼ (ALP : alkaline phosphatase) は、アルカリ性 (pH8~10) に至適 pH を持つ亜鉛含有酵素で、リン酸エステルを無機リン酸とアルコールに加水分解する反応を触媒する。ヒトにおいては、少なくとも 4 種類のアイソザイムが存在しており、骨、肝臓、腎臓などに存在する「組織非特異型 ALP」、小腸に存在する「小腸型 ALP」、胎盤に存在する「胎盤型 ALP」、「生殖細胞型 ALP」に分類されている。いずれのアイソザイムにおいても、リン酸化合物を加水分解して無機リン酸を供給することで、リン代謝に関わっており、共通の生理的機能を有することが推察されている。4 種類のアイソザイムの中で、生理的基質や生理的機能が明らかになっているのは、組織非特異型 ALP の中でも骨の ALP (骨型 ALP : bone-specific ALP) だけであり、腎臓や肝臓の ALP や小腸型 ALP などについては不明な点が多く、その解明が望まれている。

本論文は、3 章から構成されており、まず第 1 章ではラットを用いた動物実験により食事性因子 (ビタミン K、リン、牛乳・乳製品) の影響についての研究 (研究 1、2、3)、第 2 章ではマウスを用いた動物実験により食事性因子 (ビタミン K、脂質) の影響についての研究 (研究 4、5)、さらに第 3 章ではヒトを対象とした研究 (研究 6) により、ALP への食事性因子の影響について明らかにすることを目的として研究を行ったものである。

研究 1 では、ラットにおけるビタミン K₁ またはビタミン K₂ 経口投与による ALP への影響について検討を行い、ビタミン K₁ およびビタミン K₂ により、どちらも小腸型 ALP を上昇させる作用があることを明らかにすることができた。ビタミン K は、緑色野菜に多く含まれているビタミン K₁ と、腸内細菌および納豆菌などの微生物によって合成される他、卵や肉などの動物性食品に多く含まれるビタミン K₂ が、天然に存在する。ビタミン K の主な生理的作用として、血液凝固因子の活性化、骨形成の促進が知られているが、本研究により、ビタミン K による小腸型 ALP の上昇を介した新規の生理的作用が推察された。

研究 2 では、リン摂取量による ALP または骨代謝への影響について検討を行った。実験食開始 14 日後において、低リン食 (P:1.5 g/kg diet) 群では基準食 (P:3.0 g/kg diet) 群に比べて大腿骨の骨塩量が低下した。一方、リン摂取量の増加により血中 ALP の減少傾向が認められ、高リン食 (P:5.0 g/kg diet, P:10.0 g/kg diet) 群では基準食群に比べ骨密度が低下した。本研究では 14 日間という短期間の実験食投与であったが、リンの摂取量が血中 ALP や骨代謝に深く関与していることが明らかになり、食事性因子としてリン摂取量の重要性が示された。

研究 3 では、ラットにおける牛乳・乳製品摂取による血中や組織中の ALP または骨代謝への影響を検討した。その結果、カルシウム摂取量は同じであっても、牛乳・乳製品の摂取により骨密度が増加して骨代謝改善効果が認められ、血中や組織中の ALP への影響についても明らかにすることができた。

研究 4 では、ビタミン K₁ およびビタミン K₂ の小腸 ALP 遺伝子発現への効果を、マウスを用いて検討を行った。その結果、ビタミン K₁ およびビタミン K₂ 経口摂取により、小腸 ALP 遺伝子の mRNA の発現が増強され、ビタミン K が遺伝子レベルでも小腸 ALP に深く関与していることが明らかになった。

研究 5 では、脂質経口投与による ALP 活性への影響を検討したところ、十二指腸において、小腸型 ALP の上昇作用が認められた。

研究 6 では、若年成人を対象に、骨型 ALP と食事性因子との関連を検討し、血中の骨型 ALP と血中リン濃度、または血中の骨型 ALP とリン摂取量との間で負の相関関係が認められた。

以上のように、本論文では食事性因子 (ビタミン K、リン、牛乳・乳製品、脂質) による血中や組織中の

ALP への影響を明らかにして、ALP の生理的機能解明のための有益なデータを得ることができた。食事性因子による血中あるいは組織中の ALP への影響について解析を行った研究は少なく、本研究で得られた結果は貴重であると考えられる。特に小腸型 ALP については、その生理的機能が不明であり、リン酸エステルを加水分解することにより、リンの供給だけでなく、脱リン酸化された物質の代謝にも深く関わっていることが推察され、今後の小腸型 ALP の生理的機能解明のためにも貢献できる重要な研究であると思われる。

本研究は研究目的の重要性、研究方法の妥当性、研究内容の正確性、独創性から審査し、総合的に博士論文として十分な内容に到達していると判断し報告する。

氏 名	須 藤 良 子
学位の種類	博士 (学術)
学位記の番号	甲第 162 号
学位授与年月日	2013 (平成 25) 年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	「紅型研究」の再構築—琉球紅型のイメージと実像—
論文審査委員	主査 教授 佐々井 啓 副査 教授 大塚 美智子 教授 増子 富美 准教授 森 理 恵 日本女子大学名誉教授 小笠原 小 枝 関西学院大学教授 河 上 繁 樹

論 文 の 内 容 の 要 旨

沖縄を象徴する「紅型」は当地で制作される染織品で綿や麻、絹などの布帛に、主に型紙を使用して染色したものである。模様は杜若や桜などの植物、流水、雲、稲妻などの自然物が好まれ、和のイメージを与える作品が多い。今日ではハイビスカスやヤシの木など南国をイメージした新しいデザインも生み出されている。また、「紅型」は芸能衣装としても欠かせないもので現在の沖縄古典芸能では鎖大模様型の鮮やかな衣裳を着用する。

このような「紅型」だが、どのような背景を持って生み出されたのか、王国時代にはどのような人々に、どのような場面で着用されていたのかを示す記録は非常に少なく、具体的な紅型像というものを描く事は難しい。しかし、今日「紅型」についての研究書や一般書物を紐解けば、王妃が礼装として着用していた、黄色地は王家にだけ許されていた、あるいは芸能衣装として用いられていた、といった歴史的事柄が記されている。文献が乏しいにも関わらず、このような言説はどのようにして構築されるに至ったのであろうか。本論は、このような問いかけから始まった。そこで先学の「紅型研究」を検証し、今日の紅型のイメージに至る過程を浮き彫りにし、王国時代の真の実像に迫ることを目的とした。

第一章では、「従来の「紅型研究」とその疑問点」と題して、王国時代から近年までに「紅型」について書かれた文献や記述を検証し、疑問点を再確認する作業を行った。その結果王国時代には「形付け」と称されていた染物が本土の鎌倉芳太郎によって「紅型」と名付けられた事が確認できた。また、「紅型」に関わる疑問点として以下の 4 点を抽出した。

1. 江戸上りでの琉球使節の装束や芸能衣裳に「形付け」が着用されていたとする説の真偽

2. 御冠船芸能での芸能衣裳に「形付け」が着用されていたとする説の真偽
3. 「形付け」が上流階級夫人の礼装であったとする説の真偽
4. 「首里型」と「那覇型」の違いや具体的な作例の提示が未だなされていないこと

第二・三章において上記の検証と考察を行なった。

第二章では、江戸上りや御冠船芸能で実際にどのような衣裳を着用していたのかを検証すべく、1832年（天保3）の江戸上りでの冠服と芸能衣裳、1838年（成年）の御冠船芸能での衣裳を調べた。その結果、地質には身分に応じたヒエラルキーがあり、装束において、緞子や綸子などで身分差が表現されていたことが確認できた。同時に、江戸上りでは使節が「形付け」を着用して人々の面前に登場することはなく、御冠船芸能においても今日の芸能に見られるような華やかな「形付け」の着用を認めることはできなかったことを絵画資料や文献から明らかにした。

第三章では現存の「紅型」衣裳を検証し、王国時代の具体的な着用の実態を示した。

現存作品と琉球王家に伝世する「紅型」衣裳、文献などを比較検証し、「紅型」は王家では通常着であったこと、一方で諸士町百姓までの幅広い階級に紺染一方型などの「形付け」が許されていた事を明らかにした。また、実態の分らなかった「那覇型」の調査を進めた結果、尚家に伝来する大和風の洗練されたデザイン「紅型」とは趣を異にする、素朴で細かい模様「紅型」が浮き彫りになった。二つは同じ技法ではあるものの、与える印象が全く異なる。すなわち、洗練され鮮やかな「紅型」の「首里型」に対して、細かい模様の素朴な「紅型」を「那覇型」と結論づけ、実作品を提示した。そしてこの「那覇型」こそが庶民に許された「形付け」であったと考察した。

第四章では第一章で生じた疑問点と二・三章で導きだした「装束」や「芸能衣裳」の実態と今日のイメージとのギャップがいつ頃から生じたのかを検証した。その結果、江戸上りや御冠船で演じられた宮廷芸能が琉球王国滅亡（1879年）とともに変容し、庶民階級の芸能となったこととの関連性を指摘した。宮廷芸能を享受する階層が琉球の士族階級や大和の武家階級、中国冊封使から庶民へと変化するにつれて、衣裳も庶民層に受け入れられやすい華やかな「紅型」が取り入れられた。これには王国の滅亡に伴い衣服制度も崩壊し、誰もが自由な服装を享受できる余地が生じたことも一因であると考察した。

さらに、本土の「紅型」研究者であり収集家でもある鎌倉芳太郎らによって「紅型」の収集と美術品としての鑑賞が推進されたことが、芸能衣裳としての「紅型」の役割に拍車をかけたことを指摘した。

大正14年に鎌倉芳太郎によって「紅型」と名付けられた「形付け」はこの時より、本土の人々に認識され始めることとなる。一方、「紅型」が廃れてしまっていた沖縄では「形付け」に「紅型」という新しい名が与えられた事により、人々の捉え方にも変化があらわれた。「紅型」は正当な王国時代の文脈から離れ、歴史的文化的な混乱の中で、「形付け」が「紅型」になり、王妃の礼装であった、あるいは芸能衣裳であったといった学説が主流になった。そしてその後の研究では、これらの定説を疑うことなく継承し、今日の「紅型像」を形作ったことを実証した。

結論として本論では、王国時代には芸能衣裳として今日のような鮮やかな「紅型」衣裳は着用されておらず、王家での通常着として「紅型」が存在し、「那覇型」という庶民の着用する「紅型」もあったという、「紅型」の実像を示した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、沖縄の代表的な染織品である「紅型」について研究したものである。今日では「紅型」は沖縄の芸能衣裳として広く認められ、歴史的な背景をも含めて認識されてきている。しかし、実際には「紅型」という名称が何時からあり、どのような場で着用され、継承されてきたのかは十分に解明されていない。とりわけ、琉球王国が消滅して以来、さまざまな歴史的伝承や記録などが失われ、今日に至っている。

このような現状を踏まえて、これまでの「紅型研究」の事例を検証し、どのような経緯を経て「紅型」という言葉と実際の染めが結びついたのか、また現在「紅型」と称されている遺品との関連を探り、その実態を明らかにすることを本論文の目的としている。

第1章では、従来の「紅型研究」とその疑問点を、先行研究の調査を丹念に行って、それら研究の問題点を抽出した。その結果王国時代には「形付け」と称されていた染物が本土の鎌倉芳太郎によって大正14年に「紅型」と名付けられていた事を明らかにした。

さらに以下の疑問点について各章で検討を行った。

1. 江戸上りでの琉球使節の装束や芸能衣裳に「形付け」（紅型）が着用されていた
2. 御冠船芸能での芸能衣裳に「形付け」が着用されていた
3. 「形付け」が上流階級夫人の礼装であったとする説
4. 「首里型」と「那覇型」の違いや具体的な作例の提示が未だなされていないこと。

第2章では、江戸上りや御冠船芸能での実際の衣裳の検証を行った。資料として『琉球人道楽之図』『琉球人坐楽之図』等の絵画資料、『甲子夜話』『躍方御冠船日記』『琉球戯曲集』などの文献資料を用いて検討した。その結果、衣裳の地質には身分に応じたヒエラルキーがあり、緞子や綸子などで身分差が表現されていたことを明らかにした。同時に、江戸上りでは使節が「形付け」を着用することはなく、御冠船芸能においても今日の芸能に見られるような華やかな「形付け」の着用は認められなかったことが明らかとなった。

第3章では、現存作品から「紅型」を検証した。1800年には中国側の文献に琉球の「花布」に関する記録があり、その技法説明から「形付け」すなわち「紅型」をさしていることは明らかなものの、具体的な着用実態は不明である。そこで、現存する遺品資料と、由来の明らかな琉球王家である「尚家」に伝来する「紅型」衣裳を検討し、「紅型」は王家では礼装（正装）ではなく、たとえ盛装であってもあくまでも平常着であったこと、またより簡素な「紅型」は農民にも着用が認められていたことを証明した。

また、いわゆる華やかな色や模様の「紅型」である王家に伝わる「首里型」に対して、地味な色の細かい模様の「紅型」の存在を検証し、これが庶民に許された「形付け」すなわち「紅型」における「那覇型」であると結論づけ、遺品との関連を指摘した。

第4章では、資料の検討により明らかになった「紅型」の着用実態が、明治時代以降に作られた「琉球紅型」のイメージと食い違っていることについて検討した。その結果、江戸上りや御冠船で演じられた宮廷芸能が琉球王国滅亡（1879年）とともに変容して庶民階級の芸能となったことを指摘した。芸能衣裳として庶民層に受け入れられやすい華やかな「紅型」が取り入れられた背景には、王国の滅亡に伴い衣服制度も崩壊し、自由な服装を享受できる余地が生じたことも一因であると考察した。

結論として、王国時代には芸能衣裳において今日のような華やかな「紅型」衣裳は着用されておらず、王家での平常着として「紅型」が存在し、さらには「那覇型」という庶民の「紅型」も存在していた、ということが証明された。

本研究は、「紅型」をさまざまな角度から総括的に検討したものである。従来の研究では、大正14年に鎌倉芳太郎によって「紅型」と名付けられ、以後「紅型」についての解釈は鎌倉芳太郎とそれに追随する研究者によって進められてきた。たしかに沖縄ではさまざまな資料が失われ、系統的な研究が難しくなっていたことも事実である。しかし、そのような状況において、本研究は絵画・文献資料を用いて「紅型」の衣裳としての位置を明らかにし、また現存する遺品を詳細に調査することによって、資料相互の関連性を深め、従来の説を覆す結論を導き出している。

以上、紅型研究の新たな展開を示すものとして、博士（学術）の授与に値すると審査委員全員一致で判断したので、報告する。

氏名	山崎陽菜
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	甲第163号
学位授与年月日	2013(平成25)年3月20日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	子どもの生活行動からみた学童保育所の施設計画に関する研究
論文審査委員	主査 教授 定行 まり子 副査 教授 平田 京子 教授 川上 清子 東洋大学教授 長澤 悟

論文の内容の要旨

学童保育所は、共働き世帯の一般化に伴い保育所と同様に需要が高まっている。全国学童保育連絡協議会によると、1998年の法制化以降、施設数は年々増加し2002年から10年間で施設数は1.5倍、利用児童数は1.6倍となっている。また、国が小学校などの「社会資源の活用」を推進することで、学童保育所の設置形態が多様化している。さらに、2007年に厚生労働省により「放課後児童クラブガイドライン」が策定されたが、法的拘束力がなく推奨基準となっている。子どもの生活スペース(本研究における専用室)の面積は概ね1.65㎡/人以上の面積を確保する、保護者・学校・関係機関・地域との連携を図る、集団規模は概ね40人程度までとしているが、具体的な内容は記載されていない。子どもが毎日生活し健やかに育つ施設として今後さらに需要が高まることから、量の充足だけではなく質の向上が緊急の課題である。

そこで本研究は、学童保育所での子どもの行為と空間構成を把握し分析することで、生活実態の全体像を明らかにする。また、立地、面積、人数規模などに焦点をあて、子どもの生活圏の拡大および様々な行為が互いに妨げることなく保障されるための空間的な条件を見出す。さらに、小学校や地域との連携に着目し、災害時の安全確保に繋がるための学童保育所と小学校や地域との連携のあり方を考察する。それらの分析から、学童保育所の施設計画のあるべき姿を見出そうとするものである。

第1章では、研究の背景と目的を述べた後、既往研究の考察を通して本研究の位置づけを明らかにした。

第2章では、全国の都市部の学童保育所を対象としたアンケート調査の結果から、施設環境と運営実態を把握し設置形態を6つに分類した。また、視察調査とヒアリング調査の結果から、設置形態別の特色を見出した。学童保育所は多種多様な建物を利用していること、また賃貸契約の更新ごとに引っ越しを繰り返す施設もあることから、改築・増築・耐震改修などの工事有無を把握していない施設が多いという事実が判明した。また、全国の都市部の半数以上の施設において学童室の面積は1.65㎡/人を満たさず、在籍数が40人以下である施設は4割弱に留まることが認められた。さらに、室空間構成の考察から、小学校内施

設は、校庭や体育館、特別教室などを利用することで活動の場が広がる可能性があり、児童館内施設は、遊戯室の設置により常時運動できる空間が確保されているなど、設置形態によって特色が異なることが明らかとなった。

第3章では、第2章で明確となった設置形態別の特色を踏まえ、子どもの行為に着目した参与観察調査の結果から、専用室以外の室と学童登録児以外の子どもを含めた全行為を抽出・分類し、それぞれの空間特性を考察した。記録した子どもの行為は合計603種類にのぼり、それらを目的、対象、性質などにより12系統に分類した。同時に、行為分類を身体活動の強度・範囲、音や声の大小による騒がしさなどにより静的行為と動的行為に分けた。また、各室空間を静的行為と動的行為の合計人数の割合により、「静的空間」「動的空間」「混在空間」とした。分析の結果、「静的空間」と「動的空間」を分離し2空間を確保した上で、「混在空間」を室内に持つことで子どもの行為の幅が広がる可能性がある。また、虫の観察や木登りなどが行える自然豊かな屋外空間を確保することで子どもの多様な行為の要求に応えられることが判明した。

第4章では、第3章で判明した室空間構成の問題点を定量的に分析するために、室空間のつかわれ方と面積に着目した参与観察調査を実施し、子どもが行為に使用している面積を算出した。その結果、厚労省が推奨する専用室面積には、運営に必要な設備や固定家具の面積が考慮されておらず、それらの面積を除くと3分の2の施設で1.65㎡/人を満たしていないことが明らかとなった。専用室には、生活に必要な設備を設けた上で、それとは別に子どもが利用できる面積を確保する必要がある。遊びに関しては、面積不足により静的行為と動的行為が混在する場面が多くみられたことから、遊びの展開を考慮し面積に余裕をもたせることが重要である。また、専用室には、学童登録児特有の食事などの行為に必要な面積(1.88㎡/人)と遊びに必要な面積(1.51㎡/人)の両方を確保することが望ましい。なお、併設施設があり学童登録児以外の利用率が低く常に利用できる空間が確保されている、小学校内で特別教室や体育館などが日常的に利用できる、といった場合には、遊びに必要な面積を若干緩和することも考えられる。

第5章では、第2章のアンケート調査と東日本大震災後に東北3県を対象として実施したアンケート調査の結果から、通常時と災害時の小学校や地域との連携状況を把握し分析した。得られた主要な傾向は、以下の通りである。1)通常時に、小学校と交流のある施設は小学校内でも6割弱に留まり、地域と交流のある施設は全体の半数に満たない。2)東日本大震災時に、小学校と共同で作業した連携事例は小学校内でも3割弱に留まる。これにより、災害時には、小学校を中心に学童保育所と小学校と地域が協力する必要がある。復旧・復興の際には、指導員と保護者、教員、地域住民の4者で連携を図り相互協力できるような体制を組んだ上で、自治体が協力していくことが望ましい。そのためには、日頃から自治体の支援のもと、4者間の話し合いや交流を通して連携を図ることが不可欠であることが明らかとなった。

第6章では、本研究で得られた知見をまとめ、学童保育所の施設計画のあるべき姿を提言した。具体的には、専用室は学童登録児特有の行為を含む静的行為のための室(1.88㎡/人)とある程度の動的行為を含む遊びを行う室(1.51㎡/人)の2室を確保し、何らかの形で明確に分離することが必要である。また、多目的に使用できる室を専用室とは別に確保し、虫の観察や木登りなどが行える自然豊かな外部空間を設けることで行為の幅が広がる。さらに、小学校や子どもが自由に利用できる地域施設と、日常的に交流できるような距離に配置することが望ましいことを示唆した。

論文審査の結果の要旨

学童保育所は、両親の就労などにより、日中に保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に保護者に代わって保育するところである。

わが国では、現在、少子化により小学校の統廃合が進む一方で、共働き家庭の増加に伴い学童保育所への需要が高まっており、その整備は、喫緊に取り組むべき課題となっている。学童保育所は、「学童クラブ」や「放課後児童クラブ」など、様々な名称で呼ばれているように、そのあり方や運営の方法に共通の認識がなされていないのが実情である。

学童保育所は、1998年に児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として位置付けられ、施設数も増加しているものの、まだまだ需要に追い付かない。その施設基準も明確でないことから、詰め込まれた状況で保育がなされている施設もあり、けがが多発するなどの問題も起きている。このような背景の中、学童保育所の量的な確保と共に、学校や地域との連携も含めた成育環境としての質が問われている。

本研究は、1998年の法制化までの経緯を踏まえ、全国の学童保育所の実情を明らかにすると共に、学童保育所における子どもたちの生活行為に必要な空間及び面積に関する基準を導き出すことを目的としている。さらに、東日本大震災で露呈された学童保育所の学校と地域の連携について取り上げている。

第1章は、この研究の背景および目的、学童保育所の現状について述べると共に、既往研究の位置づけを行っている。

第2章は「都市部における学童保育所の現況」として、学童保育所が多様な形態でなりたっている実態を把握し、その設置形態を①小学校内、②児童館内、③保育所・幼稚園内、④転用による単独施設、⑤新設の単独施設、⑥その他の6つに分類した上で、各々の利点・問題点を明らかにしている。特に、厚生労働省がガイドラインで示す面積基準(1.65㎡/人以上)に達している施設は、半数にも満たないこと、適正規模(40人程度)の40人以下が4割弱であること、など、全国県庁所在地に立地する学童保育所の実態を明示している。

第3章は「学童保育所における子どもの行為と空間特性」として、前章で明らかにした学童保育施設の多様性に着目し、小学校内、児童館内、転用による単独施設、新設の単独施設の各々から調査対象施設を選定し、そこでの年間を通じた参与型観察調査により、子ども達の生活行為を拾い上げ、分類している。記録した生活行為は603種類を数え、それらを生活や遊びの観点から12に分類した上で、静的行為と動的行為の観点から空間の機能を導き出している。特に、両行為が可能となる混在空間は、時間や空間の分離ができれば、子ども達の活動の幅を広げられると考察している。

第4章は、「学童保育所における空間の使われ方と面積」として、第3章の行為分類に基づき、それぞれの生活行為に使用している面積の測定を行なっている。遊びの内容に、グループの規模なども考慮しながら、1人当たりの面積を算定している。春夏秋冬、放課後のみならず長期休暇の1日保育も視野に入れ、学童保育所の専用室として必要な1人当たり面積について、休息と遊びのためのスペースをそれぞれ確保することを提唱している。

第5章は、「学童保育所における小学校・地域との連携」として、東日本大震災の被災地を対象に、学童保育所の子どもたちを誰がどのように保護したかを明らかにしている。地震発生の時刻において、子ども

が学校にいた、学童保育所にいた、通学路にいた、の3 ケースがあったが、普段から、学校・地域・自治体・保護者との連携が、災害リスクに対応する大切な方法であると述べている。

第6章は、以上の考察を基に、結論と提案をまとめている。学童保育所の施設環境としては、静的空間、動的空間の2室を設け、各々の活動に合った床材を選ぶこと、小学校・児童館のように使用できる空間が豊富である場合や庭が充実している場合以外は、多目的に使用できる部屋を準備すること、さらに、学校・地域・保護者・行政との連携の方法の重要性を提示している。

本研究は、需要の高まりに様々な形態で対応してきた学童保育所の実情を明らかにすると共に、これまで十分に言及されてこなかった成育環境としての質の基準となる面積に着目し、子どもの生活行為に必要な空間と面積を導き出すことを試行した画期的な研究と評価できる。また、その調査の方法論は、アンケート調査による全国の実態把握、さらに、地道な観察調査により、放課後ばかりでなく夏冬の長期休暇も対象として、1年間を通して学童保育所の現場を丹念に緻密に記録する方法をとった点も意義があり、その大量な記録を分析した論文として評価する。

なお、審査委員会では、膨大な調査により行為ごとの面積を導き出しているにもかかわらず、必要面積の解釈に説得力が欠けるとの指摘があったが、今後、面積などの基準設定のための適切な考察を重ねることで、研究成果としても、学童保育所のガイドラインへの提案としても、意義・価値が一層高くなるだろうとの指導を得た。

以上より、審査委員会は、研究課題としての重要性、研究手法の妥当性、分析・考察の深さ・的確性、さらに、独創性・具体性について審査した結果、本論文は、全てにおいて高く評価でき、博士（学術）授与に十分値すると全員一致で判断した。

氏名	太田 茜
学位の種類	博士(学術)
学位記の番号	甲第164号
学位授与年月日	2013(平成25)年3月20日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	19世紀末から20世紀初頭アメリカにおける衣生活
論文審査委員	主査 教授 佐々井 啓 副査 教授 大塚 美智子 教授 多屋 淑子 教授 島田 法子

論文の内容の要旨

本研究は1890年代から1910年代のアメリカにおける婦人服と婦人服産業について検討し、実際の衣生活がどのように変化していったのか、またその変化をどう受容していったかについて論じるものである。

衣服産業という視点でアメリカを捉える場合、これまでは既製服に焦点をあてるが多かった。しかし既製服が発生・発展したのは紳士服で19世紀以降、婦人服は20世紀半ば以降であり、それより前のアメリカの衣服産業は注文服か家庭裁縫か古着等に関わるものであった。また、既製服以外の研究としては家庭裁縫に使用するパターンについての研究等が若干行われているのみである。そこで本研究では中・上流階級の女性たちが衣服を手に入れる方法として採用していた注文服と家庭裁縫に焦点をあて、それがどのように生活に取り入れられていたか、また既製服へどのように移行していったかを論じる。

さらに当時の女性たちがどのように衣服を選び、入手していたかを考察する。衣服を入手するということは衣服もしくはその材料である布を買うという行動であり、既製服の選択・購入という現在の衣服に関する消費行動の原点を探ることができると考えられる。

文献資料にはこの時代にアメリカで発行されていた女性誌を中心に使用した。主な資料として用いたのは『レディース・ホーム・ジャーナル』『ゴディース・レディース・ブック』『ハーパース・バザー』『ヴォーグ』等の月刊誌である。

第1章では背景となるアメリカの消費社会について検討を行った。アメリカは広大な国土を有しているため早くから通信販売が発達しており、百貨店も通信販売を行っているのが特徴である。また身分制度はないものの階級は存在しており、何にどれだけお金を使うかは階級によって異なっている。

第2章ではアメリカの女性誌について検討を行った。女性誌は総合的な内容を掲載している婦人雑誌とファッション誌の二つに分類することができ、今までアメリカの服飾研究に主に用いられていたのは『ヴォーグ』を中心とするファッション誌である。しかし『ヴォーグ』は発行当初はニューヨークの社交界の情報誌として編集されており、発行部数もごく限られていた。ファッション誌として刊行された『ハーパ

ース・バザー』も、他の婦人雑誌と比較すると部数が少なく、読者が限られていることがあきらかとなった。ファッション誌より多くの読者を獲得しているのは「ビッグ・シックス」と呼ばれる婦人雑誌の一群である。その中でも現在でも発行されている『レディース・ホーム・ジャーナル』は多くの女性に読まれており、その読者は中産階級の女性であった。以上のように雑誌によって読者が異なり、衣生活が異なることを前提に考察を行うこととした。

第3章ではアメリカにおける衣服の入手方法について考察を行った。既製服が発達する前にあった衣服の入手方法としては注文服、家庭裁縫、古着等がある。さらに注文服には店舗での注文販売に加えてアメリカ特有の通信販売によるものがあり、これは百貨店の仕立て部門がやっているものと、通信販売での注文服を専門にやっている業者とが存在することが明らかとなった。既製服は統計資料によれば19世紀後半から主に重衣料と下着類が生産されているが、雑誌に掲載されている量は多くはない。しかし通信販売のカタログには既製服が掲載されており、適宜利用することができたといえる。

第4章では雑誌等から衣生活の変化を考察した。本研究でとりあげる上流階級・中産階級の人々は注文服か家庭裁縫で衣服を入手しており、価格や手間等を鑑みて階級に応じてしかるべき手段がとられていたことが浮き彫りとなった。婦人既製服が発展したとされる1920年代になっても、上流階級の人々は注文服と家庭裁縫を衣服の入手方法とし、中産階級の人々もまた家庭裁縫を主な衣服の入手方法としていた。これは既製服が発展し普及したといっても元々古着を購入していた労働者階級の人々が古着の代わりに既製服を購入するようになったからであり、既製服の普及には階級によって時間差があったことが明らかとなった。価格の面だけを考えれば既製服の方が優れているのだが、家庭裁縫に限らず手作りをすることが主婦にとって好ましい行為であり、またそうあるべきであるといった考えが上流階級・中産階級に共通して存在していたからである。

以上のように既往研究にはない横断的な視点でアメリカの衣生活について考察した結果、以下のことが明らかになった。それはアメリカにも階級が厳密に存在し、各々自分にふさわしい服装を着ることが求められているということである。ふさわしい服装というのは何を着るかも重要であるが、どうやって衣服を手に入れているかも重視されているのである。特に上流階級の女性にとっては服装というのは重要なもので手間や金銭を惜しむことが敬遠される傾向があり、中産階級の女性にとっても手作りの重視という点で共通点がうかがえる。このことがアメリカにおいて婦人既製服の普及を妨げている原因の一つであり、手作りを重視するという価値観が衣生活において薄れつつも確固として息づいていることが明らかとなった。

論文審査の結果の要旨

本論文は1890年代から1910年代のアメリカにおける婦人服と婦人服産業について、その詳細を検討し、アメリカの衣服製作の実態を明らかにするものである。一般にアメリカは既製服産業が最も早く進展したといわれているが、それは19世紀後半の紳士服産業であり、婦人服の既製服産業の進展は20世紀半ば以降である。先行研究では既製服産業に焦点をあてた研究、家庭裁縫に使用するパターンに焦点をあてた研究があるが、衣生活全体を取り扱った研究はない。

本研究は中・上流階級の女性たちが衣服を手に入れる方法として採用していた注文服と家庭裁縫に焦点

をあて、それがどのように生活に取り入れられていたか、また既製服へどのように移行していったかを当時刊行されていた女性誌の記事を中心として検証し、論じたものである。

第 1 章では背景となるアメリカの消費社会について検討を行った。そこでは早くから通信販売が発達しており、百貨店も通信販売を行っているのが特徴である。また経済的な差異による階級は存在しており、衣服の入手方法についても階級によって異なっていることを確かめた。

第 2 章ではアメリカの女性誌について検討を行った。女性誌は総合的な内容を掲載している婦人雑誌とファッション誌の二つに分類することができる。ファッション誌である『ヴォーグ』は発行当初はニューヨークの社交界の情報誌として編集されており、また『ハーパース・バザー』も、他の婦人雑誌と比較すると部数が少なく、読者が限られていることが明らかとなった。多くの読者を獲得しているのは「ビッグ・シックス」と呼ばれる婦人雑誌の一群である。その中でも現在でも発行されている中産階級の女性を対象とした『レディース・ホーム・ジャーナル』を取り上げて、階級ごとに衣生活が異なることについて考察を行った。

第 3 章では既製服が発達する前にあった衣服の入手方法としては注文服、家庭裁縫、古着等があることを確認した。さらに注文服には店舗での注文販売に加えて通信販売があることがアメリカの特徴である。通信販売の注文服は採寸をしたデータに希望の布地を選択して注文し、出来上がった製品が送られてくる方法で、百貨店の仕立て部門と、通信販売の専門業者とが存在することが明らかとなった。既製服は雑誌に掲載されている量は多くはないが、通信販売のカタログには既製服が掲載されており、適宜利用することができたと結論づけた。

第 4 章では前章で検討した雑誌等から衣生活の変化を考察した。上流階級・中産階級の人々は注文服か家庭裁縫で衣服を入手していることが浮き彫りとなった。なお、婦人既製服が発展したとされる 1920 年代になっても、それほど大きな変化がなかったことを明らかにした。

以上のように既往研究にはない横断的な視点でアメリカの衣生活について考察した結果、アメリカにも階級が厳密に存在し、各々自分にふさわしい服装を着ることが求められているということが証明された。すなわち衣服の着装だけでなく、その入手方法についても重視されていたことが明らかとなった。特に上流階級の女性にとっては服装には十分に手間をかけ、金銭を費やすことが重要であり、中産階級の女性にとってもふさわしい衣服を手に入れ、地位を保とうとしていたといえる。結果的にはこのような意識が当時のアメリカに既製服の普及以前に存在していたことが明らかとなり、注文服の通信販売の存在を明らかにして既製服の普及に関する従来の研究を覆すことができた。

本研究は、これまでファッション誌のみを取り上げて論じていた 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのアメリカの衣生活について、より広く読まれていた一般の婦人雑誌の記事と比較して衣服の入手方法について幅広く取り上げたものである。

このような資料を検討して世紀転換期の女性たちの服装をめぐる関心や入手方法を実証的に調べたことは、優れた研究であるといえる。また、アメリカの社会階層に目を留め、社会階層による違いに着目し、アメリカの消費パターンを社会階層別に分析し、ヴェブレンの論理を実証するだけでなく、当時広がりを見せ始めた中産階級の大量消費についても光をあてたことが新しい視点である。とりわけ、衣服の入手方法について、文学作品をも参照してアメリカ女性の価値観を明らかにした点は、新たな研究成果をもたら

したと判断できる。

今後、既制服産業などについても継続的に研究を進めていくことによって、一層充実したアメリカ服飾研究となることを期待して、博士（学術）の授与に値すると審査委員全員一致で判断したので、報告する。

氏名	秋保 恵子
学位の種類	博士（教育学）
学位記の番号	甲第 165 号
学位授与年月日	2013（平成 25）年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育
論文審査委員	主査 教授 森田 伸子 副査 教授 澤本 和子 教授 田部 俊充 日本女子大学名誉教授 片桐 芳雄 横浜国立大学教授 府川 源一郎

論文の内容の要旨

本研究の課題は、大正新教育期に私立成城小学校の訓導であった奥野庄太郎（1888-1967：生年については 1886 年説あり）の国語科教育の理論と実践、及びその形成過程を明らかにしようとするものである（成城小学校在職期間：1918-1928）。本稿においては奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育という枠組みを定めた。〈読むこと〉という枠組みは、彼の国語科教育論のうち「読み」にかかわる理論を統括したものである。その内容は、当時の国語科の 4 分科である「読方」「書方」「綴方」「話方」のうちの「綴方」を除き、「聴方」と語彙教育を加えた全体を指している。奥野は従来、聴方教育の先駆者と知られているが、本稿はそれに対して、聴方教育や語彙教育も含めた、総合的な〈読むこと〉の教育を行った人物として採りあげた。

本稿の考察においては、『お晰の新研究』『英米小学教育の実際』『聴方教育の実際』『話方教育の原理と実際』『心理的読方の実際』などの奥野の著書約 30 点、成城小学校の機関誌『教育問題研究』における論稿約 100 点、雑誌掲載論文約 100 点、児童書・児童読物約 25 点などを一時資料として検討した。以下、各章の概要を記す。

序論及び序章

本稿の課題を提示するとともに、「奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育」を追究することの今日的意味が次の 2 点にあることを提示した。第一に低学年児童に対する語彙教育の重要性の再確認、第二に文学教材を対象とした解釈や鑑賞中心の読みに対する多様な読みの可能性の提唱である。さらに先行研究の検討を行った。

第1章「大正新教育と成城小学校」

本章では、奥野が在職した成城小学校の開校当初の状況を示した。所謂「新学校」といわれた開校当初の同校に10年間在職した奥野にとっては、その状況が、彼の国語科教育の理論形成の背景としての意味をもつからである。奥野の理論形成に関与した背景として、以下の事項を示した。第一に「私立成城小学校創設趣意」の理念、同校校長の澤柳政太郎の教育の「実際」重視の信念、主事小原國芳による学校事業拡大などの事実。第二に、同校の国語科のカリキュラムの改造に関する取り組み。すなわち、「聴方科」や「読書科」の特設。第三に、1924年に出された「教科書ノ解説書若クハ教科書類ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト称シテ使用セシムル」ことを取り締まる文部次官通牒に対する、学校をあげての異論発表の内容。第四に、同校における研究部や研究会の体制。以上の結果、当時の成城小学校が、奥野の国語科教育の理論展開に寄与する舞台を用意していたことを示した。

第2章「奥野庄太郎の人物像」

本章では、次章以下の前提として奥野の人物像を明らかにした。まず、奥野の具体的な著作を列挙し、その出版状況を確認した。同校機関誌『教育問題研究』の編集担当としての業務や、文部次官、京大総長などを歴任した教育界の大物であった澤柳校長から重要な示唆を得ていたことを示した。続いて、当時の教育ジャーナリズムに載った奥野に関する6種の記事を収集し、分析した。奥野の紳士的な人柄や、成城小学校に就職する以前の東京府訓導時代の唯一の投稿論文を通して、当初から彼が児童文学への興味をもっていたことを示した。また、『英米小学教育の実際 附 世界一周紀行』の記述を分析した結果、小学校教員初の海外視察者とされる奥野が、英米視察では新教育の本場であった米国に5ヵ月、英国に4ヵ月滞在し、小学校の視察、授業参観を行い、同時にそこから得た情報を雑誌や自著に展開させていた事実を示した。さらに、奥野が主として低学年の担任をしたことも彼の〈読むこと〉の教育の展開に大きく影響した。そのことが、低学年の教育方法は他の学年とは異なり、発達段階を十分考慮して行われるべきだということを見出す契機になったことを示した。そして、奥野は、実践家でありながら、一方では、当時の師範学校の訓導以外では珍しい、理論的な関心の強い教員だったことを明らかにした。

第3章「奥野庄太郎の聴方教育と言語観」

本章では、奥野が提唱したとされる「聴方教育」とそこに内包された語彙教育観を分析した。奥野の語彙教育は、児童が入学以前から親しんでいる音声言語をもとに、豊かな語感を伴った語彙（群）を形成することを企図していた。その背景には、第一に、成城小学校が開校2年目に行った新入生に対する語彙調査と、第二に、澤柳校長の国語教育論の示唆があったことを示した。聴方教育が、「お嘶」と称す昔話や童話等の教材を用いて聴かせることを重視していたことを明らかにした。さらに、本章では、「聴方」の実践記録を分析し、「聴方」の授業の進行の中では教師と児童の間で交わされる「問答」が効果的に機能していた事実を示した。また、奥野の「話方」は、最終的にはスピーチ形式の「話方」を志向したものであったが、一方では、その授業過程で示される教師の「導入の話」の中に多種多様な語彙や話題への切り口が存在していることを示した。これらの検討の結果、奥野の聴方教育や話方教育は、彼の〈読むこと〉の教育の土台となるべき語彙教育を行っていたことを明らかにした。

第4章「奥野庄太郎における読方教育論の形成過程と「ライフメソッド／生活的読方」一垣内松三によるセンテンスメソッドへの批評を手がかりとして—

本章では、奥野が、当時国語教育界に大きな影響を及ぼしたとされる垣内松三著『国語の力』の内容に対して異議を示した論稿と、垣内松三が当時国語教育界から受けた批判に対して反論している論稿の比較考察を行った。その結果、その批判の経緯自体が、実践家である奥野の読方教育の理論を形成し、国語科教育における本質的な問い―「『文』の本質」は何であるか―を行っていたことを明らかにした。これらの検討の前提となる『国語の力』の著述を分析し、垣内がどのようにセンテンスメソッドを提唱したのかを明らかにした。垣内は、小学校における『読方』と上級学校における『解釈』や『批評』は、本質的に同じであると主張していた。また、垣内のセンテンスメソッドは、文全体を直観してから、文を詳しく読解する読方であった。奥野はそれを「文章深究／内容深究」と呼び、その読方が、無批判に画一的に小学校の国語教育界にも採用されていくことを危惧していた。一方、奥野自身は「ライフメソッド／生活的読方」と称する読方の方法を提示し、それが、児童の学校外の「生活」や、卒業後の「人生」にも生きる「読方」を目指すという理念を内包していたことを示した。それは、「読書科」の授業の中で、「問答」「議論」「劇的表出」など、「指導」を伴う教育方法として提示されていた。本章の考察により、奥野の「ライフメソッド／生活的読方」が彼の〈読むこと〉の教育の柱の一つであったと位置づけた。

第5章「奥野庄太郎の「心理的読方」

本章では、奥野が、当時の「心理学」の文献からインパクトを受けていたことを示した。William A. Smith, *The reading process* (1922)、Mary E. Pennell & Alice M. Cusack, *How to teach reading* (1924?)、Edmund Burke Huey, *The psychology and pedagogy of reading* (1908)などの文献を参照し、奥野の提唱した「心理的読方」に関する論稿と比較検討した。奥野は、これらの文献から多分に影響を受けて、自身の「心理的読方」の理論を構築し実践していた。「心理的読方」は、「アイムーブメント」の指導と「連想活躍」（奥野が英文献の association、structural、establishment、arousalなどを元に造語）の概念を含むものであり、前者は「読み」における眼球運動、後者は「文字」と「意味」の接続過程を、それぞれ意味していたことを明らかにした。奥野がその教授方法を批判した平田華蔵による教材「モノサシ」の指導例と、それに対する奥野の批判を分析し、両者の相違点から、奥野自身の読方教育の特徴を明らかにした。その結果、奥野の「読方」においても、「聴方」に見られたのと同様の語彙教育観が内包されていたことが明らかになった。すなわち、本章において、「心理的読方」も語彙（群）形成を土台とした「読方」であり、〈読むこと〉の教育の重要な構成要素であったと位置づけることができた。

第6章「奥野庄太郎の教材観」

本章では、使用開始後約10年が経過した第三期国定教科書『尋常小学国語読本』（使用期間1918年度から1932年度）に対して、当時頻繁に行われていた批判について、その論点を整理した。保科孝一主宰の雑誌『国語教育』誌の「国語読本改善号」（1927）と2年後の「補充教材号」における、当時の国語教育関係者の論稿を採り挙げた。その結果、1924年には第1章に見たような文部次官通牒が出されていたにもかかわらず、1927年～1928年当時においても、国定読本に対する批評が内容と形式両面から公然となされ、それを補うものとしての「補充教材」が重要な役割を果たすという認識が、各論者に共通していたことを示した。その状況を背景として活躍していた奥野が、両特集号において行った主張も検討し、彼が、国定読本はその内容・量ともに十分ではなく、国語科教育を根本的に改善する必要を唱えていたことを示した。その改善の視点は、前章に見られた「心理的読方」「ライフメソッド／生活的読方」の導入であっ

た。第一に、「心理的読方」の指導法にみられるような多様な読みの方法を提示した。第二に、「ライフメソッド／生活的読方」の教材にも多様性を求めていた。奥野は、国定読本という教材の不足を補うものとして児童読物を創作していたことも示した。同時に、読本自体が申し分のないものであったとしても、児童読物は必要なものであるという認識にも立っていたことを示した。

終章「奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育からの問題提起—〈読むこと〉の教育の本質を求めて—」

本章では、本稿において考察してきたことをもとに、「奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育」が、現代において問題提起することを4観点提示した。一点目は、小学校における国語科教育では、「語彙教育」の「指導」に自覚的になるべきであること。二点目は、「読み」には多様な「方法」があること。三点目は、教師は「方法」を支える「理論」をもつ必要があることに自覚的になるべきこと。四点目が〈読むこと〉の教育は観念の形成へと結び付けられるべきであること。最後に今後の課題として、奥野の「綴方教育」が彼の〈読むこと〉の教育にどのように接続するのかを考察することを提示した。

論文審査の結果の要旨

論文内容

本論文は、大正新教育期に私立成城小学校の訓導であった奥野庄太郎（在職期間：1918年—1928年）の、国語教育における「読み」の教育の理論と実践の全体像を、「〈読むこと〉の教育」という枠組みを設定することによって、明らかにしようとしたものである。〈読むこと〉という枠組みは、奥野が実践した読みの教育が、当時の国語科の「読方」「話方」「聴方」「綴方」という四分野の枠を超えた、総合的な内容を持ったものであるという観点から採用されたものである。奥野は、小学校に入学した生徒が、それまで習得してきた幅広い音声言語を、文字へと接続し、読むことを習得していく過程にとりわけ関心を寄せた。それは、〈読むこと〉が人生において持つ意味を彼が重視し、初期の教育こそ、そのための基礎を形成する最も重要なものであると考えていたからである。

奥野は従来の先行研究においては、「聴方」教育の実践家として断片的に取り上げられてきた人物であるが、彼においては、聴方教育は話方教育と結びついており、それらはさらに読みの教育へと発展する展望の中でとらえられ、実践されていた。本論文は、このような、聴き方、話し方、読み方を総合した、多様な〈読むこと〉の教育を実践し、理論化した人物としての奥野像を再構成したものである。

一次資料として、奥野の著作26点、成城小学校の研究機関誌『教育問題研究』掲載論文約100点、他の雑誌掲載論文約200点、作成した児童書、児童読み物約25点を扱っている。なお、綴り方に関する奥野の著作については、今後の研究課題とされ本論文では取り上げられていない。

以下、本論文の構成とその概要を記す。

序論

奥野の「〈読むこと〉の教育」を検討することの今日的意義について、第一に、低学年における語彙教育の重要性の観点から、第二に文学教材の解釈・鑑賞教育を中心としてきたわが国の国語科教育に対して、人生の多様な局面での多様な読みへと開かれた新たな国語科教育の可能性を提示するという観点から述べている。

序章

奥野に関する先行研究を、観点別に取り上げて検討を加えている。

第一章 大正新教育と成城小学校

奥野が在職した成城小学校の開校当初の状況が、次の四点から論じられている。第一は、『私立成城小学校創設趣意書』に見る理念と、同校創設者で校長の沢柳政太郎の「実際的教育」重視の思想、第二に、同校の国語科カリキュラムの改造に関する取り組み、とりわけ「読書科」の特設に関して、第三に、1924年の「教科書ノ解説書若クハ教科書類ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト称シテ使用セシムル」ことを取り締まる文部省次官通牒に対する、成城小学校あげての反論、第四に、同校の研究体制の充実。以上の点から、奥野の実践と理論を支えた背景として、新教育運動の機運と、沢柳に率いられた成城小学校という環境が不可欠の存在としてあったことが明らかにされている。

第二章 奥野庄太郎の人物像

当時の教育ジャーナリズムに載った奥野に関する記事を渉猟し、今まで知られていなかった奥野の、成城小学校就任以前の足跡を明らかにし、奥野が当初から児童文学に関心を持っていたことや、同僚から見た奥野の人柄などが述べられている。また、成城小学校就任のいきさつや、沢柳との関係、小学校教員として初の海外視察に派遣された際の日程やその報告記事、そこで得た欧米の新教育の知見などから、実践家にして理論家としての奥野像を描き出している。

第三章 奥野庄太郎の聴方教育と言語観

奥野が提唱したとされる「聴方教育」の背景には、第一に成城小学校開校二年目に実施された、新入生の語彙調査と、第二に沢柳の国語教育論に示唆を受けて形作られた、聴く言葉を外側の大きな円とし、順次、話す言葉→読む言葉→書く言葉→綴る言葉と同心円を描く、奥野の言語観（彼はこれを「大きな意味の言語」と呼ぶ）があったことを明らかにし、さらに、実際の授業記録の分析を通して、奥野の聴き方の授業が、話し方や文字の教育とも接続しながら、〈読むこと〉の土台となる語彙形成を担う教育であったことを明らかにした。

第四章 奥野庄太郎における読み方教育論の形成過程と「ライフメソッド／生活的読み方」—垣内松三によるセンテンスメソッドへの批評を手がかりとして—

当時出版され、今日に至るまで国語教育界に大きな影響を及ぼしている、国文学者垣内松三の『国語の力』に対する奥野のいくつかの「批評」論文を分析の中心に据えながら、それらと『国語の力』、および同書出版後の反響に答えた垣内の諸論文とを、時系列を追って比較検討している。奥野の批判は、本来は中等教育の文学作品読解教育の方法として提示された「センテンスメソッド」が、「文章深究／内容深究」として独り歩きし、画一的、無批判に初等教育界を席卷するに到ったことに向けられていたこと、こうした「センテンスメソッド」との対峙を通して、生徒の学校外の「生活」や卒業後の「人生」にも生きる「読み」の教育として、「ライフメソッド／生活的読み方」と彼が表現する、多様な読みの可能性を提示するに到ったことが明らかにされている。

第五章 奥野正太郎の「心理的読み方」

奥野が、欧米の心理学的な読書論（William A. Smith, *The Reading Process*, 1922, Mary E. Pennell and Alice M. Cusack, *How to Teach Reading*, 1924, Edmund Burle Huey, *The Psychology and Pedagogy*

of Reading, 1908 など) から影響を受けつつ、「アイムーブメント」と「連想活躍」という概念を用いて、子どもが文字を視覚でとらえ、それを「思想」と連合させる過程を「心理的読み方」として理論化したことを示している。このプロセスにおいては、豊富な語彙を持っていること、さらにそれらを単に個々の語彙として知っているだけではなく、生活と結びついたさまざまな文脈の中で具体的な「意味」として経験していることが重要であると奥野が考えていたことを、彼の授業の実践記録から明らかにしている。

第六章 奥野庄太郎の教材観

当代の雑誌『国語教育』の「国語読本改善号」(1927年)および、「補充教材号」(1929年)に寄せられた、当時の国語教育関係者の諸論稿を取り上げ、そのなかに奥野の教材観を位置づけている。第三期国定教科書の時代にあたる当時の読本は、新教育の動向をある程度踏まえた読本として教育界から評価されていたが、今日の日本の教科書にも通じる、量、質ともに不十分で貧弱であるという欠点が指摘されており、そのために、副読本は必要不可欠であるという指摘がなされていた。奥野はこうした動向の中で、自ら積極的に児童読み物の創作に携わり、多くの作品を残している。これらの作品には、奥野の児童観が反映されているとともに、多様な文脈の中で豊富な語彙を習得することを重視する、奥野の国語教育観が示されていることを明らかにしている。

終章 奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育からの問題提起—〈読むこと〉の教育の本質を求めて—

本論で考察してきた内容をもとに、奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育が現代の国語教育に提起している観点を述べ、今後の研究課題を提示している。

審査結果

審査委員会では、本論文は、いまだ総合的な研究がおこなわれていない奥野庄太郎の国語教育論の全体像に、「〈読むこと〉の教育」という角度から初めて本格的な検討を加えた力作である、との評価が審査委員の一致した見解としてあげられた。論文の枠組みがしっかりしているとともに、一次資料を綿密に読みこんだ実証的な研究態度も高く評価された。また、単なる過去の歴史記述に終わることなく、奥野の聴き方教育論を読み方教育論とのかかわりで位置づけることによって、筆者の言う〈読むこと〉の教育論を、その現代的意義を含めて積極的に提起することに成功した好論文であると評価された。

具体的な評価内容の主なものとしては、以下の点が特に指摘された。

(1) 豊富な一次資料を扱い丁寧な分析を加えた、実証的で堅実な研究方法。

- ・奥野の大量の著書や論文、さらには彼が依拠した外国文献も含めて、丹念に探索、検討することによって、実証的に奥野の国語教育論を明らかにしている。
- ・奥野の個人的な経歴や教育ジャーナリズム上での評判などに関して、いままで埋もれていた資料を渉猟し、これまで知られなかった奥野の具体的な人物像に迫った努力は高く評価できる。
- ・とくに、当時の訓導としては珍しかった奥野の海外視察の旅程や視察内容を丹念にたどり、海外の新教育の情報と日本における実践とを結ぶ研究を推進した奥野の業績について具体的に考察している点が高く評価できる。

(2) 奥野の〈読むこと〉の教育を、同時代(1920年代から30年代)の国語教育界とりわけ読み方教育をめぐる動向全体の中に位置づけた点。

- ・奥野が、国語科の言語諸活動を総合的・有機的に再構造化して、新たな提案と実践を行ったところに着目し、「心理的読み方」という当時の新しい知見を導入し、「ライフメソッド」にまで展開した過程を明らかにした点。さらに、低学年に着目し、語彙教育と読書教育を結び、音声言語を耳から入れる聴き方から入って、語彙の拡充と内容理解等に展開する独特の手法を確立したことを明らかにしたこと。これらことによって、奥野の「〈読むこと〉の教育」の提唱を、垣内の形象理論に基づく読み方教授理論を無批判に小学校教育に持ち込んでいた、当時の「読み方」教育に対する批判として位置づけたことは、当代の国語教育界、とりわけ「読み方」教育をめぐる動向の中での、奥野の独自性を際出せるだけでなく、従来の国語教育史に対しても新たな視点を提起するものとして評価される。
- ・当時出版されて大きな反響を呼び、その後の国語教育にも長く影響を与えてきた、垣内松三の『国語の力』、および関連論文と、奥野の「読むこと」をめぐる諸論稿との、丹念な比較検討は、〈読むこと〉の教育についての奥野の立場を明らかにするだけでなく、垣内の所説についても、先行研究にはない新たな知見を加えている。

(3) 筆者の長年にわたる小学校教師としての経験が、「一訓導」としての奥野の実践と理論を内在的に理解することに有効に働いており、そこから以下のような視点が導き出されている点。

- ・具体的な教室における低学年児童との日々の実践から導かれている奥野の理論と、国文学者である垣内の諸論との対比が鮮やかに描き出されている。
- ・奥野の提唱した「ライフメソッド」を、彼が訓導としての現実の実践に埋没することなく、「現実」を超えた理想、あるいは現前の児童の将来の「ライフ」をも見通していたことを示すものとして提示している。
- ・一般に新教育運動は、「児童中心主義」と結びつけてとらえられがちであるが、訓導としての奥野の視点に寄り添うことによって、新教育運動の実験学校として創設された成城小学校においてこそ、実は、様々な形で教師側からの「指導」や働きかけが工夫され、発揮されていたことが具体的に示されている。

(4) 国語科教育の枠をこえて広く教科教育の観点からも示唆を与えるものであること。

- ・文学作品の解釈に偏らない多様な読みの教育を提唱する奥野の問題意識は、広く当時の地理、歴史などの教科の教育へも向けられており、現在の教科教育の教材の在り方を考える上で、示唆を与えるものである。

また、本論文に対しては、審査員の一人から、あくまでも本論文を読んだうえで触発された参考意見であるとして、次のような意見が寄せられた。

(1) 「学制」以来の「修身口授」、明治末期にアメリカから導入された「ストーリーテリング」や、巖谷小波に始まると言われる「口演童話」など、様々な音声伝達教育活動については、本論中でも述べられているが、これらの諸活動と奥野の「聴き方」との関係について、よりスペースを取って本格的に論じると、いっそう奥野の特徴がわかりやすく示されたのではないかと。

(2) 奥野の教材観については、第六章で記述されているが、この部分に関して、たとえば、グリムやアンデルセンの作品、さらに、従来のお話とは区別された小川未明らの「童話」を、奥野がその児童読み物や副読本の中に、いかに編集・翻案したか、その「手つき」に注目することで、奥野の教材観がより鮮明に浮かび上がることになるのではないかと。

以上の二点は、本論文の意義を一層説得力あるものとして提示するために、出版・公刊の際に、参考にしてほしいとの指摘があった。

以上のような審査をふまえ、本審査委員会は、秋保恵子「奥野庄太郎の〈読むこと〉の教育」を、博士(教育学)を授与するに十分に値する優れた論文であるとの結論に、全員一致で達した。

氏 名	鈴木 惠 雅
学位の種類	博士 (理学)
学位記の番号	甲第 166 号
学位授与年月日	2013 (平成 25) 年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	味覚嫌悪学習の消去記憶保持機構の形成過程に対するテストステロンの作用
論文審査委員	主査 教授 宮 本 武 典 副査 教授 関 本 弘 之 教授 永 田 三 郎 北里大学大学院講師 佐 藤 亮 平

論 文 の 内 容 の 要 旨

第 1 章 序論

動物において「学習と記憶」は、予め危険を回避したり、迅速に餌や配偶者に到達することによって、より効率よく自分の遺伝子を残すために必要不可欠な行動である。

情動学習の一種である味覚嫌悪学習は、マウスに新奇の味 (CS) を呈示後、内臓不調 (US) を経験させると、マウスはその味を忌避するようになる学習である。この時に獲得する記憶を味覚嫌悪記憶という。一方、味覚嫌悪記憶を獲得したマウスに、US を与えずに CS のみ呈示し続けると、CS を再び摂取するようになる。この過程を消去学習といい、この時に獲得する新たな記憶を消去記憶という。

情動を伴う出来事の記憶は長続きすることが動物やヒトにおける実験から示されているが、成長に伴い情動記憶がどれほど保持されるのかについての報告は少ない。そこで、本研究では、味覚嫌悪学習および消去学習を用いて、体内が大きく変化する性成熟の視点から消去記憶の保持機構を明らかにすることを目的とした。

第 2 章 味覚嫌悪学習後の消去記憶の獲得と保持に対する性成熟の影響

消去記憶の獲得と保持に対する性成熟の影響について検証するため、性成熟前後 (5、7 週齢) の雄マウスで、味覚嫌悪記憶および消去記憶を獲得させ、およそ 1 か月後に想起させた。その結果、それぞれの記憶の獲得過程には性成熟前後で差はないが、性成熟後のマウスの方が、性成熟前のマウスよりも有意に強く消去記憶を保持した。一方、嫌悪記憶の保持には性成熟前後で差は認められなかった。以上より、消去記憶の保持強度にのみ性成熟が影響することが明らかとなり、性成熟を促す雄性ホルモン (アンドロゲン) の一種であるテストステロンの関与が示唆された。

第 3 章 消去記憶の獲得と保持に対するテストステロンの関与

前述の結果を踏まえて、性成熟前の雄マウスを去勢後、テストステロンを投与することで、消去記憶の獲得と保持への影響について検証した。その結果、テストステロンは消去記憶の獲得には影響を与えない

が、最適投与量下で、消去記憶保持機構の成熟を促進する可能性が示唆された。

一方で、テストステロンは、 5α -還元酵素によって、テストステロン活性型である 5α -ジヒドロテストステロン (5α -DHT) に代謝されるだけでなく、アロマターゼによって雌性ホルモンである 17β -エストラジオールに変換され、 17β -エストラジオールによって脳の雄性化が誘導されることが知られている。そこで、アロマターゼによって変換されない 5α -DHT を用いて、消去記憶保持に対するアンドロゲンの効果を検証した。その結果、テストステロン投与実験の結果と同様、 5α -DHT 投与群の方が非投与群よりも有意に強く消去記憶を保持した。このことから、消去記憶の保持強化は、雌性ホルモンではなく、アンドロゲンの影響であることが強く示唆された。

第4章 消去記憶保持機構の成熟に対するテストステロンの作用時期の検討

性成熟前のテストステロン投与実験の結果を踏まえ、性成熟前で去勢後、性成熟後でテストステロンを作用させ、消去記憶保持機構の成熟促進に対するテストステロンの作用時期について検証した。その結果、消去記憶保持の強化は認められず、消去記憶の保持機構の成熟には、性成熟前のテストステロンの作用が重要であることが行動実験により示された。また、味覚嫌悪記憶の中枢である扁桃体と、消去記憶の中枢である前頭前野腹内側部 (消去記憶関連脳部位) に対し、テストステロンの受容体であるアンドロゲン受容体 (AR) の遺伝子発現を RT-PCR 法によって確認したところ、テストステロンの作用部位と成り得る可能性が示唆された。そこで、性成熟過程 (2週齢~7週齢) の AR 遺伝子発現量を定量 PCR (Q-PCR) のひとつであるリアルタイム PCR (real-time PCR) 法を用いて定量し、両脳部位に対するテストステロンの作用時期を検証することを試みた。その結果、性成熟前である4週齢で AR 遺伝子の発現量が高まる一方、性成熟期終盤である7週齢では、遺伝子発現量が4週齢以前と同じ低いレベルまで減少した。一方、性行動を司る視索前野では、性成熟後の方が性成熟前よりも高い発現量を示した。雄マウスの血中テストステロン濃度は性成熟前の4週齢頃に一過性のピークを示し、その後の性成熟期に向けて上昇する。雄マウスで検出された性成熟前の AR 遺伝子の発現量の高まりは、性成熟期に先行した血中テストステロン濃度の一過性の上昇に伴い増加した結果であると考えられ、消去記憶関連脳部位におけるテストステロン感受性を高め、消去記憶保持機構の成熟を促進する重要な役目を担っている可能性が示唆された。

第5章 消去記憶の保持にみられる性差：雌個体との比較

前章までの雄個体の結果と雌個体との比較により、消去記憶保持機構の成熟に対する性の影響について検証した。雄マウスでは消去記憶の保持強度に性成熟の影響がみられたが、雌マウスでは認められず、消去記憶の保持強度に性差が存在することが示唆された。また、消去記憶関連脳部位における雌マウスの AR 遺伝子発現量は、性成熟前後ともに低いレベルを示し、性差が認められた。しかし、性成熟前に生殖腺を除去し、テストステロンを作用させると、雄マウスと同様に消去記憶の保持が強化され、性差は消失し、消去記憶保持機構が成熟することが示唆された。

第6章 総括

本研究において、性成熟前のテストステロン曝露の有無が、消去記憶の保持機構の成熟に対する性差を生じさせるとともに、消去記憶の保持機構の臨界期を迎えるには、性成熟前のテストステロンの作用が重要であることが示された。

論文審査の結果の要旨

第1章 序論

動物において「学習と記憶」は、予め危険を回避したり、迅速に餌や配偶者に到達することによって、より効率よく自分の遺伝子を残すために必要不可欠な行動である。

情動学習の一種である味覚嫌悪学習は、マウスに新奇の味（CS）を呈示後、内臓不調（US）を経験させると、マウスはその味を危険なものとして判断し忌避するようになる学習である。この時に獲得する記憶を味覚嫌悪記憶という。一方、味覚嫌悪記憶を獲得したマウスに、USを与えずにCSのみ呈示し続けると、CSを安全な味と再認識し再び摂取するようになる。この再学習過程を消去学習といい、この時に獲得する新たな記憶を消去記憶という。

情動を伴う出来事の記憶は長続きすることが動物やヒトにおける実験から示されているが、成長に伴い情動記憶がどれほど保持されるのかについては、ほとんど明らかにされていない。そこで、本研究では、味覚嫌悪学習および消去学習を用いて、第二次性徴によって体内が大きく変化する性成熟の観点から消去記憶の保持機構を明らかにすることを目的とした。

第2章 味覚嫌悪学習後の消去記憶の獲得と保持に対する性成熟の影響

消去記憶の獲得と保持に対する性成熟の影響について検証するため、性成熟前後（5,7週齢）の雄マウスで、味覚嫌悪記憶および消去記憶を獲得させ、およそ一か月後に想起させた。その結果、それぞれの記憶の獲得過程には性成熟前後で差はないが、性成熟後のマウスの方が、性成熟前のマウスよりも有意に強く消去記憶を保持した。一方、嫌悪記憶の保持には性成熟前後で差は認められなかった。以上より、消去記憶の保持強度にのみ性成熟が影響することが明らかとなり、性成熟を促す雄性ホルモン（アンドロゲン）の一種、テストステロンの関与が示唆された。

第3章 消去記憶の獲得と保持に対するテストステロンの関与

前述の結果を踏まえて、性成熟前（5週齢）の雄マウスを去勢後、テストステロンを投与することで、消去記憶の獲得と保持への影響について検証した。その結果、テストステロンは消去記憶の獲得には明確な影響を与えないが、最適投与量下で、消去記憶保持機構の成熟を促進する可能性が示唆された。

一方で、テストステロンは、5 α -還元酵素によって、テストステロン活性型である5 α -ジヒドロテストステロン（5 α -DHT）に代謝されるだけでなく、アロマターゼによって雌性ホルモンである17 β -エストラジオールに変換され、17 β -エストラジオールによって脳の雄性化が誘導されることが知られている。そこで、アロマターゼによって変換されない5 α -DHTを用いて、消去記憶保持に対するアンドロゲンの効果を検証した。その結果、テストステロン投与実験の結果と同様、5 α -DHT投与群の方が非投与群よりも有意に強く消去記憶を保持した。このことから、消去記憶の保持強化は、雌性ホルモンではなく、アンドロゲンの影響であることが強く示唆された。

第4章 消去記憶保持機構の成熟に対するテストステロンの作用時期の検討

性成熟前のテストステロン投与実験の結果を踏まえ、性成熟前（3週齢）で去勢後、性成熟後（7週齢）でテストステロンを作用させ、消去記憶保持機構の成熟促進に対するテストステロンの作用時期について検証した。その結果、消去記憶保持の強化は認められず、消去記憶の保持機構の成熟には、性成熟前

のテストステロンの作用が重要であることが行動実験により示された。また、味覚嫌悪記憶の中枢である扁桃体と、消去記憶の中枢である前頭前野腹内側部（消去記憶関連脳部位）に対し、テストステロンの受容体であるアンドロゲン受容体（AR）の遺伝子発現を RT-PCR 法によって確認したところ、テストステロンの作用部位と成り得る可能性が示唆された。そこで、性成熟過程（2 週齢～7 週齢）の AR 遺伝子発現量を real-time PCR 法を用いて定量し、両脳部位に対するテストステロンの作用時期を検証することを試みた。その結果、性成熟前である 4 週齢で AR 遺伝子の発現量が高まる一方、性成熟期終盤である 7 週齢では、遺伝子発現量が 4 週齢以前と同じ低いレベルまで減少した。一方、性行動を司る視索前野では、性成熟後の方が性成熟前よりも高い発現量を示した。雄マウスの血中テストステロン濃度は性成熟前の 4 週齢頃に一過性のピークを示し、その後の性成熟期に向けて上昇する。雄マウスで検出された性成熟前の AR 遺伝子の発現量の高まりは、性成熟期に先行した血中テストステロン濃度の一過性の上昇に伴い増加した結果であると考えられ、消去記憶関連脳部位におけるテストステロン感受性を飛躍的に高め、消去記憶保持機構の成熟を促進する重要な役目を担っている可能性が示唆された。

第 5 章 消去記憶の保持にみられる性差：雌個体との比較

前章までの雄個体の結果と雌個体との比較により、消去記憶保持機構の成熟に対する性の影響について検証した。雄マウスでは消去記憶の保持強度に性成熟前後で週齢差の影響がみられたが、雌マウスでは認められず、消去記憶の保持強度に性差が存在することが示唆された。また、消去記憶関連脳部位における雌マウスの AR 遺伝子発現量は、性成熟前後ともに低いレベルを示し、性差が認められた。しかし、性成熟前に生殖腺を除去し、テストステロンを作用させると、雄マウスと同様に消去記憶の保持が強化され、性差は消失し、脳の雄性化によって消去記憶保持機構が成熟することが示唆された。

第 6 章 総括

本研究において、性成熟前のテストステロン曝露の有無が、消去記憶の保持機構の成熟に対する性差を生じさせるとともに、消去記憶の保持機構の臨界期を迎えるには、性成熟前のテストステロンの作用が重要であることが示された。

以上、論文提出者が見出した味覚嫌悪学習の消去保持機構形成過程にテストステロンが非常に重要な役割を担っているという知見は、脳科学分野の研究に新しい視点を開いたものと高く評価することができる。よって、審査委員会は論文提出者鈴木恵雅が博士（理学）を受けるのに十分な資格をもつものと認めた。なお、本論文の一部は共著論文として公表され、また、公表予定であるが、論文提出者が主体的に研究を遂行したものであり、共著者よりこれらの論文を博士請求論文として使用することについて承諾を得ている。

氏 名	山 村 明 子
学 位 の 種 類	博士 (学術)
学 位 記 の 番 号	乙第 57 号
学 位 授 与 年 月 日	2012 (平成 24) 年 7 月 26 日
学 位 授 与 の 条 件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 題 目	19 世紀後半から 20 世紀初頭のイギリス女性服飾におけるスポーツからの影響
論 文 審 査 委 員	主査 教 授 佐々井 啓 副査 教 授 大 塚 美智子 教 授 川 端 有 子 教 授 坂 井 妙 子 共立女子大学名誉教授 伊 藤 紀 之

論 文 の 内 容 の 要 旨

本研究は、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてイギリスの中・上流階級に広まったスポーツをたしなむ女性の服装について検討し、新規の服装を受容する女性の意識について論じるものである。

全体構成は、序論、本論（第 1 章から第 5 章）、結論から成り、以下の内容を論議する。

序 論 本研究に至った背景と研究目的、および研究方法を述べる。

19 世紀後半のイギリスではスポーツが流行し女性に受容されたことで服装にも変化をもたらした。本論文ではスポーツにおける服装が女性の服飾に与えた影響に着目し、服飾が持つ表現と機能性に対する意識、価値観の転換について論じる。文献資料には同時代にイギリスにて発行された女性雑誌、総合的な情報誌、風刺雑誌などや、スポーツに関する指南書などを使用する。また、現物の遺品調査を行う。

第1章 アウトドアスポーツの流行と女性との関わり

女性のスポーツとの関わりをカントリーでの銃猟や釣り、スイスのリゾート地への旅行と登山、1890 年代前半に熱狂的な流行現象となった自転車、20 世紀初頭の自動車の流行の側面から検討する。

第2章 女性服飾品：スカートへの固執と身体活動への適応

乗馬服は騎乗した状態でスカートの裾が足元を覆い隠し、裾線が水平になる設計であった。整然とした印象を示す静的な表現である。次に、裾丈を短く吊り上げたスカートは漁村労働者の衣服と類似している。脚部を見せる下層階級のスタイルを上層階級はスポーツを通して受け入れた。これは裾丈の調節が可能で、日常的な服飾規範である長い裾丈への固執である。自転車用スカートの特徴は、動作量の為のプリーツ、脚部を分割したディバイデッド・スカート、裾周り寸法を減少させたプレーンな形態に分類される。これらには審美性と活動への適性、さらに自転車から降りた時にも適切な装いであるという着装規範への意識がみられる。また、スカート内部の脚衣は表層のスカートの形態と連動している。裾

幅が狭くプレーンな形態が女性の体型を適切に表現する格好良いスカートとして受容された。スポーツ服は環境、活動性、社会性を踏まえ、スカートは優雅さと規範に留意する女性の主体的な選択であった。

第3章 男性服飾品：テーラーメイドジャケットによる女性の身体表現

乗馬服は、タイトフィットの構造が体型、姿勢の良さ、動作の美しさを際立たせた。ノーフォークジャケットは、身頃のプリーツが動作に適したゆとり量となり、ウエストをベルトで絞った形態である。実用性と、身体表現の双方に留意している。少年用のイートンジャケットは、着丈が短いオープンフロントの形態である。女性用はデザインが多様になり、着用場面も拡大した。ヒップラインが露わになる短い着丈は、細身の体型への志向や、健康的な若々しさを意識させた。これらにはタイトフィットな設計と構造線が身体ラインを引き立てる効果、設計上のゆとりと女性的な体型の表現、活動的な機能とフォーマルさ、若々しさという身体表現の特徴がある。男性服飾品のジャケットは、実用性が女性服飾への導入の契機の一つではあったが、その審美性に共感して女性用の服飾品として転化したのである。

第4章 男性服飾品：帽子の採用と表現

19世紀の女性には、ボンネットまたは多彩な装飾が施された帽子が着用された。しかし、スポーツの場面では男性用の帽子が女性にも流用された。ただし、着用場面はスポーツ、カントリーに限定され、日常的な服飾品としては受け入れられなかった。その中で、水兵のセーラーハットは、形状、装飾、素材などが多様となり、女性用の服飾品として転用され、着用場面を拡大して流行した。日除けという実用的な側面も評価された。しかし19世紀末には改めて装飾性をおさえたものに回帰し、シンプルなものに女性の魅力を引き立て、若々しさを表現するという新たな価値観を示した。

第5章 自動車に乗る男女の服飾品の同化

自動車は贅沢な娯楽スポーツとして富裕層に流行した。衣服の特徴は、埃よけや防寒用としての頭部装着品と、ストレートシルエットのロングコートである。服飾の構造線は整理され、身体のラインは単純なものに置き換えられた。女性の顔立ちや身体を隠蔽する服飾は、人相や体型を曖昧にし、従来の女性的な魅力を隠した。それは、新しい女性像をイメージさせた。さらに自動車に乗る男性の服飾とも類似しており、これらは、贅沢な娯楽を享受する富裕階級の特権性を表象する衣服であった。

第6章：結 論

スポーツ服は実用性・機能性に着目され、活動的な現代服飾への転換点として解釈されている。しかし本研究により、スポーツ服の表現性に対して女性たちが積極的な評価をしたことが、受容の要因であることが明らかになった。その要素は若々しさ、シンプル、優雅さという表現である。スポーツ服の受容には実用性だけではなく、審美的な側面が重視されていた。また、自動車の服飾は、構造を単純化することでユニセクスの服飾感覚を提示した。さらにスポーツ服には優越性という要素が内在していた。

19世紀のドレス制作は、布帛のボリューム化と装飾添加が特徴である。一方、テーラーの設計は構造線を重視し、身体を描出した。布帛の特性を生かす技術と共に、現代のドレス制作に影響を与えた。

本研究は19世紀後半からのスポーツ服が女性服飾に与えた影響を検討し、女性の新規の身体表現要求を抽出した。また、現代服飾設計の本質的な転換との関わりを見出した。服飾について、着用する意識と、設計の両面から検討し、服飾の本質を問うことで服飾文化史研究に寄与するものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのイギリスの女性服飾の変遷について、スポーツ服という視点から取り上げ、検討したものである。

その構成は以下のものである。

序論では、研究の背景と目的、および研究方法について述べ、さらに詳細な先行研究の分析を行っている。

先行研究では、この時代の女性服飾の変化が、スポーツへの参加とスポーツに適した衣服の考案・着装によるものである、としている。しかし、それらは特定のスポーツに限定しているものや、スポーツと衣服との関係を詳細に論ぜずに一般的な結論を取り入れていることが多い。本論は、特に戸外でのスポーツがそれまでの女性の活動範囲をひろげ、スポーツに適した衣服を用いることで従来の女性特有の衣服に対しての意識の変化がもたらされたことを、当時発行された新聞・雑誌・スポーツ関連書などの文献資料や遺品調査等によって明らかにすることを目的としている。

第1章では、「アウトドアスポーツの流行と女性との関わり」をカントリーでの銃猟や釣り、スイスのリゾート地への旅行と登山、1890年代前半に熱狂的な流行現象となった自転車、20世紀初頭の自動車の流行を取り上げて検討している。

第2章では、「女性服飾品：スカートへの固執と身体活動への適応」として、伝統的な貴族のスポーツであった乗馬と、新しく登場したサイクリングを取り上げている。乗馬服は騎乗してもなおスカートが足元まで届く整然とした印象となるように計算されている。他のスポーツでは、労働着に近い、足首を見せるように短くなったスカートが登場し、上層階級が下層階級の労働着としての実用性をスポーツ服としてとり入れたことを指摘している。さらに新しいスポーツであるサイクリングでは、一部にニッカー・ボッカーズなどのズボン型の脚衣がとり入れられたものの、プリーツやディバイデッド・スカートなど、あくまでもスカートの形態にこだわった着装が特徴的である。スポーツ服は環境、活動性、社会性の要因を踏まえ、スカートは優雅さと規範に留意する女性の主体的な選択であった、と結論づけている。

第3章では、「男性服飾品：テラーメイドジャケットによる女性の身体表現」として、乗馬服の構造が体型、姿勢の良さ、動作の美しさを際立たせ、乗馬の行為と乗馬服が馬上の女性像の美的評価を持つ、とする。動作に適したゆとり量としてプリーツがとられたノーフォークジャケット、着丈が短いオープンフロントの少年用のイートンジャケットは、女性用のデザインが多様になって着用場面も拡大した。このように、3種の男性服飾品のジャケットは、実用性が女性服飾への導入の契機ではあったが、服飾の表現が女性の意識に一致したことにより、女性用の服飾品として転化された、という結論となっている。

第4章では、「男性服飾品：帽子の採用と表現」として、スポーツの場面で男性用の帽子が女性にも流用されたことに注目し、分析している。その中で、水兵のセーラーハットは、形状、装飾、素材などが多様化され、女性用の服飾品として着用場面を拡大して着用され、シンプルなものが女性の魅力を引き立て、若々しさを表現するという新たな価値観を示している、と考察している。

第5章では「自動車に乗る男女の服飾品の同化」として、自動車の富裕層への浸透についてまとめている。その衣服の特徴は、埃よけや防寒用としての頭部装着品と、ストレートシルエットのロングコートである。ここでは服飾の構造線は整理され、女性の顔立ちや身体を覆い隠すことによって新しい女性像をイ

メージさせることになった、と考察する。

結論は以下のようなものである。

スポーツ服はこれまで実用性・機能性に着目され、活動的な現代服飾への転換点として解釈されていた。しかしながら、シンプル、若々しさ、優雅さというスポーツ服の表現に対して、女性たちが積極的な評価をしたことが、受容の要因であることが明らかになった。また、自動車の服飾は、構造を単純化することで男女の同化という、ユニセクスの服飾感覚を提示した。

このようなスポーツ服は20世紀のドレスメーカーの転換に影響を及ぼしている、と結論づけている。

本研究は19世紀後半からのスポーツ服が女性服飾に与えた影響を検討したものである。単にスポーツ服の形態の特徴を分析したのではなく、女性がスポーツという新たな分野に進出したことによって従来の服飾をどのように発展させ、また男性の服飾をどのように取り入れたのか、という観点から考察を行っている。詳細な資料の検討によって服飾の男女の差異と同化という点と、それらが現代服飾設計の本質的な転換となる、という点が導き出されたことは、従来の研究に新たな展開を示すものとして、博士（学術）の授与に値すると審査委員全員一致で判断したので、報告する。

氏名	北 詰 裕 子
学位の種類	博士（教育学）
学位記の番号	乙第 58 号
学位授与年月日	2013（平成 25）年 3 月 5 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	J. A. コメニウスの世界観と言語観に関する教育思想史研究 － 17 世紀における事物・言葉・書物－
論文審査委員	主査 教授 森田 伸 子 副査 教授 岩木 秀 夫 教授 吉崎 静 夫 追手門学院大学教授 井ノ口 淳 三 上智大学教授 加藤 守 通

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論の課題は、「近代教育の祖」として位置づけられてきたコメニウス（J. A. Comenius, 1592-1670）の教育思想の根幹に、特殊に 17 世紀的な世界観と言語観があることを解明することにあつた。

近年に至る国内外の諸先行研究においてコメニウスは、観察可能な対象としての客観的事物を、実物によって教える「事物主義」の教育を提示した近代教育の先駆者として位置づけられてきた。こうした従来の位置づけは、抽象的な言葉による教育を批判し、子どもの感性的認識や経験を重視した教育こそが、近代のかつ進歩的な教育であると捉え、その源流を過去の教育思想家に求める近代教育学の志向性によってなされてきたものだった。

それに対して本論は、コメニウスの教育思想を 17 世紀当時の文脈に置き直し、（1）「事物主義」の内在的再検討と、（2）コメニウスの教育思想を支える世界観の再考を行い、以下を明らかにした。

（1）コメニウスにとって事物とは、「神の知恵」や「イデア」に繋がるものであり、従来の近代教育学的な事物主義（眼前の観察対象としての客観的事物）とは大いに異なるものである。

（2）コメニウスの教育思想は、以下のような世界観によって成立していた。第一に、人間が生きるこの世界を「神の知恵の学校」として捉えること。第二に、「神の知恵」の学校では、神が記した「神の三書」

（世界・人間・聖書）を読むことがその教育目的であること。第三に、「神の三書」を読むという目的を達成するためには、人間が自らの言葉で書き記した書物が必要とされること。この世界観の中では、近代教育学において対立するとみなされてきた、客観的知の教育（人間は世界をどう認識し、示すのかという指示言語の問題）と、レトリックや身体的訓練（その世界をいかに語り・伝えるのかという側面）が調和的

に行われていることを明らかにした。

以上の結果として第一に、従来の研究において自明視されてきた近代教育における事物主義と、そこでいわれる事物の内実を批判的に問い直すことを可能とした。第二に、コメニウスの教育思想は現代の教育を考えるうえで、従来の研究が与えてきた「近代教育の祖」や近代教育学的的事物主義という枠組みの中でではなく、むしろ、17世紀という諸価値の移行期の只中で、次世代に伝達すべき「世界」像をどのようにモデル化し、それに連関する有意味な価値をいかに取捨選択・創出し、どのように伝えるか、という考え方の構造そのものの歴史的参照点としてこそ、有効であることを明らかにした。

本論文では、まず「序論 なぜ今、コメニウスの教育と言語について論じるのか—教育哲学研究における言語論の視座から—」で、我が国の教育哲学研究における言語の扱われ方の特徴が1) 知識や自己の内面を映し出す指示言語的側面、2) 対話的側面、3) 学ぶ内容や教養を支えるもの、という3点であることを明らかにし、コメニウスの言語観に着目する意義を述べた。その上で、「序章 17世紀における言語と世界伝達—コメニウスの位置づけをめぐって—」にて、コメニウスの略歴をまとめ、先行研究の検討を行い、本論の課題と方法を論じた。

その上で、上述の観点による分析を、以下の3部9章構成をとおして行った。

第I部 コメニウスにおける文字 —事物主義の内実とは何か—

コメニウスにおける「事物」の内実を検討した。近代教育学において「事物主義」は、近代的リアリズムに繋がる感覚可能な実物の教授として捉えられるのみで、17世紀当時の文脈の中で考察されてこなかった。対して本論は、コメニウスの事物認識そのものを明らかにするため、事物・観念・言葉の関係性を問題とした17世紀の普遍言語構想におけるコメニウスの言語観と、相互影響関係のあった英国王立協会員J. ウィルキンス(J. Wilkins, 1614-1672)の言語観を比較・分析しその特徴を明らかにした。

第1章 17世紀普遍言語構想におけるコメニウスの位置づけ

17世紀における普遍言語構想とコメニウスの関係について論じた。

第1節では普遍言語構想——コメニウスをはじめとする当時の多くの知識人たちがそこに参画し隆盛をみた汎ヨーロッパ的な共通語の構想——を歴史的に整理した。特に英国王立協会のウィルキンスの普遍言語構想に、コメニウスの『光の道』(*Via Lucis*, 1668)が影響していたことを言語学史の諸研究から明らかにした。第2節では、コメニウスの言語観が言語学では前近代に、教育学では近代に位置づけられることを指摘し、第3節で、この分裂が、17世紀的な「言葉と事物の乖離」(フーコー)に起因することを明らかにした。

第2章 17世紀普遍言語構想における事物・観念・言葉

コメニウスの「事物」観を、ウィルキンスと対比させることによって明らかにした。

第1節では、『光の道』を分析し、コメニウスが普遍言語を「事物そのもの」に近い形で構想したことを明らかにした。第2節ではコメニウスの『開かれた事物の扉』(*Janua Rerum Reserata*, 1680)を分析し、事物は観察可能な眼前の対象としてではなく、神の秩序やアイデアを映し出すがゆえに重視されたことを明らかにした。第3節では、ウィルキンスの『実在的概念文字と哲学的言語に向けての試論』(*An Essay Towards a Real Character, and a Philosophical Language*, 1668, 以下、『試論』)を分析し、彼の普遍言語が観念の記号であるという特徴を明らかにした。

第3章 事物が視覚化された図絵・観念が視覚化された文字 —世界像の二つの伝達形式—

コメニウスは、事物そのものを図絵と文字によって示す視覚的な普遍言語を、ウィルキンスは、観念を視覚的な記号によって示す普遍言語を構想したことを明らかにした上で、その共通性と差異を分析した。

第1節では、コメニウスの『世界図絵』(*Orbis Pictus*, 1658)を17世紀当時の図絵描写の技法や文法書、エンブレム(寓意画集)との関連から分析し、その視覚的な特徴を明らかにした。第2節では、『試論』の分析を通して、ウィルキンスの観念を表示する文字=記号言語を、メディア論の文脈からオングやマクルーハンが指摘した文字文化における活字の特徴と併せて考察した。第3節では、コメニウスの普遍言語が、事物を図絵として固定的秩序のもとに提示するのに対し、ウィルキンスの観念の記号は、記号の組み合わせの果てに最終的に表れる帰納的秩序を想定する点で異なることを明らかにした。

第II部 コメニウスにおける声 —事物主義を超えるもの—

コメニウスの演劇的著作『遊戯学校』(*Schola Ludus*, 1656)を分析し、その中に、従来の研究においては相反するものとされてきた、事物の客観的提示とレトリック教育とが渾然一体となって組み込まれていることを明らかにした。

第4章 コメニウスにおける「声」と「視覚」—17世紀における学校演劇と修辞学教育の流れのなかで文字と対比される声や身体に関する問題を、レトリック教育や学校演劇の文脈から考察した。

第1節では、『遊戯学校』が、中世以来の聖史劇とルネサンスの修辞学教育が17世紀の学校演劇に繋っていく文脈の中で書かれたことを明らかにした。第2節では、『遊戯学校』の形式と主題から、演じる生徒の身体そのものが「生ける百科全書」を成立させることを明らかにした。第3節では、対話形式やレトリック、参加型の世界提示形式との関連から『遊戯学校』の特徴を分析した。

第5章 『遊戯学校』における世界構造 —学校と世界の同型性—

従来の研究においては検討されてこなかった、『遊戯学校』における全体的な世界像を明らかにした。

第1節では、対話の形式と登場人物(王)の位置を軸に全体を構造化した。第2節では、『遊戯学校』全体の中でも特徴的な〈学校〉の場面を分析し、コメニウスに特徴的な「世界という学校」という思想を明らかにした。『遊戯学校』は、「世界は学校そのものである」という世界観を軸に、そのなかの(狭義の)「学校」で上演される「学校についての学校演劇」という同型的な入れ子構造によって成立する舞台であった。第3節では、教育における世界提示という観点から、『遊戯学校』と『世界図絵』を比較検討した。

第6章 コメニウスにおける世界の表象と教育的提示 —図絵・修辞・身体—

子どもに世界を示すという教育的な営みが17世紀においていかに実行可能とされたのかを考察した。

第1節では、『世界図絵』と『遊戯学校』において表象される「世界」や「事物」の諸相を検討した。第2節では、『世界図絵』的な表象の特徴を、17世紀における図絵と文字の観点から考察した。第3節では、『遊戯学校』と中世以来のレトリック教育との関連を論じた。『世界図絵』では、子どもを認識の対象としての世界に向き合わせるが、『遊戯学校』は人間の行為の網の目の中で、世界を表わす側として子どもを世界に組み込む。これらは相互に重なり合いつつも、相違点も大きかった。

第III部 コメニウスにおける書物 —教育を成立させるもの—

コメニウスにおける世界の認識(第I部)と、そしてその世界を語り・伝えること(第II部)を、教育

的な営みとして成立させる媒介項とは何かを明らかにした。それは、人間がこの世で学ぶべき全てとされる「神の三書」（「世界・人間・聖書」と、人間の手による書物であった。従来の研究において、コメニウスは書物中心主義的教育に対峙する事物主義者として位置づけられてきた。対して本論は、コメニウスが読書を推奨し、書物を重視していたこと、その背後には彼独自の世界観があったことを明らかにした。

第7章 コメニウスにおける読書論の諸様相 —「書物について」から—

書物論「書物について」（*De Libris*, 1650）を分析し、コメニウスの読書論を明らかにした。コメニウスは書物を、「神の三書」（「世界・人間・聖書」と、人間の手による書物一般に二分した。神の三書を「読むこと」は、人間の書物の圧倒的多読と、知の取捨選択と獲得によって導かれる。コメニウスの読書論は、前時代の書物主義に対する単なる批判ではなく、書物の読み方をめぐる中世的・ルネサンス的態度と、読み手自身を書き手へと移行させる近代的態度の混交であったことを明らかにした。

第8章 『汎教育』における書物執筆の法則 —神の三書とその手引き書としての教科書—

コメニウスの『汎教育』（*Pampaedia*, 1660 頃執筆、1966 出版）を分析し、一般的読書論が学校教育における教科書論に振り向けられるとき、多読より限定的読書が、知の事後的整理ではなく事前的構造化が重視されることを明らかにした。

第1節では、コメニウスにとって教科書とは、「神の三書」の手引き書であることを明らかにした。第2節では、教科書の内容を「神の三書」の同型的縮小とすることが、コメニウスによる教科書執筆条件の最重要事項であることを明らかにした。第3節では、書物一般の執筆法則を分析し、書物一般は様々な知を拡大・伝播するが、その分読み手に情報の取捨選択を求める一方で、教科書は、「神の三書」の同型的縮小であるがゆえに、その内容を読み手が「信じること」を前提とする特殊な書物であることを明らかにした。

第9章 透明な言語・不透明な知性 —『光の道』における光のメタファー—

『光の道』における光のメタファーを分析し、事物認識と言語活動による教育的営為がいかに可能とされたのかを明らかにした。

第1節では、コメニウスにおける「光」の概念が知＝事物の認識として位置づけられていることを明らかにした。第2節では、事物の認識を可能にするものが、不透明体として設定された知性であり、そこに撒き散らす・推論する・分割するといった言語的機能が与えられていることを明らかにした。第3節では、人間の精神に「光」を送る「発光体」とされた「神の三書」と言語とのかかわりを分析した。

終章 総括と展望

終章ではこれまでの内容を整理し、コメニウスの教育思想には、世界の存在そのものと言語が分かちがたく結びついていた中世以来の存在論と、近代以降の有限な人間の認識論とが混在していたことを明らかにした。人は教育という営みをすべて認識論的に整序することはできず、そこには常に何らかの存在論的な問いや枠組みが含まれざるを得ない。こうしたコメニウスの教育思想は、今日の教育が孕む難しさの一つの構造を的確に示している。その意味においてコメニウスは、私たちが自明としている現実の教育に関する捉え方や見方を相対化し、省察を深めるための歴史的な参照点として、極めて有効であると結論した。

論文審査の結果の要旨

論文内容

本論文は、「近代教育学の祖」として位置づけられてきたコメニウス (J.A.Comenius 1592-1670) の教育思想の根幹に、特殊に 17 世紀的な世界観と言語観があることを解明することを課題としている。近年に至る国内外の先行研究においては、コメニウスは、観察可能な対象としての客観的事実を、事物によって教える「事物主義」の教育を提示した近代教育の先駆者として位置づけられてきた。こうした従来の位置づけは、抽象的な言葉による教育を批判し、子どもの感性的認識や経験を重視した教育こそが、近代的かつ進歩的な教育であるととらえ、その源流を過去の教育思想に求める、という近代教育学の志向性によってなされてきたものであった。

それに対して本論は、コメニウスの教育思想を 17 世紀当時の文脈に置き直し、(1)「事物主義」の内在的再検討と、(2) コメニウスの教育思想を支える世界観の再考を行い、以下の点を明らかにしている。

(1) コメニウスにとって事物とは、「神の知恵」や「アイデア」に繋がるものであり、従来の近代教育学的な事物主義(眼前の観察対象としての客観的事物)とは大いに異なるものである。

(2) コメニウスの教育思想は、以下のような世界観によって成立していた。第一に、人間が生きるこの世界を「神の知恵の学校」としてとらえること。第二に、「神の知恵の学校」では、神が記した「神の三書」(世界・人間・聖書)を読むことがその教育目的であること。(3)「神の三書」を読むという目的を達成するためには、人間が自らの言葉で書き記した書物が必要とされること。この世界観のなかでは、近代教育学において対立するとみなされてきた、客観的知の教育(人間は世界をどう認識し、示すのかという指示言語の問題)と、レトリックや身体的訓練(その世界をいかに語り・伝えるのかという側面)が調和的に行われていることを明らかにした。

以上の結果として、コメニウスの教育思想は、次世代に伝達すべき「世界」像をどのように構築し、それに連関する有意な価値をいかに取捨選択・創出し、どのように伝えるか、という考え方の構造そのものの歴史的参照枠としてこそ、有効であるということを提起している。

論文は、序論で今日の教育哲学における言語論の動向を整理し、序章でコメニウスの先行研究をまとめようとして、以下の三部から構成されている。

第 I 部 「コメニウスにおける文字—事物主義の内実とは何か—」

第 1 章 「17 世紀普遍言語構想におけるコメニウスの位置づけ」では、17 世紀普遍言語構想の全体的な動きを整理し、その中でのコメニウスの位置づけを、特に彼と交流の深かった英王立協会における普遍言語運動に対する、コメニウスの影響関係を通して明らかにしている。

第 2 章 「17 世紀普遍言語構想における事物・観念・言葉」では、英王立協会の中心メンバーとして、普遍言語構想に取り組んだウィルキンスの『実在的概念文字と哲学的言語に向けての試論』(*An Essay Towards a Real Character and a Philosophical Language*, 1668) と、コメニウスの『光の道』(*Via Lucis*, 1668) と『開かれた事物の扉』(*Juana Rerum Reserata*, 1681)を比較検討し、前者が観念の記号を構想したのに対して、後者が神の秩序やアイデアを映し出すものとされた「事物そのもの」に近い形を構想したことを明らかにしている。

第3章 「事物が視覚化された図絵・観念が視覚化された文字」では、コメニウスの『世界図絵』(*Orbis Pictus*, 1658)を、17世紀当時の図絵描写の技法や文法書、エンブレム(寓意画集)との関連から分析するとともに、ウィルキンスの概念文字をオングやマクルーハンの指摘する活字文化の特徴との関係から分析し、コメニウスが世界を固定的秩序のもとに提示するのに対して、ウィルキンスは、記号の組み合わせの果てに最終的に表れる帰納的秩序を想定する点で異なることを明らかにしている。

第II部 「コメニウスにおける声—事物主義を超えるもの—」

第4章 「コメニウスにおける『声』と『視覚』」ではコメニウスの演劇的著作『遊戯学校』(*Schola Ludus*, 1656)が、中世以来の聖史劇とルネッサンスの修辞教育から17世紀の学校演劇へと繋がる文脈の中で書かれたことを明らかにし、それらの伝統と『遊戯学校』の連続性と相違を明らかにしている。

第5章 「『遊戯学校』における世界構造」では、『遊戯学校』のテキストを詳細に分析し、そこで提示されている世界像の特徴について、対話の形式、対話の一方の相手である「王」という登場人物の位置、取り上げられるテーマによる語りの形式の変化などを通して明らかにしている。とりわけ「学校」という場面に着目し、「世界は学校である」というコメニウスの世界観を、「学校」としての世界の中の学校、さらに学校の中で演じられる舞台の中の「学校」という一種の入れ子構造を通して提示している。

第6章 「コメニウスにおける世界の表象と教育的提示」では、世界の二つの伝達形式を示したコメニウスの『世界図絵』と『遊戯学校』とを比較検討し、それぞれにおいて表象される「世界」や「事物」の間にどのような重なりと相違がみられるかについて論じている。

第III部 「コメニウスにおける書物—教育を成立させるもの—」

第7章 「コメニウスにおける読書論の諸様相」では、コメニウスの書物論「書物について」(*De Libris*, 1650)を分析し、コメニウスが、書物を、神の三書(世界・人間・聖書)と、人間の手によって書かれた書物とに二分しており、神の三書を読むためには、人間の手によって書かれた書物を読むことが不可欠であると考え、多読とそれから得られた知の取捨選択を勧めていることを示し、コメニウスの読書論が、中世、ルネッサンスの読書論から、読み手自身を書き手へと変換させる近代的な読書論への移行的な形態であったことを明らかにしている。

第8章 「『汎教育』における書物執筆の法則」では、コメニウスの『汎教育』(*Pampaedia*, 1660年頃執筆、1966年出版)を分析し、第7章で述べた一般的読書論が、学校教育における教科書論に振り向けられるとき、多読よりも限定的読書が、知の事後的整理ではなく事前の構造化が求められていることを明らかにしている。

第9章 「透明な言語・不透明な知性」では、『光の道』の光のメタファーを分析することによって、コメニウスが事物認識と言語による伝達とをどのように位置づけていたかを明らかにしている。コメニウスにおいて、知性は不透明体としてとらえられており、知性が、光である知を、撒き散らす・推論する・分割するといった言語的機能を与えられていることを明らかにし、光の発光体とされている神の三書と言語とのかかわりについて考察している。

終章 「総括と展望」では、本論文全体を振り返り総括し、中世以来の存在論と、近代以降の有限な人間の認識論とが相互に分ちがたく結びついているコメニウスの教育思想は、今日の教育が孕む難しさの一つの構造を的確に示していること、その意味において、コメニウスは教育の自明性を相対化し、省察を

深めるための歴史的参照枠として有効であることを指摘している。

審査結果

審査委員会では、本論文は、従来、主にその事物主義の教育方法論によって、近代的教育学の先駆として位置づけられてきた伝統的なコメニウス像に対して、彼の世界観と言語観を 17 世紀の思想的状況の中に位置づけることによって、コメニウス研究に新たな知見をもたらした優れた研究であるという一致した評価が示された。その問題意識の明晰さとともに、今までほとんど取り上げられてこなかったものをも含めて、コメニウスの多くの原典を渉猟し、それらを丁寧に読解し議論を積み上げている着実な研究方法も高く評価された。

本論文の優れた点として指摘された主な点は以下のとおりである。

(1) 日本近代教育が構築してきたコメニウス教育学を、原典を詳細に読み解く作業を通して相対化することで、日本の近代教育学自体をも脱構築している点

(2) 17 世紀普遍言語運動の研究史の中で、ウィルキンズの記号論的言語観に対して前近代的な言語観と位置づけられてきたコメニウスの言語観を、言語の指示的側面、対話的側面、存在論的側面という三つの局面からとらえ直すことによって、ヨーロッパの言語思想そのものを相対化しえた点。

(3) 上記の作業を通して、人が何らかの事物を教える場合に、その背後には、常に何らかの秩序や世界観を想定しているということを知るみに出し、価値中立的事実の教育を、いかに効率よく教えるか、という議論に傾斜しがちな、近代以降の教育学の在り方に対して大きな問題提起をしている点。

(4) 教育的伝達形式の問題という、教育学における中心的な問題に対して、事物、図絵、文字に加えて、身体的・演劇的な提示方法の可能性を示すなど、メディア論的な観点からも大きな問題提起をしている点。

特にコメニウス研究の領域に限定したものととして、以下のような点できわめて新鮮で刺激的な研究成果が含まれている、という評価が示された。

(1) 『事物の扉』『光の道』『遊戯学校』など、重要とされながらもこれまで十分な検討がなされてこなかった著作を、内面的に読み解いて、それらの中に貫く「事物」の概念を明らかにしたこと。

(2) 『遊戯学校』における演劇的な世界提示の形式と、『世界図絵』における文字と図絵による世界提示の形式の比較、検討にはじめて本格的に取り組み、両者の間の興味深い対照性を明らかにしたこと。

(3) 「書物について」を初めて本格的な分析の対象として取り上げて分析し、従来論じられることのなかったコメニウスの読書論という新たな主題に迫ったこと。

(4) 以上のようなコメニウスの諸著作への新たな着目と読解を通して、従来研究されてきた『世界図絵』の解釈に新たな知見を付け加えたこと。

また、審査員から提起されたコメントとしては、以下の点がある。

(1) コメニウスの再読を通して近代教育の批判的とらえ直しを迫るという意図に関して、著者の姿勢は遠慮深すぎるのではないか。門外漢にもその問題意識が伝わるためには、もっとストレートな書き方をした方がよいのかもしれない。

(2) 17 世紀思想の文脈で言えば、デカルトの問題をもっと正面から取り上げたほうがよかったのではないか。これについては、論文提出者から、デカルトとの関係を論じた先行研究については、本論中で簡単

に触れるにとどまったこと、本論は、むしろコメニウスの「事物主義」と呼ばれてきたものについての再検討という点に意識的に論点を絞ったものであり、その意味ではデカルト主義よりもむしろベーコン主義に連なる系譜との関係の方が意識されているという返答がなされた。

以上の審査を経て、本審査委員会は、北詰裕子「J.A.コメニウスの世界観と言語観に関する教育思想史研究—17世紀における事物・言葉・書物—」を、博士(教育学)を授与するに十分ふさわしい優れた論文である、との評価を全員一致で下した。

氏 名	大 島 香 織
学位の種類	博士（文学）
学位記の番号	甲第 150 号
学位授与年月日	2011（平成 23）年 9 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	原爆報道の確立－被爆地の平和運動
論文審査委員	主査 教授 井 川 克 彦 副査 教授 吉 良 芳 恵 教授 永 村 眞 教授 島 田 法 子 放送大学元教授、横浜国立大学名誉教授 天 川 晃

論 文 の 内 容 の 要 旨

中国新聞社は、1892（明治 25）年に軍都広島で『中国新聞』を創刊（創刊時の『中國』を改題）した。『中国新聞』は、創刊間もない日清戦争以来、戦況報道、軍事後援に尽力し、軍都の繁栄を支持する地元紙として活躍した。そして中国新聞社は、第二次世界大戦時の新聞統合によって地方新聞の「一県一紙」が実現した際に広島県下で唯一の地方新聞社として存続し、1945 年 8 月 6 日の原爆攻撃を受け、被爆体験を持つ希少な報道機関となった。

本論文では、戦前の軍都の繁栄に立脚した中国新聞社が、戦後の被爆地においてどのような報道や活動をしてきたのか、「被爆地」「原爆」をどのように伝えていたのか、「ヒロシマ」をめぐる動向とともに被爆から 25 年間の変遷を考察した。従来の原爆報道研究では、紙面や報道量に注目する傾向があり、新聞社の編集方針やその歴史的背景と関連づけた紙面分析についてはあまり検討されてこなかった。そこで中国新聞社と『中国新聞』を研究する意義は、原爆体験という歴史性、被爆地に拠点を置く地理性が報道や活動にどのように反映されたのかという問題を追究することにあると考える。

論文の構成は九章と序章、終章からなり、中国新聞社の「原爆報道」の転機となった社会情勢を画期として三部に区分して時期を設定した。すなわち、第一部は、1945 年 9 月から 1952 年 4 月の日本占領期を中心とする。第二部は、1954 年 3 月の「第五福竜丸事件」から興隆した原水禁運動が「六〇年安保」を境に政党間の論争に利用され機能低下する 1960 年代前半までとする。第三部は、原水禁運動が分裂した 1963 年の第 9 回原水爆禁止世界大会以降、被爆地ヒロシマが「平和運動」を推進しはじめる 1960 年代後半を中心とする。各部の要点を述べれば、第一部は、「原爆報道」の停滞期における占領政策や社会状況の問題、第二部は、『中国新聞』の被爆者取材の展開過程という報道面、第三部は、1965 年に新聞界初の原爆報道を確立した中国新聞社の「平和運動」という行動面に焦点をあてて検討した。

序章では、原爆報道の研究史が整理されていない問題について、原爆報道研究を開拓した宇吹暁氏による広島大学原爆放射能医学研究所の報告などを中心に『中国新聞』に関連する論考を整理し、核をめぐる情報操作、研究課題などについて本論の問題を示した。次に、地方新聞の観点から日中戦争以降の総力戦体制における報道機関の状況を概観した。その上で中国新聞社の戦前の歴史をたどり、当時の新聞政策が戦後の新聞界の構造や各県の地方紙の独占的な分布状況の基になったこと、広島県が戦時下の国策遂行上重要な拠点であったことなどを指摘した。

第一部「占領政策と被爆地報道」では、日本占領期におけるGHQのメディア政策について、全国的なメディアに対する検閲政策をふまえ、実証研究が進められていない業界団体および地方紙に対する検閲の実態に着目した。さらに占領政策が「被爆地報道」に与えた影響について、原爆が投下された八月六日の原爆忌（原爆記念日）をめぐる報道された内容を追跡した。

第一章「メディア管理と日本出版協会」では、日本占領期の検閲機関CCD（民間検閲部）について、検閲体制の成立や基本的な検閲政策を確認し、GHQのメディア管理における情報統制の力点が通信社や全国的な機関に対する「事前検閲」にあったことを強調した。そして業界団体を事前検閲下に置いた事例として日本出版協会の機関誌『出版文化』の検閲を取り上げ、出版業者に対する政策について業界団体を介して検閲手続やメディア指導を周知徹底した実態を明らかにした。日本出版協会については、GHQが、戦前の統制団体を解散させずに出版業者への連絡・指導の代行機関として転用し、出版業界の管理に有効であり、内面指導によって検閲政策が外部に漏れにくく諜報上も有益であると判断したことを論じた。そのために、出版物における「検閲への言及禁止」という検閲の一般原則が、『出版文化』には適用されなかったことも指摘した。

第二章「メディア政策と地方紙—『中国新聞』にみる事後検閲」では、第一章をふまえて『中国新聞』の検閲事例を取り上げ、地方新聞に対する「事後検閲」の特徴とGHQのメディア政策の意図を考察しながら、部外秘の検閲基準からどのような情報が管理されたのかを検討した。すなわち、事後検閲制は、戦前に中央集権化されたマスコミの構造を利用し、情報源さえ押さえれば地方紙を効率よく管理できる合理化の最たる制度であり、要は、全国的な発信力がある機関を事前検閲下に置くことによって、占領軍の望まない情報が各地方に広がらないという仕組みである。この事後検閲では、事前検閲のように発表禁止や削除を強制されなかったが、不明瞭なプレスコード（検閲政策）のために検閲違反にならないよう自主規制するという「自己検閲」があった。CCDにとって事後検閲の目的は、まさに自主規制を促すことによる検閲の省力化であり、情報統制ではなく「情報収集」にあった。この二つの検閲制度によって、検閲に従順なメディアと問題のあるメディアを事前あるいは事後へと切り替えて緩急自在に監視対象を選別する機能が発揮されたことを考察した。また、CCDの任務は、情報操作によって治安を維持し、占領統治を調節することであったため、日本占領における最高司令官の評価に関わるという観点から「マッカーサー関連」についてはあらゆる情報を管理する傾向があったことを指摘した。

さらに、第三章「原爆忌と八・六報道」では、占領政策が被爆地報道に与えた影響を具体的に検討するために『中国新聞』の八月六日の企画記事に注目した。事後検閲下に置かれた新聞は、「被爆地」について何が報道できたのか、何を報道しなかったのかという問題を明らかにした。第五福竜丸事件までの9年間の八・六報道は、政治的な平和祭や外見の復興を大きく扱い、広島市が占領政策に即して未来の平和都市

を指向した市政に同調するものであり、政治家や占領軍の見解を重視し、被爆地の市民の生活や意識を欠落させた。しかしながら中国新聞社が占領軍の圧力が強まるにつれて報道を自粛していったことは、被爆2周年から占領軍によって平和祭が演出され、「ヒロシマ」をめぐる平和運動が制限された被爆地政策の厳格性を物語るものである。原爆忌に際し集中的に監視が強化されたように、GHQが諜報対象や監視時期を絞って臨機応変に対応したことを裏づけた。

第二部「原水禁運動の盛衰—原爆報道の展開」では、戦後9年間「原爆報道」が停滞した問題を検討した上で、1955年の原水爆禁止世界大会を機に原水禁団体の日本原水協が結成され、原水禁運動が興隆してから六〇年安保を境に退潮しはじめるまでを扱い、中国新聞社が運動の動向や被爆者問題に注目した原爆報道を展開する過程や社会状況を追跡した。

第四章「原爆被害者救援運動の成立」では、初めての社史である1956年刊行の『中国新聞六十五年史』を取り上げ、被爆から10年間の被爆地の情勢に対する社の認識について考察した。中国新聞社は、独立以降に原爆の残虐性や後遺症を告発していたけれども、第五福竜丸事件までに特別な原爆忌の企画として原爆被害者を重視せず、ときの権力者に順応し社会の大勢に流される保守的な組織であった。さらに同社の原爆に対する報道姿勢については、他の史料からも社史や紙面に反映されない社会状況を追究し、「原爆報道」を停滞させた要因として、戦争問題に対する国民の連帯感の欠如、原爆被害を隠ぺいした占領政策の影響、被爆者の沈黙などが影響していることを指摘した。しかし、原水爆禁止署名運動が勃興すると、中国新聞社は、運動には被爆者救済が抜けていることを被爆地の声として主張し、以後の原水禁運動の過程において原爆被害者の立場から原爆報道を展開するに至る。1955年の最初の原水爆禁止世界大会で原爆被害者救援を推進することが宣言された経緯についても、被爆地が重要な役割を果たしたことを指摘した。そして「原爆被害者救援運動が原水爆禁止運動の基礎」であるという運動のあり方が位置づけられた。

第五章「六〇年安保と自民党の世論対策」では、政府が原水禁運動に介入し、運動が傾く発端となった、1959年の第五回原水爆禁止世界大会への補助金を削除した広島県議会の「補助金問題」を取り上げ、政府の世論対策に関する『中国新聞』と三大紙（『朝日新聞』・『毎日新聞』・『読売新聞』）の報道を検討した。自民党は、原水禁運動の大衆的な基盤を切り崩すため、全国の自治体による原水禁団体への補助を打ち切り、安保改定をめぐる広報宣伝活動において日本原水協に対する反共宣伝を展開した。その結果、保守層が運動から離れ、「安保廃棄」を掲げた日本原水協では内紛が始まった。『中国新聞』は、「補助金問題」の経過を詳細に追跡し、政治介入がなされた後は政府寄りの報道に変わったとはいえ、原水禁運動に関する報道量が全国紙と比較して飛びぬけたものであり、地元紙として「ヒロシマ」の視点から論陣を張った。

第六章「原水禁団体の政争と被爆者取材の展開」では、原水禁運動が六〇年安保を境に政党間の論争に利用され、運動に対する社会的関心が薄れ被爆者救援も停滞した核情勢の悪化に伴い、『中国新聞』の原爆報道が変わる過程を追跡した。原水禁運動の興隆によってさまざまな核情報が広がるなかで、中国新聞社は、原爆問題に対する一過性の取材や偏見を助長する原爆報道を戒め、原爆被害者の人権に配慮しながら人々に知られていない「ヒロシマ」の現状を告発し、原爆問題をみんなで考えようという姿勢をもって原爆報道を積み重ねていた。そうして、同社の報道に変化が生じたのは、1961年の原爆忌に32回にわたって原爆問題を取り上げた異例の長期連載の企画である。情勢を憂慮した記者が日本原水協の実効性に疑問を持ちはじめたことは、市民団体の「平和運動」に注目した取材活動の変化にも表れた。このことは、中国

新聞社が記者の被爆者取材を通じて原爆問題に取り組む市民と平和運動へ踏み出す兆しであることを指摘した。

第三部「原爆報道の確立と被爆地の平和運動」では、中国新聞社が新聞界初の原爆報道の第一人者として評価されたことに着目し、同社が、どのように原爆問題に取り組み、どのような評価を得たのかを検討した。また、原水禁運動が低迷する1960年代後半、中国新聞社が核情勢に関するシンポジウムや世論調査を実施した新機軸の企画に注目し、広島市や地元の諸機関が市民と連帯して被爆地ヒロシマの問題に取り組んだ「平和運動」の足跡を考察した。

第七章『『ヒロシマ 20 年』と新聞界の評価』では、中国新聞社が一貫した原爆被害に関する報道の実績によって1965年の日本新聞協会賞を受賞した経緯について、同社が平和報道体制を構築する基準となった、1962年の被爆17周年企画「ヒロシマの証言」と受賞作「ヒロシマ 20 年」の取材内容に即して検討した。「ヒロシマの証言」は、同社が初めて専任の取材班を配置し、一カ月にわたる被爆者取材による関係者の証言をもとに連載33回を構成した被爆の記録であり、読者から反響を得て後年の原爆取材の規範となった企画である。そして被爆20周年に際しても「特別取材班」が編成され、三カ月間集中して多彩な原爆企画に取り組んだ成果である「ヒロシマ 20 年」は、被爆による「人間的悲慘の極み」を周知する報道展開によって原爆報道を確立した記念碑となった。また、中国新聞社は、1964年から科学的に原水爆被害の実態を追究した原水爆被災白書作製の意義を世論に訴える「原水爆被災白書運動」を推進し、原爆問題を打開する行動を始めていた。このような「平和運動」につながる原爆報道のあり方について、同社が、原爆取材に徹することによって、核・平和問題に取り組む人々に共感して立ち上がる「ヒロシマ記者」を輩出していったことを意義づけた。

第八章「広島市と原爆ドーム保存運動」では、1967年に中国新聞社が主催した「ヒロシマを考える」というテーマのシンポジウムと連携した八・六企画「ヒロシマは発言する」を取り上げ、原水禁運動再生を目指す被爆地の動向に注目した。『中国新聞』は、政党主導の原水禁運動が傾く経緯と広島市が呼びかけた原爆ドーム保存全国募金の成功を対比して、政党の運動とは離れた方法を図り、個々の行動を広げるために国民の反核意識に訴える運動を進めることをシンポジウムの課題とした。この「原爆ドーム保存運動」は、「悲痛な事実を後世に伝え人類の戒めとする」（原爆ドーム記念碑碑文）ことがマスコミを通じて反響を呼び、個人が募金や署名という行為によって「被爆体験の継承」に寄与したものである。

第九章「世論調査にみる広島市民の核意識」では、「七〇年安保」を前に、中国新聞社が、広島市、広島大学と共同で、市民を対象に核問題に関する世論調査を実施したことに着目し、その調査結果をまとめた1968年の八・六企画「ヒロシマの心」を取り上げ、核情勢に対する市民の認識を確認しながら被爆地の状況を検討した。広島市の調査では、非被爆者とは異なる健康、生活、心理面の問題を抱えた被爆者の実態があり、厚生省の原爆被爆者実態調査が「生活、健康両面とも被爆者と非被爆者の格差は小さいようだ」（1967年11月発表）と結論したことを反証し、市民が被爆者行政の改善を強く要求する結果を示した。広島市は、1967年から独自の被爆者援護措置を講じて被爆者対策を試みた。また、広島市民は、核抑止力に依存した日米安保条約や国民の「核アレルギー」を解消しようとする政策とは相いれない核意識が被爆地に存在することを告発した。このように、被爆地ヒロシマが、国の安全保障に対する市民の意識を確認したのは、佐藤栄作首相が「国際的な核の脅威には日米安保条約に基づく米の核抑止力に依存する」と声明した政府

の七〇年安保への布石が背景にあった。広島市は、1968年の平和宣言において核抑止力論を否定する見解を打ち出したのである。

終章では、三部にわたって検証した結果をもとに、中国新聞社が「被爆地報道」から平和運動に値する「原爆報道」を確立するに至った経緯について、戦後25年間の「ヒロシマ」をめぐる社会情勢や被爆地の動向と関連づけて総括した。被爆体験を有する報道機関という歴史性が、当事者として原爆被害者の人権を尊重した姿勢を堅持し、被爆地の新聞社として読者の評価や関係者の協力を得た信頼関係に基づく被爆者取材を構築した功勞によって平和報道体制に結実した。また、原爆報道を通して、被爆地で暮らす市民が、核情勢に影響されるヒロシマの問題と関わってきた足跡を民衆史として位置づけることができた。

1960年代後半以降、被爆地では、国家補償を含めた援護法を拒否する国によって「人間的悲惨の極み」を負わされている原爆被害者の現状に対応せざるをえなくなった。広島市や地元の諸機関は、原爆被害のデータを蓄積して被爆者援護法推進へと乗り出した。そのために、悲惨な被爆体験を世界に伝える努力を重ねていくことが第一であった。マスコミの発達によって原爆報道が平和運動の一翼を担うようになり、被爆地やマスコミのキャンペーンに呼応した無数の個人の反核意識が、原水禁運動の命脈を今日に至るまでつないできた。日本の平和運動は、被爆国という固有の「被爆体験」の重みに支えられ、被爆地ヒロシマは、原爆被害報告を発信し、放射能を含む核兵器の恐ろしさを訴え続けている。

論文審査の結果の要旨

論文の内容と要旨

本論文は、第二次世界大戦後約二十年間の中国新聞社とその発行新聞である『中国新聞』に焦点をあて、同紙において原爆報道が確立される過程を、実証的に追跡したものである。その構成は以下のとおりである（全体分量は注を含め四百字詰め換算590枚）。

序章 「原爆報道」の研究史

第一部 占領政策と被爆地報道

第一章 メディア管理と日本出版協会

第二章 メディア政策と地方紙—『中国新聞』にみる事後検閲

第三章 原爆忌と八・六報道

第二部 原水禁運動の盛衰—原爆報道の展開

第四章 原爆被害者救援運動の成立

第五章 六〇年安保と自民党の世論対策

第六章 原水禁団体の政争と被爆者取材の展開

第三部 原爆報道の確立と被爆地の平和運動

第七章 「ヒロシマ20年」と新聞界の評価

第八章 広島市と原爆ドーム保存運動

第九章 世論調査にみる広島市民の核意識

終章 中国新聞社と原爆報道研究の意義

序章では、『中国新聞』に関する先行研究を中心にメディア史研究の成果を吟味して、原爆報道の研究が未整理状態にあるとし、被爆地に拠点をおき被爆体験を有する点に注目して、中国新聞社と『中国新聞』に即して原爆報道とそれをめぐる社会状況を明らかにすることを課題に設定する。次に、同社の前史を概観し、第二次大戦前には軍都の地元紙として繁栄し、戦時統制による地方紙一県一紙制によって唯一の地元有力紙になった同紙が、敗戦後、占領政策下において原爆報道の最前線に立ったことを指摘する。

第一部は、原爆報道が停滞した占領期を扱い、検閲を軸とした分析を行っている。

第一章では、出版協会とその機関誌『出版文化』に焦点をあて、実証研究の薄い出版検閲の実態を解明し、事後検閲制度を組み込んだ占領期のメディア管理の構造を考察する。

第二章では、既成研究がほとんどない地方紙に対する事後検閲制の実態を解明すべく、『中国新聞』の検閲事例を分析し、「中央の情報源を押さえ」た上で「自己検閲」に任せる事後検閲制は効率的であり、プレスコードの曖昧性も「自己検閲」に拍車をかけ、検閲・情報収集を柔軟に行うのに適したものであったことを指摘する。

第三章では、占領期の八・六企画（原爆忌）の紙面を分析し、「自己検閲」によって原爆被害を扱わず平和祭や復興のみを取り上げる同紙は、「原爆が戦争を終結させた」とする日米政府に追従するものであったとする。

第二部は、原水禁運動が成立する一九五四年からそれが分裂する六四年頃までを扱っている。

第四章では、一九五六年刊行の『中国新聞六十五年史』と紙面を分析し、一九五四年のビキニ被災事件後の八・六企画から同紙は原爆問題への主体性を見せ始め、翌年には「原水禁運動に被爆者救済の訴えが抜け落ちていることを被爆地の声として主張」し、被爆者救済を基礎に据えることによって「原水禁運動はあるべきスタート地点に立った」、とする。

第五章では、自民党の「安保改定促進の広報活動」の端緒となった一九五九年の広島県議会での原水禁世界大会補助金削除事件、および六〇年安保改定の際における同紙の内容を中央紙と比較しつつ検討する。総じて同紙は自民党政府寄りの報道をしたが、被爆地の立場に立ち政争を止めて生産的態度を取るような提言をしたことに注目している。

第六章では、一九六〇年代前半に原水禁運動が政党間抗争に利用され停滞するなかで、『中国新聞』が八・六企画を中心に地道な被爆者取材に基づく紙面作りを行い、地元の小規模の「平和運動」にも注目し始めたことを抽出している。

第三部は、平和運動が推進し始める一九六〇年代後半を扱い、『中国新聞』が原爆報道を確立し、同紙記者たちが実践行動を始めるに至った過程を追跡している。

第七章では、同紙の原爆報道が一九六五年度新聞協会賞を受賞するに至った経緯を、六二年企画と記念碑となった被爆20周年企画の記事内容に即して検討する。被爆機関である同紙の記者は、疎外された弱者である被爆者をまず人間として見ることの重要性を認識して、信頼関係を構築しながら取材を続けた。このことが被爆者や平和運動に取り組む市民との連帯を可能にし、真の原爆報道を作り上げたと指摘する。

第八章では、原水禁団体分裂後に原水禁運動の再建を求める『中国新聞』の活動を、原爆ドーム保存運動が成功した一九六七年の八・六企画を中心に検討する。それは「無数の小さな力によって「くずれなか

ったドーム」対「政党によって「くずされてしまった原水禁運動」という構図」を提示して運動瓦解の本質をえぐり、「草の根」の反核意識に運動の推進力を求めるものであった、としている。

第九章では、『中国新聞』が行動にまで踏み出したものとして、一九六八年に実施した広島市民意識調査とそれを特集した記事を分析する。それらは、原爆被害を過小評価して被爆者救済責任を回避しようとする厚生省調査に反駁して、核抑止力に依存する日米安保体制とは相いれない反核意識が存在することを明らかにするものであったこと、広島市が一九六八年の平和宣言において核抑止力論を否定したことを高く評価すべきとしている。

終章では全体を要約しつつ、大きな流れとして、「無数の個人の反核意識が、日本の原水禁運動の命脈を今日に至るまでつないできた」、「被爆体験」の重み」に支えられた「中国新聞社や広島市は、ヒロシマ問題を打開するために従来の原水禁運動とは離れた方法」を図っていった」と総括している。

論文審査の結果

本論文の成果として、以下の点をあげることができる。

第一に、長期にわたる『中国新聞』紙面の追跡という着実な作業を行い、「原爆報道」の大きな歴史像を提示した。個人の意識の変化を個々の著述などから追跡する仕事はもちろん存在するが、多くの人間の長期にわたる心の変化を追うことは容易でなかった。「被爆者を人間として見る」ことを原爆報道の基礎とし、原爆に対する意識の長期的変遷を問題にする本論文にとって、従来長期にわたって追跡されることがなかった『中国新聞』を用いることは必然的方法であったと言える。本論文は、政府・政党と市民の間に存在する地元紙を用いる研究方法の大きな可能性を示したものと言える。

第二に、膨大な史料を吟味・整理して、原爆報道史のための材料として提示し、また各時期の原爆報道の在り様を、複雑に変化する国際情勢や国内政治状況という背景に位置づけた。この作業には戦後史全体にわたる膨大な既存研究の吸収が必要とされるが、本論文はそれを果たしている。その上で原爆報道史のための諸論点を提示した。例えば、戦前の軍都と対置された「平和都市ヒロシマ」の政治性に関する指摘や、広島県議会補助金削除事件・六〇年安保改定に際しての同紙の多面的性格に関する指摘がある。

第三に、出版物と地元紙についての検閲実態を確認する作業によって、占領期のメディア管理政策における事後検閲制のもった意味をより明確にした。貴重な実証的成果として占領期研究の前進に資するものである。

以上のような大きな成果を指摘できる反面、平成 23 年 5 月 30 日に開催された審査会において、以下のような問題点の指摘があった。

第一に、本書の最大の特徴である『中国新聞』の紙面分析が論文全体を貫くものとして構成されていない。とりわけ、第一部が検閲制度に関する論稿としての性格が濃い叙述となっていて、原爆報道を正面から扱うものになっていない。占領期の原爆報道にとって検閲制度が重要な意味をもったことは確かだが、それが『中国新聞』にもたらした固有の問題が深く検討されていない。

第二に、全体にわたって、『中国新聞』の変化の要因を同紙の側から問うという姿勢が弱く、戦後史の一般的構図にあてはめた説明に止まる叙述となっている。

第三に、キー概念である「原爆報道」および「原爆報道の確立」についての定義が曖昧であり、それを

読者に任せるような叙述であって、最も核心的な結論の提示という点において表現不足である。また記事年表や文献一覧の添付など、論文の構図を読者により分かりやすくするための配慮が望まれる。

このような問題点を有するが、前述した諸点において、本論文の歴史学研究に対する貢献は大きいと判断する。

上記の審査結果を総合的に勘案し、本審査委員会は全員一致で、本論文が博士論文としての学問的水準を備えるものであり、博士（文学）の学位を授与するに値するものであると判断し、報告する次第である。

博士学位論文
内容の要旨及び審査の結果の要旨
第24号

平成25(2013)年6月1日発行

発行 日本女子大学大学院

編集 日本女子大学学務部研究支援課

〒112-8681 東京都文京区目白台2丁目8番1号

電話 03-5981-3273